



平成28年経済センサス - 活動調査 調査票の記入のしかた

総務省
経済産業省

- ✓ 本調査は平成28年6月1日現在で行う調査です。
- ✓ 調査票の記入にあたっては、本冊子を必ず参照してください。
- ✓ 調査票は、貴社の企業全体について記入する「**企業(団体)調査票**」と、貴社に属するすべての事業所について記入する「**事業所調査票**」があります。「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので**本社事業所を含む事業所ごと**に記入してください。
- ✓ 調査票には、平成27年10月以降に実施した「企業構造の事前確認」等の結果をもとに、事業所の名称・電話番号・所在地などがあらかじめ印字されています。
- ✓ 調査票は、**黒色のペン又はボールペン**で濃く・はっきりと記入してください(摩擦熱でインクが消えるボールペンは使用しないでください)。
- ✓ 印字されている内容を訂正する場合は、**二重線で消して修正**してください。
- ✓ 調査票を提出する前に、記入もれや記入誤りがないか、もう一度ご確認ください。
- ✓ 「企業(団体)調査票」と「事業所調査票」のすべての調査票をご提出ください。
- ✓ 調査票の記入内容について、後日おたずねさせていただく場合があります。

コールセンターのご案内

お問い合わせの内容に応じ、専用の窓口をご用意しています。
おかけ間違いのないよう、お願いいたします。

調査票の記入
方法など
調査全般について

例えば

- 調査票の記入のしかたについて
- 調査事項について
- 調査の概要について
- 事業所情報の保護について

0120-142-456 (通話料無料)

オンライン回答や
電子調査票
(CD-RW)について

例えば

- ログインできない場合
- 初期のログイン時に変更した「確認コード」を忘れてしまった場合
- 電子調査票の操作方法について

0120-142-457 (通話料無料)

分類表について

例えば

- 分類表の見方について
- 品目の選び方について

0120-142-458 (通話料無料)

受付時間

〈平日〉

午前 9:00
～
午後 8:00

〈土日祝日〉

午前 9:00
～
午後 6:00

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合 03-3378-6614(有料)

索引

業種分類と調査票の対応について	1ページ
事業所とは	2
事業所の区切り方について	3

企業(団体)調査票の項目		事業所調査票の項目	
名称及び電話番号	5	事業所の名称及び電話番号	32
所在地	5	事業所の所在地	33
常用雇用者数及び支所等数	5	この場所での事業所の開設時期	33
企業全体の主な事業の内容	4	この事業所の従業者数	34
政治・経済・文化団体、宗教の種類	4	本所等の別	36
消費税の税込み記入・税抜き記入の別	10	主な事業の内容	36
12 企業(団体)全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	10	管理・補助的業務	37
13 企業(団体)全体の事業別売上(収入)金額	12	事業所の売上(収入)金額	37
14 電子商取引の有無及び割合	18	事業別売上(収入)金額	37
設備投資の有無及び取得額	19	15 農業、林業、漁業の収入の内訳	【15】-1
自家用自動車の保有台数	19	給与総額等	【16】-2
土地、建物の所有の有無	19	16 鉱業活動に係る費用	【16】-2
年初及び年末商品手持額	19	生産数量及び生産金額	【16】-4
年間商品仕入額	19	人件費及び人材派遣会社への支払額	【17】-1
資本金等の額及び外国資本比率	19	原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額	【17】-2
主な事業収入の内訳	21	有形固定資産	【17】-3
業態別工事種類	21	リース契約による契約額及び支払額	【17】-4
金融業、保険業の事業種類	21	製造品出荷額、在庫額等	【17】-5
13 学校等種類別収入内訳	22	17 製造品在庫額、半製品、仕掛品の価額及び原材料、燃料の在庫額	【17】-6
分類表(主な事業収入の内訳)	24	酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発税の合計額	【17】-7
許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示(業態別工事種類)	29	作業工程	【17】-7
		製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合	【17】-8
		主要原材料名	【17】-8
		工業用地及び工業用水	【17】-8
		年間商品販売額等	【18】-2
		セルフサービス方式の採用	【18】-3
		小売販売額の商品群別割合	【18】-4
		小売販売額の商品販売形態別割合	【18】-4
		売場面積	【18】-5
		営業時間	【18】-5
		店舗形態	【18】-6
		チェーン組織への加盟	【18】-6
		19 医療、福祉の事業収入内訳	【19】-2
		医療、福祉の相手先別収入割合	【19】-2
		事業所の形態、主な事業の内容	【19】-4
		20 分類番号、事業の種類(主な事業の種類)	【20】-1
		21 協同組合の種類	【21】-1
		信用事業又は共済事業の実施の有無	【21】-1
		サービス関連産業Bの事業収入内訳	【22】-1
		施設・店舗等形態	【22】-1
		サービス関連産業Bの相手先別収入割合	【22】-3
		飲食サービス業の8時間換算雇用者数	【22】-3
		22 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高	【22】-4
		特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等	【22】-5
		特定のサービス業における同業者との契約割合	【22】-6
		23 政治・経済・文化団体、宗教の種類	【23】-1

〈索引の見方〉

調査項目名	掲載ページ
名称及び電話番号	4
所在地	4
常用雇用者数及び支所等数	4
企業全体の主な事業の内容	5
政治・経済・文化団体、宗教の種類	5
消費税の税込み記入・税抜き記入の別	10
12 企業(団体)全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目	10

〈掲載イメージ〉

経済センサス-活動調査
政府統計

【12】企業調査票

この調査は、統計法に基づく統計調査で、報告の義務があります。
秘密の保護には万全を期していますが、ありのままを記入してください。
この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
オンラインで回答いただく場合は、別にお配りした「オンライン調査票利用ガイド」をご覧ください。
「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

市区町村コード 調査区番号 事業所番号 本

平成28年6月1日
総務省・経済産業省

業種分類と調査票の対応について

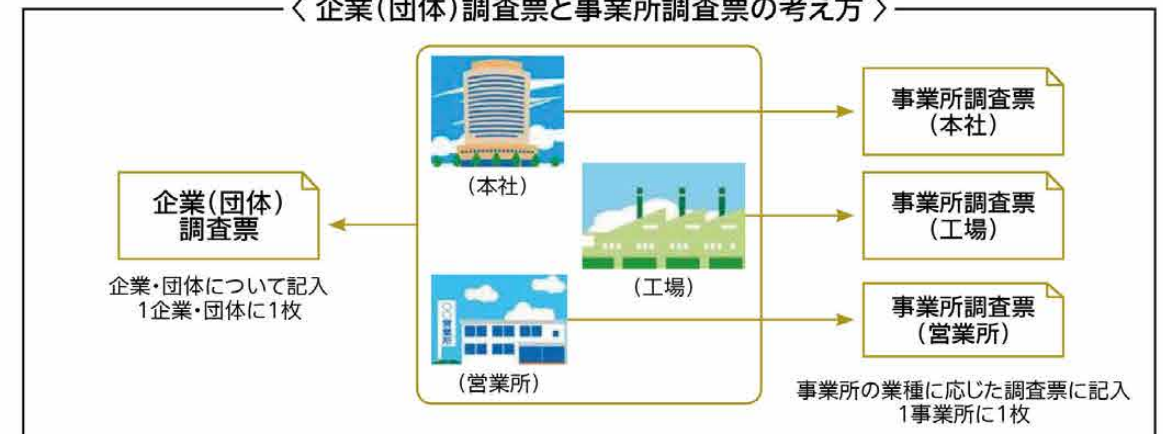
お配りした調査票の種類は、平成27年10月以降に実施した「企業構造の事前確認」等の結果をもとに配布させていただいたものです。企業全体を記入していただく「企業(団体)調査票」と本社・支社等の事業所ごとの情報を記入していただく「事業所調査票」の2種類があります。業種分類と調査票の対応につきましては、下表を参照してください。

◆ 事業所の調査票が足りない場合や事業所・企業の業種が異なる場合は、下表と2、3ページの「事業所とは」、「事業所の区切り方について」をご確認の上、コールセンターにお問い合わせください。

【業種分類・調査票対応表】

業種分類	調査票の種類					
	番号	企業(団体)調査票	番号	事業所調査票		
農業、林業	【12】	企業調査票	【15】	事業所調査票(農業、林業、漁業)		
漁業			【16】	事業所調査票 (鉱業、採石業、砂利採取業)		
鉱業、採石業、砂利採取業			【17】	事業所調査票(製造業)		
製造業			【18】	事業所調査票(卸売業、小売業)		
卸売業、小売業(含、古物商)			【19】	事業所調査票(医療、福祉)		
医療、福祉						
教育、学習支援業(学校教育)	【13】	企業調査票 (建設業、サービス関連産業A、 学校教育)	【20】	事業所調査票(建設業、 サービス関連産業A、学校教育)		
建設業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
通信業、放送業、映像・音声・文字情報制作業						
運輸業、郵便業						
金融業、保険業						
複合サービス事業(郵便局)	【12】	企業調査票	【21】	事業所調査票(協同組合)		
複合サービス事業(協同組合)						
情報サービス業、 インターネット附随サービス業			【22】	事業所調査票 (サービス関連産業B)		
不動産業、物品賃貸業						
学術研究、専門・技術サービス業						
宿泊業、飲食サービス業						
生活関連サービス業、娯楽業						
教育、学習支援業(その他の教育、学習支援業)						
サービス業(上記に分類されないサービス)						
純粋持株会社						
政治・経済・文化団体、宗教	【14】	団体調査票 (政治・経済・文化団体、宗教)	【23】	事業所調査票 (政治・経済・文化団体、宗教)		

〈企業(団体)調査票と事業所調査票の考え方〉



事業所とは

ここでいう事業所とは、物の生産や販売、サービスの提供などの経済活動が

- ①単一経営主体のもと(グループ企業は含めません)で
- ②一定の場所を占めて
- ③従業者と設備を有し
- ④継続的に行われているもの

をいいます。

同じ組織であっても、場所が異なる場合は、「場所ごと」にそれぞれ別の事業所とします。

管理事務や補助的な経済活動を行っている場合も、事業所に含めます。

◆ 事業所の例



◆ 本所・本社・本店(本社等)とは

他の場所に同一経営の支社等があって、経営全体を統括している事業所をいいます。

○ 同一経営主体となる例	× 同一経営主体とならない例
・フランチャイズ・チェーン事業の本部と直営店 ・フランチャイズ・チェーンの加盟店を経営する事業主(企業)が経営するすべての店舗など	・フランチャイズ・チェーン事業の本部と加盟店(別経営) ・親会社と子会社・関連会社などのグループ企業の事業所 ・百貨店やスーパーなどと消化仕入(売上仕入)契約を結んで、出店している売場

◆ 支所・支社・支店(支社等)とは

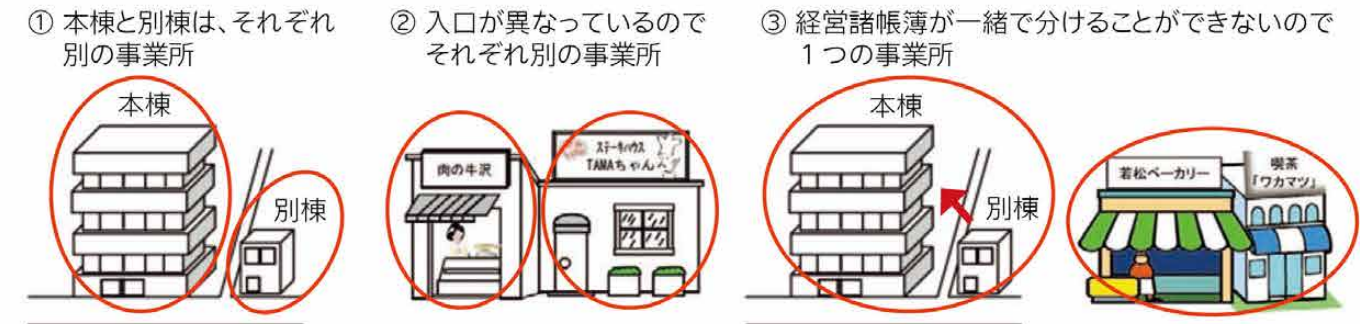
本社等の統括を受けている事業所のうち、従業者を有し、事業・活動が行われている場所をいい、「支所・支社・支店」のほか、営業所、出張所、工場、配送センターなどもあります。

事業所とする例、事業所としない例

- 他の会社など別経営の事業所から派遣されている人のみで貴社の事業活動が行われている場合も、貴社の事業所とします。
 - 貴社が他社から業務を請負って、他社の工場などの中に、一定の場所を占めて業務を行っている場合、その部分は貴社の事業所とします(指定管理者制度により施設管理を受託しているような場合も同様です。)
 - × ビルやダムなどの建設現場にある詰所等は、事業所とはしません(管理している建設会社の事業所に含めます。)
 - × マンションの管理人室や、テナントなどが入居するビルの管理人室は、場所が離れていても、原則として別の事業所とはしません(それらを管理している管理会社などの事業所に含めます。)
 - × 国及び地方公共団体などの行政機関に在駐している記者クラブは、単一の事業所とはしません(管理している報道機関などの事業所に含めます。)
- また、空港など行政機関以外に在駐している場合も、特段の報道機材を持ち込んでいなければ事業所とはしません。
- ※マンションやテナントなどが入居するビルの管理人室、行政機関に在駐している記者クラブが1事業所として調査票が配布されていた場合には、当該事業所調査票の備考欄に「管理人室」、「記者クラブ」と記入してください。

事業所の区切り方について

- ① 事業所は、原則として、場所(同一区画)ごとに、それぞれ別の事業所としますので、道路を隔てた別棟において事業を行っている場合は、それぞれ別の事業所とします。
- ② 同じ建物でも入口が完全に異なっている場合は、別の場所にあるものとみなして、それぞれ別の事業所とします。
- ③ ただし、近接していて、経営諸帳簿が一緒に分けることができない場合は、1つの事業所とします。
※経営諸帳簿とは、賃金支払台帳、売上台帳、現金出納帳、出勤管理簿などをいいます。



- ・同一ビルの中に同一会社の本社と支社、営業所などがある場合は、それぞれを別の事業所とします。
※部や課などの単位で1つの事業所とはしません。



この例の場合、
A社の事業所は3つ
(本社、支社、営業所)
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。

- ・また、本社、支社などが複数階にまたがる場合でも、階では区切らずに、本社、支社などの単位ごとに1つの事業所とします。
※部や課などの単位で1つの事業所とはしません。

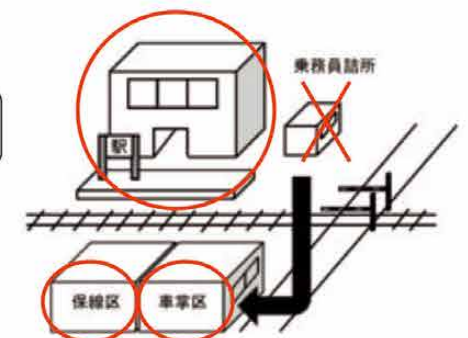


この例の場合、
A社の事業所は3つ
(本社、支社、営業所)
B社の事業所は1つ
C社の事業所は1つ
となります。

区切り方の特殊な例

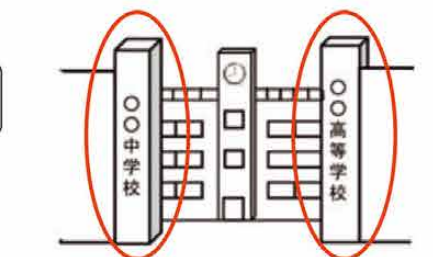
- 鉄道などによる運輸業は、管理責任者のいる場所ごとに別々の事業所とします。
・鉄道業で、同一構内に、駅、車掌区、保線区、電力区などがある場合は、それぞれ別の事業所とします。
ただし、駅長、区長など管理責任者の置かれていない機関は、そこを管理する責任者などのいる事業所に含めて1つの事業所とします。

〔事業所は3つ〕



- 同一区画に高校と中学校など2つ以上の学校がある場合は、学校の種類ごとに別々の事業所とします。
また、大学に併設されている附属病院や研究所も、それぞれ別の事業所とします。

〔学校ごとに別の事業所〕



- テナントとして出店している場合は、出店元の企業の事業所とします。
ただし、百貨店などと消化仕入(売上仕入)の契約を結んで、出店している売場については、出店先の百貨店に含まれるため、出店元の企業の事業所とはしません。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

フリガナ
記入者氏名
部署名
電話番号

ケイザイ タロウ
経済 太郎
経営企画部
××-××××-×××× (内線:)

フリガナ
正式名称
通称名
電話番号 (代表)

ショッポウトウケイ
株式会社 統計商店
株式会社 SHOP統計
1
×× () ×××× - ××××

郵便番号
都道府県名
市区町村名
町丁・字・番地・号
ビル・マンション名等 (階、号室まで記入してください)

2
162-0066
東京都
3
若松町3丁目2番1号
4
若松第3ビル 1階

経営組織
個人経営
株式会社
合名会社
合資会社
会社
会社以外の法人
法人

1
2
3
4
5

国内
海外 (現地法人は除く)

常用雇用者数
支所等数

5
6
50
3
人
事業所

0
0
人
事業所

1) 主な事業の内容
2) 生産品、取扱商品又は営業種目

7
酒類、飲食料品の卸売
8
① 酒類の卸売収入
② 飲料品の卸売収入
③ 食料品の卸売収入

1 名称及び電話番号

1 名称は、略称ではなく**正式名称**(法人の場合は登記上の名称)を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、省略せず、以下のように正式名称で記入してください。

(株) → 株式会社	(同) → 合同会社	(福)(社福) → 社会福祉法人	(公財) → 公益財団法人
(有) → 有限会社	(学) → 学校法人	(生協) → 生活協同組合	(一財) → 一般財団法人
(名) → 合名会社	(医) → 医療法人	(漁協) → 漁業協同組合	(公社) → 公益社団法人
(資) → 合資会社	(宗) → 宗教法人	(農協) → 農業協同組合	(一社) → 一般社団法人

記入上の注意

✓「通称名」欄には屋号などを記入してください。
✓フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。

● 正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称を**カタカナ**で記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についても**フリガナ**を記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

2 所在地

2 本所・本社・本店等で固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
3 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「ー」などで省略せずに記入してください。
例) ○ 若松町3丁目2番1号
○ 若松町3丁目2-1
× 若松町3-2-1
4 本所・本社・本店等がビルなどの中にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に**そのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)**を記入してください。

4 常用雇用者数及び支所等数

5 常用雇用者数
● 平成28年6月1日現在で支所・支社・支店を含めた企業全体の常用雇用者数を国内と海外(現地法人を除く)に分けて記入してください。
● 常用雇用者がいない場合は「0」と記入してください。

6 支所等数
● 平成28年6月1日現在で所有する本所・本社・本店以外の支所・支社・支店、営業所、工場、出張所などの事業所数を国内と海外(現地法人を除く)に分けて記入してください。
● 国内と海外のいずれか一方だけに「支所・支社・支店」がある場合には、もう一方の「支所・支社・支店」数は「0」と記入してください。
● 支所等には、支所・支社・支店だけでなく工場、営業所、出張所、配送センター、海外駐在員事務所などのほか、従業員のいる倉庫や管理人のいる寮なども含めます。ただし、建築現場や建設業における現場事務所は支所には含めません。詳しくは、2ページの「事業所とは」をお読みください。

《常用雇用者とは以下のいずれかに該当します》
● 期間を定めずに雇用している人
● 1か月以上の期間を定めて雇用している人

《以下については、「支所・支社・支店」に該当しませんので、「支所等数」には含めません》

フランチャイズ・チェーンなどの加盟店

● フランチャイズ方式の加盟店など、経営者が本部の経営者と別の場合(ただし、加盟店の経営者が複数の店舗を所有している場合、その所有している店舗は、加盟店の経営者にとっては、「支所・支社・支店」となります。)

消化仕入(売上仕入)

● 百貨店やスーパーマーケットなどの中にある消化仕入をしている売場

子会社、関連会社

● 子会社や海外現地法人、関連会社などのグループ企業の事業所

その他

● ATMやコインランドリーなどの無人の店舗 ● ボランティアなど、無給の従業員のみで事業を行っている場合
● 建築現場や建設業における現場事務所など

5 企業全体の主な事業の内容 ※【12】企業調査票のみ

7 「(1)主な事業の内容」の記入にあたっては、6～9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
● 支所・支社・支店を含めた企業全体の主な事業内容を記入してください。
● 企業全体の主な事業の内容は、会社の定款に記載されているものとは関係なく、実際に行っている主な事業について記入してください。
● 複数の事業を行っている場合は、平成27年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額が最も多い事業を記入してください。
● 商品の販売、賃貸等を行っている場合は、主に何を販売しているか、又は何を賃貸しているかがわかるように記入してください。

8 「(2)生産品、取扱商品又は営業種目」には、「(1)主な事業の内容」について、具体的な生産品、取扱商品、サービスの営業内容などを売上(収入)金額の多いものから3項目記入してください。(記入例は6～9ページを参照してください。)

政治・経済・文化団体、宗教の種類

● 右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

政治・経済・文化団体

1 政治団体
2 経済団体
3 労働団体
4 学術団体、文化団体
5 その他の政治・経済・文化団体

宗教

6 神道系宗教
7 仏教系宗教
8 キリスト教系宗教
9 その他の宗教

5 政治・経済・文化団体、宗教の種類 ※【14】団体調査票のみ

◆ 該当する番号を1つ○で囲んでください。

【12】調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例

◆ 飲食サービス業の場合

- 客の注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。
- 特定の料理を提供している場合は、提供している飲食品の種類がわかるように、「天ぷら料理店」、「イタリア料理店」、「中華料理店」、「焼肉店」、「そば・うどん店」、「すし店」、「ハンバーガー店」などのように記入してください。
- 各種の料理を提供している場合は、「一般食堂」、「大衆食堂」、「ファミリーレストラン(各種料理)」などのように記入してください。
- 主として酒を提供している場合は、「居酒屋」、「バー」、「キャバレー」、「ナイトクラブ」などのように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
持ち帰りすし店 (注文を受けて調理)	① にぎり
	② 海鮮丼
	③
ピザの宅配 (注文を受けて調理)	① ピザ
	② パスタ
	③ グラタン
天ぷら料理店	① 天ぷら
	② 刺身
	③ ビール
一般食堂	① 日替わり定食
	② カレーライス
	③ 親子丼

◆ 商品を販売している場合

- 調理済み弁当などを小売している場合は、「〇〇の小売(調理済み)」と記入してください。
- 取り扱っている商品名と卸売か小売かの別を記入してください。
- 自ら製造を行わず、下請業者に製造(加工)させて、この事業所(自社)の製品として卸売している場合は、「〇〇の卸売」と記入してください。
- 主に各種食料品を小売している場合は、「各種食料品の小売」と記入し、店の種類(コンビニエンスストア、スーパーなど)を付け加えてください。
- 商品を製造して小売している場合は、「〇〇の製造小売」と記入してください。
- 店舗を持たず、専らカタログ、テレビ、インターネット等の通信販売により個人から注文を受け、商品を販売している場合は、「〇〇の通信販売(無店舗)」と記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
弁当の小売 (調理済み)	① からあげ弁当
	② 幕の内弁当
	③ しょうが焼き弁当
パソコン等の機械器具の卸売	① パソコン
	② プリンター
	③ コピー機
各種食料品の小売 (コンビニエンスストア)	① 弁当
	② 飲み物
	③ 菓子
婦人服の通信販売 (無店舗)	① 婦人服
	② 婦人靴
	③

◆ 物品を製造(加工)している場合

- 何を作っているのか(生産品の名称)、何から作っているのか(材料)、製品の用途、製造の方法などがわかるように記入してください。
- 機械器具やプラスチック製品などを製造している場合は、その用途を記入してください。
- 製造販売で卸売と小売の両方を行っている場合は、「〇〇の製造卸売」などと、どちらが主な方かがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
革製手袋の製造	① ゴルフ用
	② 野球用
	③ 防寒用
魚肉加工による練り製品の製造	① かまぼこ
	② ちくわ
	③ ソーセージ
電化製品用プラスチック製品の製造	① テレビ用キャビネット
	② 電話機器体
	③ 電気掃除機器体
電子デバイス製造	① 集積回路
	② 液晶パネル
	③

◆ 物品の修理を行っている場合

- 何を修理しているかがわかるように記入してください。
- 同種商品の販売を兼ねている場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
自動車の整備・小売	① 自動車の整備
	② 自動車の小売
	③

◆ 倉庫の場合

- 低温装置を施した倉庫の場合は、その旨を記入してください。
- 店舗、工場などの自家用の倉庫の場合は、その店舗、工場などの主な事業の内容と自家用の倉庫であることがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
倉庫業	① 冷蔵倉庫
	② トランクルーム
	③
△△工場の自家用倉庫 (飲料用アルミ缶の製造)	① 清涼飲料水用
	② ビール用
	③

◆ 不動産に関する事業を行っている場合

- 不動産の種類(住宅、事務所、店舗、土地など)のほか、これらについて売買しているか、賃貸しているか又はそれらの代理・仲介をしているかがわかるように記入してください。
- マンションの管理を請け負っている場合は、「マンションの管理」と記入してください。
- ビルなどの建物を対象として清掃、保守、機器の運転、その他維持管理を行っている場合は、「ビル総合管理」、「建物の清掃・保守」などのように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
アパート・マンションの賃貸の仲介	① アパート
	② マンション
	③ 一戸建て住宅
マンションの管理	① マンション
	②
	③
ビル総合管理	① 施設の清掃
	② 空調設備の点検
	③

◆ 運輸事業の場合

- 運送手段の種類(自動車、軽自動車、オートバイ、鉄道、航空機、船舶など)と運送する対象(人、物)などがわかるように記入してください。
- 貨物利用運送業の場合は、第一種利用運送業か第二種利用運送業かわかるように記入してください。
- 貨物の運送取扱店かわかるように、具体的に記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
乗合バスによる旅客の運送	① 路線バス
	② 定期観光バス
	③
軽トラックによる貨物宅配便	① 小荷物
	② 引越し
	③

◆ 土木・建築・設備工事を行っている場合

- 建築物の種類や工事の内容がわかるように記入してください。
- 工事の内容については、建築物や土木施設の工事全体を行うか、そのうちの一部の工事を請け負っているか、プレハブ工法で行うかなどがわかるように記入してください。
- 土木工事を行っている場合は、舗装工事がそれ以外の工事かがわかるように記入してください。
- 住宅設備機器等の施工を行っているほか、それらの販売も行っている場合は、主とする内容がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
道路などの舗装工事の一式請負	① 道路の舗装
	② 駐車場の舗装
	③
風呂などの住宅設備機器の卸売及び取付工事(卸売が主)	① 風呂の浴槽
	② システムキッチン
	③ 洗浄機付トイレ
建物の外壁吹付塗装	① オフィスビル
	② マンション
	③ モルタル住宅
木造住宅の建築の一式請負	① 木造住宅
	②
	③

◆ 協同組合の場合

- 協同組合の種類(農業協同組合、水産加工業協同組合、事業協同組合など)のほか、協同組合が行っている事業の内容を記入してください。
- 単一事業を行っている場合は、その事業(営農センター、共同選果場、ガソリンスタンドなど)を記入してください。
- 信用事業又は共済事業のほか、購買事業、販売事業、経営・技術指導等を行っている場合には、必ず信用事業又は共済事業を記入し、さらに行っている他の事業を記入してください。

(1)主な事業の内容	(2)生産品、取扱商品又は営業種目
信用、共済、購買を行う農協	① 信用
	② 共済
	③ 購買
農業資材販売	① 肥料
	②
	③
金融業務	① 窓口業務
	②
	③

【12】調査票「5 企業全体の主な事業の内容」の記入例(つづき)

◆ 病院、医院などの場合

・専門の科名と病床数を記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

●●病院（病床数100）

① 外科

② 内科

③ 小児科

◆ 労働者(人材)の派遣などを行っている場合

・「労働者派遣業」、「職業紹介業」又は「業務請負」のいずれかがわかるように記入してください。
なお、業務請負の場合は、請け負っている内容がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

労働者派遣業

① 事務員

② ソフトウェア開発

③

職業紹介業

① 営業スタッフ

② 事務スタッフ

③

業務請負

① 自動車（新車）塗装（請負）

② 携帯電話組立（請負）

③

◆ 宿泊施設の場合

・施設の種類がわかるように、「旅館」、「ホテル」、「簡易宿泊所」、「カプセルホテル」、「ユースホステル」などと記入してください。
・民宿の場合は、旅館・ホテルか簡易宿泊所かがわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

ホテル

① 結婚式

② 宿泊

③ レストラン

◆ 手技などによる施術を行っている場合

・主に療術を行う場合は、施術の内容がわかるように記述してください。
・主に美容・痩身を目的とするエステティック業の場合は、「エステティック業」、「エステティックサロン」などと記入してください。
・主に心身の緊張を弛緩させるための手技による施術を行う場合は、「リラクゼーション業(手技を用いるもの)」と記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

リフレクソロジー

① リフレクソロジー

② ハンドリフレクソロジー

③ アロマオイルの小売

エステティック業

① 美顔

② 痩身

③ アロマオイルトリートメント

リラクゼーション業
(手技を用いるもの)

① 手技によるボディケア

② 手技によるフットケア

③ 手技によるハンドケア

◆ 保険を扱っている場合

・扱っている保険の種類(生命保険、火災保険など)がわかるように記入してください。
・代理店の場合は、その旨を記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

生命保険業

① 生命保険

②

③

保険代理店

① 生命保険

② 自動車保険

③

◆ 福祉事業を行っている場合

・児童福祉、老人福祉、障がい者福祉のいずれかがわかるように記入してください。
なお、老人福祉の場合は、施設の種類がわかるように記入してください。
・1箇所、複数の施設を経営している場合は、主な施設の種類がわかるように記入してください(同じ場所であっても、他者が経営している事業所は除きます。)

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

老人デイサービスセンター

① デイサービス

② 訪問介護

③

介護老人保健施設

① 療養

② リハビリ

③

グループホーム（障がい者）

① 生活支援

②

③

高齢者複合福祉施設

① 特別養護老人ホーム

② 認知症老人グループホーム

③ 老人デイサービス

◆ 設計業を行っている場合

・建物の設計か、機械の設計かの区別がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

建設設計監理業

① 設計監理

②

③

◆ 学校、塾などの場合

・洋裁学校、外国語学校などの場合は、専修学校又は各種学校の認可を得ているか否かの区別がわかるように記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

外国語学校（専修学校）

① 英語

② フランス語

③ スペイン語

◆ 研究所の場合

・どのような内容の研究を行っているかがわかるように記入してください。
・製品(商品)の研究を行っている場合は、その研究内容を記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

〇〇研究所

① 経済学

② 社会学

③

◆ 墓石の小売を行っている場合

・墓石の製造を行うのか、小売を行うのかかわるように入力してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

墓石の小売と据付

① 墓石の小売

② 墓石の据付

③

◆ 広告内容の制作のみを行っている場合

・どのような広告を制作しているかがわかるように「折込広告制作業」、「新聞広告制作業」、「テレビコマーシャル制作業」などのように記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

新聞広告制作業

① 新聞

② 雑誌

③

◆ 広告業を行っている場合

・「広告業」又は「広告代理業」と記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

広告業

① テレビ広告

② 新聞広告

③ 雑誌広告

◆ パチンコ景品交換所の場合

・パチンコ景品交換所の場合は、「パチンコ景品交換所」と記入してください。
・景品の種類を「(2)生産品、取扱商品又は営業種目」に記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

パチンコ景品交換所

① 金地金

②

③

◆ 純粋持株会社の場合

・「純粋持株会社」と記入してください。

(1)主な事業の内容

(2)生産品、取扱商品又は営業種目

純粋持株会社

① 純粋持株会社

②

③

【12】 企業調査票

-8-

-9-

6 消費税の税込み記入・税抜き記入の別 ※【13】調査票は項目5

- ◆ 7欄「企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」以降はできる限り「税込み」で記入してください。(ただし、税込みで記入できない場合は、「税抜き」で記入してください。)
- ◆ 「税込み」か「税抜き」について、選択した記入方法を1つ○で囲んでください。

7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 「会社などの場合」 ※【13】調査票は項目6、【14】調査票は項目7 団体全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目

◆ この項目は、「損益計算書」などをもとに記入してください(各項目の内容は、下表を参照してください)。会社以外の法人については、「正味財産増減計算書」、「事業活動収支計算書」などをもとに記入してください。なお、別途「損益計算書」を作成している場合は「損益計算書」の該当金額も含めて記入してください。

項目	会社		会社以外の法人
	金融業・保険業以外	金融業・保険業	
① 売上(収入)金額	● 農業・林業・漁業による事業収入額、鉱産品売上高、製造品売上高、加工賃収入額、卸売・小売売上高、医業収入額、サービス営業収入(収益)額、完成工事高等、会社の事業活動によって得た収入額を記入してください。 ● 有価証券、土地・建物、機械・器具などの有形固定資産など、財産を売却して得た収入は含めません。	● 経常収益・事業収益等、事業活動によって得た収入額のほか、別会計で経理する事業収入がある場合は、その事業収入も含めて記入してください。	● 経常収益を記入してください。 ※「宗教」については、宗教法人法第6条第2項に規定する公益事業以外の事業に係る収入(例:駐車場収入、借地・借家等の収益事業の収入)を記入してください。喜捨、お布施、献金、玉串料などは含めません。
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	● 売上(収入)金額に対応する費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)を記入してください。	● 経常費用等、事業活動を行うためにかった費用を記入してください。	
③ うち売上原価	● 費用総額のうち売上原価について記入してください。売上原価とは会社の主たる事業活動による収益を獲得するために直接かかった原価部分で、売上高に対応する商品仕入原価、製造原価、完成工事原価、サービス事業の営業原価及び減価償却費など(売上原価に含まれるもの)の合計になります。	● 記入不要です。	
④ 給与総額	● 売上原価(人件費、製造原価に含まれる労務費)、販売費・一般管理費に含まれるものを記入してください。 ● 役員(非常勤を含む)及び従業者(臨時雇用者を含む)に対する給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、役員賞与(賞与引当金繰入額を含む)、労務費、給与(賞与引当金繰入額を含む)、手当、賃金等)の総額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 ● 別経営の事業所(企業)に出向・派遣している従業者に支給している給与を含めます。		
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)	● 当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。		
⑥ 動産・不動産賃借料	● 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ● 端末機を含むコンピュータの賃借料も含めます。 ● 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。		
⑦ 減価償却費	● 固定資産に係る減価償却費を記入してください。「売上原価」、「販売費及び一般管理費」それぞれに計上された減価償却費の合計になります。		
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	● 営業上負担すべき固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ● 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ● 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ● 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。		
⑨ 外注費	● 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 ● 人材派遣会社への支払いも含めます。 ● 製造原価のうち、外注費も含めます。		
⑩ 支払利息等	● 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。 ※営業外費用に計上する支払利息等の場合には「②費用総額」の内数ではありません。 ● 「銀行業」及び「協同組織金融業」は記入不要です。		

記入上の注意

- ✓ 平成27年1月から12月までの1年間について記入してください。
※ 平成27年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※ 営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

6 消費税の税込み記入・税抜き記入の別		① 税込み		② 税抜き	
● 7欄以降はできる限り「1 税込み」で記入してください。ただし、税込みで記入できない場合は「2 税抜き」で記入してください。 ※選択した記入方法を○で囲んでください。					
7 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目		① 売上(収入)金額		② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	
● 『調査票の記入のしかた』10、11ページを参照して記入してください。 ● 平成27年1月から12月までの1年間の売上(収入)金額及び費用総額等について記入してください(この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください)。(万円未満四捨五入) ● 3欄が「会社以外の法人」の場合は、以下のように記入してください。 ・「① 売上(収入)金額」：経常収益を記入 ・「② 費用総額」：経常費用を記入 ・「③ うち売上原価」：記入不要 ・「主な費用項目」：各欄に記入 ● 3欄が「個人経営」の場合は、①、②、④、⑥、⑦、⑧の6項目のみ記入してください。		③ うち売上原価		④ 給与総額	
		⑤ 福利厚生費(退職金を含む)		⑥ 動産・不動産賃借料	
		⑦ 減価償却費		⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	
		⑨ 外注費		⑩ 支払利息等	

【13】企業調査票 6 企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目 「学校法人の場合」

◆ この項目は、「消費収支計算書」などをもとに記入してください(各項目の内容は、下表を参照してください。)

項目	学校法人
① 売上(収入)金額	● 消費収支計算書(又は損益計算書)の消費収入の部(又は経常収益)のうち、事業活動によって得た収入及び事業を継続するための収入(学生生徒等納付金、手数料、寄付金、補助金、施設設備利用料、事業収入)のほか、消費収支計算書以外で経理する収益事業がある場合には、その売上(収入)金額を含めて記入してください。
② 費用総額(売上原価+販売費及び一般管理費)	● 消費収支計算書(又は損益計算書)の消費支出の部(又は経常費用)のうち、人件費、診療経費、教育研究(支援)経費、管理経費のほか、消費収支計算書以外で経理する収益事業がある場合には、その売上(収入)金額に対する費用を含めて記入してください。
③ うち売上原価	● 記入不要です。
④ 給与総額	● 役員(非常勤を含む)、教員(非常勤を含む)、職員(非常勤を含む)に対して支払った所得税、保険料等を控除する前の報酬、本俸、期末手当及びその他の手当並びに賞与引当金繰入額を記入してください。ただし、退職金は含めません。 ● 別経営の学校などに出向・派遣している教員・職員に支給している給与を含めます。
⑤ 福利厚生費(退職金を含む)	● 当該期間に支払うべき事業主負担の法定福利費(厚生年金保険法、健康保険法、介護保険法、労働者災害補償保険法等によるもの)、福利施設負担額、厚生費、現物給与見積額、退職給付費用、退職金等の総額を記入してください。
⑥ 動産・不動産賃借料	● 土地、建物、機械等の賃借料の総額を記入してください。 ● 経理上売買扱いとなっているリース支払額は含めません。
⑦ 減価償却費	● 診療経費、教育研究(支援)経費及び管理経費などに計上している減価償却額並びにその他の事業の固定資産に係る減価償却費を含めて記入してください。
⑧ 租税公課(法人税、住民税、事業税を除く)	● 固定資産税、自動車税、印紙税等の総額を記入してください。 ● 税込経理の方法をとっている場合の納付すべき消費税については、ここに含めます。 ● 収入課税の事業税(電気業、ガス業、保険業)はここに含めます。 ● 法人税、住民税、所得課税の事業税は含めません。
⑨ 外注費	● 業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した経費を記入してください。 ● 人材派遣会社への支払いも含めます。
⑩ 支払利息等	● 借入金等に対する支払利息等の総額を記入してください。

※改正後の学校法人会計基準で「事業活動収支計算書」を作成している場合は、「事業活動収支計算書」をもとに記入してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

8 企業全体の事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合 (%)		
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		円	
● 記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』12～17ページを参照してください。 ● 7欄「①売上(収入)金額」に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ● 金額で記入できない場合は、7欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ● 3欄が「会社以外の法人」の場合の寄付金、補助金、運営費交付金等は行った事業の収入になります。	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入											0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入													0,000
	(ウ) 製造業	③ 製造品の売上金額													0,000
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)					5	5	0	0	0		0,000		
	(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額											0,000		
	建設業、 (カ) サービス 関連産業 A	⑥ 建設事業の収入(完成工事高)											0,000		
		⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0,000		
		⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入											0,000		
		⑨ 運輸、郵便事業の収入											0,000		
		⑩ 金融、保険事業の収入											0,000		
	(キ) サービス 関連産業 B	⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入											0,000		
		⑫ 情報サービス、インターネット関連サービス事業の収入											0,000		
		⑬ 不動産事業の収入											0,000		
		⑭ 物品賃貸事業の収入											0,000		
		⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0,000		
		⑯ 宿泊事業の収入											0,000		
		⑰ 飲食サービス事業の収入											0,000		
		⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入											0,000		
		⑲ 社会教育、学習支援事業の収入											0,000		
		⑳ 上記以外のサービス事業の収入											0,000		
	(ク) 学校教育	㉑ 学校教育事業の収入											0,000		
	(ケ) 医療、福祉	㉒ 医療、福祉事業の収入											0,000		
	合 計		7欄「① 売上(収入)金額」										1		0

8 企業全体の事業別売上(収入)金額
※【13】調査票は項目7、【14】調査票は項目8 団体全体の事業別売上(収入)金額

- ◆ 以下の例示を参考に、7欄(【13】調査票は6欄)「企業(団体)全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上(収入)金額」に記入した金額を事業活動区分別に記入してください。(万円未満四捨五入)
- ◆ 8欄の合計金額は7欄(【13】調査票は6欄)の「①売上(収入)金額」と一致します。
※ 当該項目に該当する場合は○、他の項目に該当する場合は×としています。
※ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

(ア) 農林漁業	
① 農業、林業、漁業の収入	動植物を飼育、栽培する事業、材木の育成、林産物の採取、水産動植物の採取・採捕を行う事業 ○ 農畜産物の生産(もやし、きのこなどの工場栽培による農産物を含む) ○ 農業に直接関係するサービス業務(農作業の受託、庭園作り、花壇の手入れ など) ○ 土地改良区の収入 ○ 林産物の生産(立木、素材の販売、きのこ類の採取、木炭の生産) ○ 林業に直接関係するサービス業務(造林、伐木作業の受託、鳥獣の捕獲、昆虫類の採捕など) ○ 水産動植物の養殖 ○ 漁業に直接関係するサービス業務(網の設置、養殖場での餌まき業務の受託) ○ 畜産業でのきゅう肥による収入(堆きゅう肥加工を行っていない場合) ○ 農作物の害虫駆除 ○ 自家栽培(取得)した農作物、林産物、水産物を使用して製造、加工を行った場合の収入 × 有機質肥料の製造 →「(ウ)③製造品の売上金額」 × 購入した農作物又は水産物を製造加工 →「(ウ)③製造品の売上金額」

(イ) 鉱業	
② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入	鉱物の採掘、採石、砂利を採取する事業、又は選鉱その他の品位向上処理に関する事業 ○ 採掘・採石現場での破碎・粉砕 ○ 砂、砂利、玉石等を採取(採石)して販売する場合の収入 × 鉱石から含有する金属を抽出するための製錬及び精製 →「(ウ)③製造品の売上金額」 × 石炭からのコークス製造及びコークスの副産物製造 →「(ウ)③製造品の売上金額」 × 採掘された岩石の破碎・粉砕を採石現場以外で行った場合 →「(ウ)③製造品の売上金額」
(ウ) 製造業	
③ 製造品の売上金額 ※事業所調査票においては、「(ウ)③製造品の出荷額・加工賃収入額」に読替えてください。	製品を製造し、卸売・小売業者に販売する事業 ○ 製造した製品の他の企業への出荷額 ○ 他の企業に原材料を支給し、製造させた委託生産品の出荷額 ○ 他の企業から原材料の支給を受け、加工した収入(加工賃収入) ○ 船舶修理、鉄道車両の修理又は改造(自家用を除く)、航空機及び航空機用原動機のオーバーホールに関する収入(製造する設備・能力を有する場合) ○ 金属工作機械又は金属加工機械を据え付け、多種多様の機械及び部分品の製造加工と修理を行っている場合の収入 × 機械等の据付工事(製造品に含まれない場合) →「(カ)⑥建設事業の収入」 × 仕入商品を加工せず他の企業に販売した場合の販売額 →「(エ)④卸売の商品販売額」 × 仕入商品を加工せず一般消費者に直接販売した場合の販売額 →「(オ)⑤小売の商品販売額」 × 製造した商品(菓子、パン、建具、畳など)をその場で又は自ら配達して直接一般消費者に販売した場合の販売額 →「(オ)⑤小売の商品販売額」
(エ) 卸売業	
④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)	購入した商品を別の業者に販売する事業 ○ 他の者から購入した(仕入れた)商品をその性質や形状を変えないで、小売事業所、他の卸売事業所や他産業の事業所に販売した場合の販売額 ○ 他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行った場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料 ○ 自ら製造を行わず、自己の所有する原材料を下請け工場などに支給して製品を作らせ、これを自己の名称で販売した場合の収入 ○ パチンコ景品交換所が、卸売事業所等に特殊景品を販売した場合の販売額 × 製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額 →「(オ)⑤小売の商品販売額」
(オ) 小売業	
⑤ 小売の商品販売額	商品を個人や家庭に販売する事業 ○ 仕入れた商品又は製造した商品を主として家庭用消費者に販売した場合の販売額 ○ この事業所内で製造した商品をこの事業所内で直接個人又は家庭用消費者に販売した場合の販売額(菓子、パン、建具、畳などを製造し、主として個人用又は家庭用消費のためにその場で直接販売) × 販売商品に関する修理工、修理を専業としている場合の収入 →「(キ)㉑上記以外のサービス事業の収入」 × 再販業者やホテル、工場、建設業者など産業用使用者への販売額 →「(エ)④卸売の商品販売額」 × 自ら製造したものを店舗によらず、インターネット等を用いて販売した場合の販売額 →「(ウ)③製造品の売上金額」

8 企業全体の事業別売上(収入)金額(つづき1)
※【13】調査票は項目7、【14】調査票は項目「8 団体全体の事業別売上(収入)金額」

(カ)建設業、サービス関連産業A	
⑥ 建設事業の収入 (完成工事高)	建設工事を行う事業 ○ 土木工事、建築工事(リフォームを含む)、設備工事(電気工事、電気通信工事、管工事など) ○ 自己建設による土地の造成、建物の建設 ○ 製造品の出荷に附帯する据付工事(据付工事費が製造品と分離できる場合) × 測量や建設工事のコンサルタント、設計、監理 →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × プラントエンジニアリング事業 →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 自己建設によらない土地分譲、建設建売事業 →「(キ)⑬不動産事業の収入」
⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入	各エネルギーの供給などを行う事業 ○ 電力事業の収入(電気事業営業収益のうち電灯料、電力料、地帯間販売電力料、他社販売電力料、託送収益) ○ 自家発電の電力販売 ○ ガス事業の収入(ガス売上、託送供給収益) ○ 地域冷暖房事業 ○ 下水道処理施設維持管理業 × 電気製品の小売 →「(オ)⑤小売の商品販売額」 × 電気・ガス・水道事業所からの検針・集金業務の請負 →「(キ)⑳上記以外のサービス事業の収入」 × 電気工事、給排水設備工事 →「(カ)⑥建設事業の収入」 × かんがい用水供給 →「(ア)①農業、林業、漁業の収入」
⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入	情報の制作、加工、伝達、提供を行う事業 ○ 通信サービス(電話、無線、インターネット接続など) ○ 通信に附帯するサービス(携帯電話の契約、解約に関する手数料など) ○ 放送サービス(受信料、テレビ放送時間の販売収入など) ○ 映画、テレビ番組などの制作、配給 ○ 新聞、書籍の発行 ○ 広告制作(印刷物にかかる広告制作) ○ ニュース供給(通信社のニュース供給など) × 広告代理業 →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 新聞、書籍等の印刷業務 →「(ウ)③製造品の売上金額」 × デザイン、コピーライター →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 携帯電話の販売代金 →「(エ)④卸売の商品販売額」又は「(オ)⑤小売の商品販売額」 × 情報を記録したディスク等の複製・製造 →「(ウ)③製造品の売上金額」
⑨ 運輸、郵便事業の収入	旅客や貨物の運送を行う事業、郵便物又は信書便物を送達する事業 ○ 鉄道業、道路運送業、水運業、航空運輸業 ○ 倉庫業(普通倉庫、水面木材倉庫、冷蔵倉庫、冷蔵保管料収入を含む) ○ 運輸に附帯するサービス(港湾運送業、貨物運送取扱業、運送代理店、梱包業、運輸施設提供業、水先業、検数・検量業など) ○ 運輸施設の利用収入 × 運転代行サービス →「(キ)⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 自動車駐車場 →「(キ)⑬不動産事業の収入」 × 手荷物、自転車等の一時的な物品預り →「(キ)⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

(カ)建設業、サービス関連産業A(つづき)	
⑩ 金融、保険事業の収入	資金の融通を行う事業や保険・共済を取り扱う事業 ○ 銀行業、協同組織金融業、貸金業、質屋、クレジットカード業、その他非預金信用機関 ○ 金融商品取引業、商品先物取引業 ○ 補助的金融業(信託業、金融代理業、両替業、商品取引所など) ○ 保険業(保険代理業、損害査定業を含む)
⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入	○ 実業団体、同業団体、労働団体、学術・文化団体、政治団体の寄付金収入 ○ 協同組合の賦課金 ○ 会費収入 × 観光協会→「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」
(キ)サービス関連産業B	
⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入	情報の処理、提供、インターネットに附随したサービスの提供を行う事業 ○ ソフトウェア事業(受注ソフトウェア開発、パッケージソフトウェア開発など) ○ 情報処理サービス(データエントリー、受託計算サービス、システム等管理運営受託など) ○ 各種調査(市場調査、世論調査など) ○ 情報提供サービス(不動産情報、気象情報など) ○ ポータルサイト・サーバ運営業務(インターネット・ショッピング・サイト運営業務を含む) ○ ウェブコンテンツ配信(映像、音楽、ゲームソフト配信など) ○ インターネット利用サポート業務(電子認証、課金・決済代行、セキュリティサービスなど) ○ サーバハウジング、サーバホスティング × ゲーム用ディスク、情報記録物の製造 →「(ウ)③製造品の売上金額」 × インターネット広告業 →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
⑬ 不動産事業の収入	土地、建物の売買・賃貸・管理を行う事業 ○ 不動産売買(自己建設によるものを除く) ○ 不動産賃貸・管理(土地、貸事務所、貸倉庫、貸会議室、貸家、駐車場など) ○ 不動産売買・賃貸の仲介業務 × 不動産鑑定事業 →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 映画館、劇場、スポーツ施設などの賃貸 →「(キ)⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 公民館など社会教育施設の賃貸 →「(キ)⑯社会教育、学習支援事業の収入」 × 展示会場、集会場の賃貸 →「(キ)⑳上記以外のサービス事業の収入」 × 下宿業 →「(キ)⑯宿泊事業の収入」 × 倉庫業 →「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」 × ビルメンテナンス業 →「(キ)⑳上記以外のサービス事業の収入」
⑭ 物品賃貸事業の収入	物品を賃貸する事業 ○ リース、レンタル事業(産業用機械器具、事務用機械、自動車、娯楽用品、映画・演劇用品、音楽・映像記録物、貸衣しょうなど) × 映画配給事業 →「(カ)⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」 × リネンサプライ事業(シーツ、ベッドカバーなど) →「(キ)⑯生活関連サービス、娯楽事業の収入」

【12】 企業調査票

【13】 企業調査票(建設、サA、学校)

【14】 団体調査票

8 企業全体の事業別売上(収入)金額(つづき2)
※【13】調査票は項目7、【14】調査票は項目「8 団体全体の事業別売上(収入)金額」

(キ)サービス関連産業B(つづき)	
⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入	学術的研究、専門的な知識・技術を提供する事業 ○ 研究、製品開発事業 ○ 法律、会計、税務、通訳・翻訳、不動産鑑定などの専門サービス ○ デザイン、機械設計業 ○ 著述家、芸術家業(作家、シナリオライター、評論家、美術家、作曲家など) ○ 広告事業(広告主のために広告する事業及び広告代理業など総合的な広告サービスの提供) ○ 獣医業、建築設計、測量、商品検査、計量証明、写真業などの技術サービス事業 ○ 経営コンサルタント事業 ○ 持株会社における子会社の管理業務(子会社からの配当金、グループ経営指導料など) ○ プラントエンジニアリング、プラントメンテナンス(製造品の出荷に附帯する保守・点検の代金(保守・点検費が製造品と分離できる場合)) × 広告制作業(印刷物、テレビコマーシャルなど) →「(カ)⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入」 × 広告主以外の事業者からの依頼で行うサンプル配布、ポスティング業 →「(キ)⑳上記以外のサービス事業の収入」 × 写真現像事業 →「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」 × 船積貨物の検数業、検量業、船積貨物鑑定業 →「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」
⑯ 宿泊事業の収入	宿泊場所を提供する事業 ○ 旅館、ホテル、簡易宿泊所、下宿所、保養所、学生寮、キャンプ場の宿泊サービス ※ 宿泊料金に飲食代が含まれている場合は、まとめて「(キ)⑯宿泊事業の収入」とします。 ○ リゾートクラブ事業 × 社会福祉施設が行う宿泊事業 →「(ケ)②医療、福祉事業の収入」 × 貸家業、貸間業 →「(キ)⑬不動産事業の収入」
⑰ 飲食サービス事業の収入	客の注文に応じて調理した飲食料品をその場所で飲食させる又は持ち帰りや配達により提供する事業 ○ レストラン、食堂、喫茶店、ラーメン店などでの飲食サービス ○ 居酒屋、スナック、バーなどアルコールを含む飲料をその場所で飲食させる事業 ○ 注文に応じて調理した料理品の販売(持ち帰りすし、持ち帰り弁当など) ○ 配達飲食サービス(宅配ピザ、仕出し料理、給食センターなど) × 調理済みの飲食料品の小売 →「(オ)⑤小売の商品販売額」
⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入	個人を対象に家庭生活に関連したサービスや娯楽を提供する事業 ○ 洗濯・理容・美容・浴場事業(リネンサプライ、エステティック、コインランドリーなどを含む) ○ 旅行業、物品預り業、冠婚葬祭業、写真現像業、運転代行業など ○ 衣服修理業(個人持ちの材料の縫製) ○ 食品賃加工業(個人持ちの材料の加工) ○ 映画館、興行事業、競馬・競輪・競艇・オートレース事業 ○ 公園、遊園地事業、スポーツ施設提供事業(入園料、使用料など) ○ ビリヤード場、パチンコホール、ゲームセンター、カラオケボックス事業など ○ D P E の取り次ぎにより取引先の業者から受け取る手数料 × 理容学校・美容学校(各種学校) →「(ク)②学校教育事業の収入」 × スポーツ・健康教授業 →「(キ)⑩社会教育、学習支援事業の収入」 × 倉庫業 →「(カ)⑨運輸、郵便事業の収入」
㉑ 社会教育、学習支援事業の収入	社会教育や教養・技能などを教授する事業 ○ 社会教育事業(公民館、図書館、博物館、動植物園、社会通信教育など) ○ 職業教育事業 ○ 学習塾、教養・技能教授業(音楽、書道、生花・茶道、外国語会話、スポーツ・健康教授、料理教室、カルチャー教室など) × 専修学校、各種学校 →「(ク)②学校教育事業の収入」 × テーマパーク、スポーツ施設提供事業(陸上競技場、体育館、フィットネスクラブなど) →「(キ)⑩生活関連サービス、娯楽事業の収入」

(キ)サービス関連産業B(つづき)	
㉑ 上記以外のサービス事業の収入	○ 廃棄物処理事業(ごみ収集運搬、ごみ処分、浄化槽保守点検など) ○ 自動車整備事業 ○ 機械等修理事業(機械修理、電気機械修理、表具、家具・時計・履物修理、保守・点検料など) ○ 職業紹介・労働者派遣事業 ○ 建物サービス事業、警備事業 ○ 事業所サービス事業(コールセンター、ディスプレイ業、ポスティング、サンプル配布、速記・複写、集金事業など) ○ 多目的ホール、イベントホール、展示会会場、見本市会場、集会場などの施設を運営する事業 ○ 建物の消毒及び害虫駆除 × プラントメンテナンス →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」
(ク)学校教育	
㉑ 学校教育事業の収入	○ 幼稚園、幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型)、小学校、中学校、高等学校、専修学校、各種学校、大学などの教育事業 ※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「(ク)㉑学校教育事業の収入」とします。 × 他の分類(「附属病院(医療)」、「小売の商品販売額」、「不動産事業」など)に該当する事業 × 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) →「(ケ)②医療、福祉事業の収入」 ※ 認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「(ケ)②医療、福祉事業の収入」とします。
(ケ)医療、福祉	
㉑ 医療、福祉事業の収入	医療や社会福祉に関するサービスを提供する事業 ○ 医療サービス及びこれに附帯するサービス(歯科用の補てつ物、矯正装置の作成、骨髄バンクなど) ○ 保健衛生事業(健康相談事業、消毒事業、水質検査事業など) ○ 社会保険事業(公的年金、公的医療保険、公的介護保険事業など) ○ 児童福祉事業(保育所、児童養護施設など) ○ 介護事業(老人ホーム、通所介護事業、訪問介護事業など) ○ 障がい者福祉事業 ○ 住居のない要保護者の世帯に対する宿舍提供施設など ○ 保育所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型) ※ 認定こども園(保育所型)及び認定こども園(地方裁量型)における幼児教育の収入は、まとめて「(ケ)②医療、福祉事業の収入」とします。 ○ 歯科医の指示による歯科医療用の充てん物又は矯正装置の作成・修理・加工 × 調剤薬局の医薬品販売→「(オ)⑤小売の商品販売額」 × 建物の消毒及び害虫駆除 →「(キ)㉑上記以外のサービス事業の収入」 × 農作物の害虫駆除 →「(ア)①農業、林業、漁業の収入」 × 獣医業 →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 水質汚濁測定分析(環境計量証明) →「(キ)⑮学術研究、専門・技術サービス事業の収入」 × 歯科医の指示によらない歯科材料の製造 →「(ウ)③製造品の売上金額」 × 幼保連携型認定こども園、認定こども園(幼稚園型) →「(ク)㉑学校教育事業の収入」 ※ 幼保連携型認定こども園及び認定こども園(幼稚園型)における保育の収入は、まとめて「(ク)㉑学校教育事業の収入」とします。

【12】 企業調査票

【13】 企業調査票(建設、サA、学校)

【14】 団体調査票

記入上の注意

- 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- 「¥」記号は記入しないでください。

9 電子商取引の有無及び割合 ● 該当する番号をすべて○で囲んでください。	1 ① 一般消費者と行った ② 他企業と行った ③ 行わなかった	▼「欄①売上(収入)金額」に占める個人(一般消費者)との電子商取引の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入) ※電子商取引とは、インターネットなどを介して成約(受発注が確定)した商取引をいいます。ホームページでの広告掲載や見積り、資料請求への対応などの商取引の準備行為は該当しません。 5 %
10 設備投資の有無及び取得額 ● 平成27年1月から12月までの1年間にを行った設備投資の有無について、該当する番号を○で囲んでください。 ● 中古品は含めません。	① 設備投資を行った ② 設備投資を行わなかった	▼取得額(減価償却前の額)を記入してください。(万円未満四捨五入) 有形固定資産(土地を除く) 2 5 0 0,000 無形固定資産(ソフトウェアのみ) 2 5 0 0,000 ※有形固定資産には、事務所、店舗、倉庫など、機械、電機設備、照明設備などの附属設備、自動車などの車両運搬具等やそれらの手付金を含めます。
11 自家用自動車の保有台数 ● 業務に使用する自家用自動車の台数を記入してください(リースで借りている車両も含めます)。	(1) 貨物自動車 0 台 (2) 乗用自動車 6 台 (3) バス 6 台	※人員輸送のみの使用は除きます。
12 土地、建物の所有の有無 ● それぞれ該当する番号を○で囲んでください。	土地 ① 有 ② 無 建物 ① 有 ② 無	※借地、借家や関連会社名義の土地、建物は含めません。
13 年初及び年末商品手持額 ● 「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる場合に記入してください。	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 年初商品手持額 0,000 年末商品手持額 0,000	● 平成27年の年初及び年末現在(記入困難な場合は、最寄りの決算日・借入日)で記入してください。(万円未満四捨五入)
14 年間商品仕入額 ● 「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる場合に記入してください。	十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 0,000	● 平成27年1月から12月までの1年間(この期間で記入困難な場合は平成27年を最も多く含む決算期間)の商品仕入額を記入してください。(万円未満四捨五入)
15 資本金等の額及び外国資本比率	(1) 資本金又は出資金、基金の額を記入してください。(万円未満四捨五入) 十兆 兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 5 0 0 0,000 (2) うち外国資本比率を記入してください。(小数点第2位四捨五入) 0 . 0 %	
16 決算月 ● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。	3 月 () 月	● 本決算月を記入してください。 ● 年2回決算を採用している場合は両方の月を記入してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

10 設備投資の有無及び取得額 ※【13】調査票は項目9

- あてはまる番号を1つ○で囲んでください。
- ② 「有形固定資産(土地を除く)」には、平成27年1月から12月までの1年間に、土地を除く有形固定資産として新規に計上した額を記入してください。
 - 有形固定資産とは、建物及び附属設備、構築物、機械及び装置、船舶、車両及び運搬具、建設仮勘定、耐用年数が1年以上の工具、器具、備品及びこれらのリース資産(売買取引と同様の会計処理をしたもの)をいいます。
 - 建設仮勘定から振替によって計上した固定資産額は含めません。
- ③ 「無形固定資産(ソフトウェアのみ)」には、平成27年1月から12月までの1年間のソフトウェアに対する投資のうち、無形固定資産に新規に計上した額を記入してください。
- 固定資産に計上したリース物件のうち、平成27年1月から12月までの1年間に新たに契約した物件を含めます。
- 以下については、設備投資に含めません。
 - 建物、構築物等の取得額に含まれる土地の取得又は改良費用
 - 店舗併用住宅の居住用部分
 - 中古品

11 自家用自動車の保有台数 ※【13】調査票は項目10

- ③欄「経営組織」が「法人」の場合のみ記入してください。
- 自家用自動車(いわゆる白ナンバー(軽自動車を含む。))のうち、業務に使用する自動車について、以下の種類ごとの台数を記入してください。マイカー通勤、レジャー等のみに使用している自動車や輸送目的で使用していない建設・工事機械等の自動車は含めません。
【自動車の種類】
貨物自動車: 貨物の輸送に使用する自動車をいいます。人員輸送のみに使用している場合は除いてください。
乗用自動車: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員10人以下のものをいいます。
バス: 主に人員の輸送に使用する自動車で、乗車定員11人以上のものをいいます。
- リースで借りている自動車についても保有台数に含めてください。

12 土地、建物の所有の有無 ※【13】調査票は項目11

- ③欄「経営組織」が「法人」の場合のみ記入してください。
- 国内で企業として所有している土地・建物の有無について、それぞれ該当する番号を1つ○で囲んでください。
- 借地、借家や関連会社名義となっている土地・建物は含めません。

13 年初及び年末商品手持額 ※【12】調査票のみ

- ③「経営組織」が「法人」で、「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる場合のみ記入してください。
- 平成27年年初及び年末現在に、販売の目的で保有しているすべての手持商品額を記入してください。平成27年年初及び年末現在によるのが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在により記入してください。
- 営業用倉庫及び他の場所にある自家用倉庫、物置場などに保管してある商品、あるいは買入れた商品が輸送中又は売手の手元にある場合、また、試用販売のため、一般家庭などで試用中の商品なども商品手持額に含めます。
- 他の企業から販売を委託されている商品(受託品)は商品手持額に含め、他の企業へ販売を委託している商品(委託品)は商品手持額に含めません。なお、受託品の手持額の評価は、販売価格から手数料を差し引いた価格によります。

14 年間商品仕入額 ※【12】調査票のみ

- ③欄「経営組織」が「法人」で、「卸売業、小売業」を主な業務として営んでいる場合のみ記入してください。
- 平成27年1月から12月までの1年間(この期間で記入困難な場合は、平成27年を最も多く含む決算期間)の企業外からの商品仕入額を記入してください。ただし、国外にある自企業の支店から商品を直接輸入した場合は、仕入額に含めます。

15 資本金等の額及び外国資本比率 ※【13】調査票は項目12、【14】調査票は項目13

- ③欄「経営組織」が「会社」の場合のみ記入してください。
- 調査日現在(平成28年6月1日)で記入してください。
- ④ 「うち外国資本比率」には、貴社の発行株式総数又は出資金総額に占める外国投資家による所有株式総数又は出資金額の割合を記入してください。外国資本が含まれない場合は、「0.0」%と記入してください。

9 電子商取引の有無及び割合 ※【13】調査票は項目8

- あてはまる番号をすべて○で囲んでください。ただし、1、2と3は同時に選ぶことはできません。
- 電子商取引とは、金銭的な対価を伴うモノ、サービスの提供について、インターネットなどのコンピュータネットワークを介して成約(受発注が確定)したものをいいます。
したがって、実際のサービスの提供がオンラインによるものである必要はありません。

① 「1 一般消費者と行った」場合の一般消費者との電子商取引の割合を記入するにあたっては、以下の主な商取引の例を参考にしてください。

対象となる商取引の例

物品の例	○ インターネット・ショッピング・サイトなどに店出し、商品を販売する場合 ○ 自らショッピング・サイトを構築し、商品を販売する場合
サービスの例	○ 旅行・宿泊などの予約 ○ イベントなどのチケット予約 ○ インターネットバンキング ○ コンビニエンスストアに設置された端末でのチケットなどの販売 ※ 電子商取引割合に該当する金額は、一般消費者から得た収入金額(旅行代金、運賃、保険料、インターネットバンキングの手数料など)です。
デジタルコンテンツの例	○ 映像(動画)、音楽などの販売 ○ 電子書籍などの販売 ○ ゲームなどのオンライン用コンテンツの販売

対象とならない商取引の例

- × 受発注行為の準備行為に関連する見積り、購入前調査
・見積り請求、資料請求又はカタログ請求
- × 通常、インターネット上で契約が完結することのないもの
・商取引の間に電話等の連絡・確認行為が含まれる場合
・対面での説明・書類提示等が必要な場合(不動産・住宅リフォーム・レンタカーなど)
- × 直接消費者と商取引を行わない広告用ホームページ開設のみの場合
・商品を広告するためのホームページの開設
・「買い物かご」による購入や予約ができない場合
・他のサイトにリンクしているだけの場合
- × 銀行、消費者金融のATM及び鉄道・航空・バス等の自動券売機の取引
・航空機、電車、バスなどのインターネットからの座席予約は対象となりますが、専用線を用いた自動券売機の売上は対象外

第2面に記入する調査項目について

◆ 貴社が主として行っている事業により、記入する項目が異なります。

事業	「電気、ガス、熱供給、水道業」 「運輸業、郵便業」 「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」 ①	「建設業」 ②	「金融業」 「保険業」 ③	「学校教育」 ④
調査項目	14 主な事業収入の内訳	14 主な事業収入の内訳 15 業態別工事種類	16 金融業、保険業の 事業種類	17 学校等種類別 収入内訳

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

「電気、ガス、熱供給、水道業」、「運輸業、郵便業」、「通信、放送、映像・音声・文字情報制作業」を主に営んでいる企業は、14欄のみ記入してください。

「建設業」を主に営んでいる企業は、14、15欄のみ記入してください。

「金融業」、「保険業」を主に営んでいる企業は、16欄のみ記入してください。

「学校教育」を主に営んでいる企業は、17欄のみ記入してください。

14 主な事業収入の内訳 ① ②

第1面7欄「(カ)建設業、サービス関連産業A」について、その内訳を「調査票の記入のしかた」24～28ページ掲載の分類表の中から金額の多い順に並び、第1位から第10位までの順にその分類番号(4桁)、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額					又は割合(%)
			十	千	百	十	億	
第1位	3404	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)	7	5	0	0	0	0,000
第2位								0,000
第3位								0,000
第4位								0,000
第5位								0,000
第6位								0,000
第7位								0,000
第8位								0,000
第9位								0,000
第10位								0,000

15 業態別工事種類 ②

下表の中から年間に於ける完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1番目 304 2番目

301 土木一式工事	310 屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318 塗装工事	326 熱絶縁工事
302 建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311 金属製屋根工事	319 しゅんせつ工事	327 電気通信工事
303 木造建築一式工事	312 電気工事	320 板金工事	328 造園工事
304 建築リフォーム工事	313 管工事	321 ガラス工事	329 さく井工事
305 大工工事	314 タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	322 塗装工事	330 建具工事
306 左官工事	315 築炉工事	323 防水工事	331 水道施設工事
307 とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	316 鋼構造物工事	324 内装仕上工事	332 消防施設工事
308 はつり・解体工事	317 鉄筋工事	325 機械器具設置工事	333 清掃施設工事
309 石工事			

14 主な事業収入の内訳

- ◆ この項目は、建設業、電気、ガス、熱供給、水道業、運輸業、郵便業、通信、放送、映像・音声・文字情報制作業を主に営んでいる企業が記入してください。
- ◆ 「金融業」、「保険業」、「学校教育」の企業は記入する必要はありません。
- ◆ 調査票第1面7欄「(カ)建設業、サービス関連産業A」に記入した売上高について、この冊子の24～28ページの分類表から、売上高の上位10位までのものについて、「分類番号(4桁)」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」をそれぞれ記入してください。
- ◆ 金額での記入ができない場合は、第1面6欄「企業全体の売上(収入)金額、費用総額及び費用項目」の中の「①売上(収入)金額」を100(%)とした割合で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

16 金融業、保険業の事業種類

- ◆ この項目は、金融業、保険業を主に営んでいる企業が、該当する番号を選択し、○で囲んでください。

17 学校等種類別収入内訳 ④

第1面7欄「(ク)学校教育」について、その学校等種類別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面7欄「(ク)学校教育」の売上(収入)金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

学校等種類	売上(収入)金額					又は割合(%)
	十	千	百	十	億	
1 幼稚園						0,000
2 幼児保育型 認定こども園						0,000
3 小学校						0,000
4 中学校						0,000
5 特別支援学校						0,000
6 高等学校						0,000
7 中等教育学校						0,000
8 専修学校						0,000
9 各種学校						0,000
10 高等専門学校						0,000
11 大学						0,000
12 短期大学						0,000
13 学校教育支援 機関						0,000

※「13 学校教育支援機関」とは、高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいいます。

17 欄については次ページに記入例を記載しています。

15 業態別工事種類

- ◆ この項目は建設業を主に営んでいる企業が記入してください。
- ◆ 調査票に記載のある業態別工事種類(301～333)の中から、年間に於ける完成工事高の多い順に2番目までの業態別工事種類を選んで記入してください。なお、1種類の業態別工事種類のみ施工を行っている場合は、1番目に1つだけ記入してください。
- ◆ 業態別工事種類については、この冊子の29、30ページの「許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示」を参考に、該当するものを選択してください。

「金融業」、「保険業」を主に営んでいる企業は、
16欄のみ記入してください。

「学校教育」を主に営んでいる企業は、
17欄のみ記入してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。
(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

3	農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合(金融業を専業で行う場合)等
4	消費者向け貸金業	
5	事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
6	質屋	
7	クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
8	その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等
9	金融商品取引業(第一種金融商品取引業であって有価証券関連に限る)	第一種金融商品取引業者(証券会社、信託会社、証券会社、証券会社等)
10	金融商品取引業(上記以外の金融商品取引業)	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等

17 学校等種類別収入内訳

第1面7欄「(ク)学校教育」について、その学校等種類別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面7欄「(ク)学校教育」の売上(収入)金額に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

学校等種類	売上(収入)金額										又は割合(%)
	十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	
1 幼稚園											0.000
2 幼保連携型認定こども園											0.000
3 小学校											0.000
4 中学校					1	1	5	0	0	0	0.000
5 特別支援学校											0.000
6 高等学校					1	5	2	0	0	0	0.000
7 中等教育学校											0.000
8 専修学校											0.000
9 各種学校											0.000
10 高等専門学校											0.000
11 大学					1	6	0	0	0	0	0.000
12 短期大学											0.000
13 学校教育支援機関											0.000

「13 学校教育支援機関」とは、高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいいます。

17 学校等種類別収入内訳

- ◆ この項目は、**学校教育**を主に営んでいる企業が記入してください。
- ◆ 学校等種類別の売上(収入)金額を記入するにあたっては、消費収支計算書の帰属収入額を用いて記入してください。
- ◆ 同じ敷地内に大学や高等学校などが併設されている場合は、それぞれ学校の種類別に記入してください。
- ◆ 学校等種類の例示については、【20】-4ページを参照してください。

※学校に附属する農場等があり、その成果物に対する収益があった場合でも、教育研究の一部として行っている場合はその学校の種類別に含めて記入してください。

※附属病院を有する大学の場合は、診療報酬の収入は「学校等種類」には含めません(第1面7欄「(ケ)②医療・福祉事業の収入」に含めてください。)

※「認定こども園(幼稚園型)」は「1 幼稚園」に含めてください。

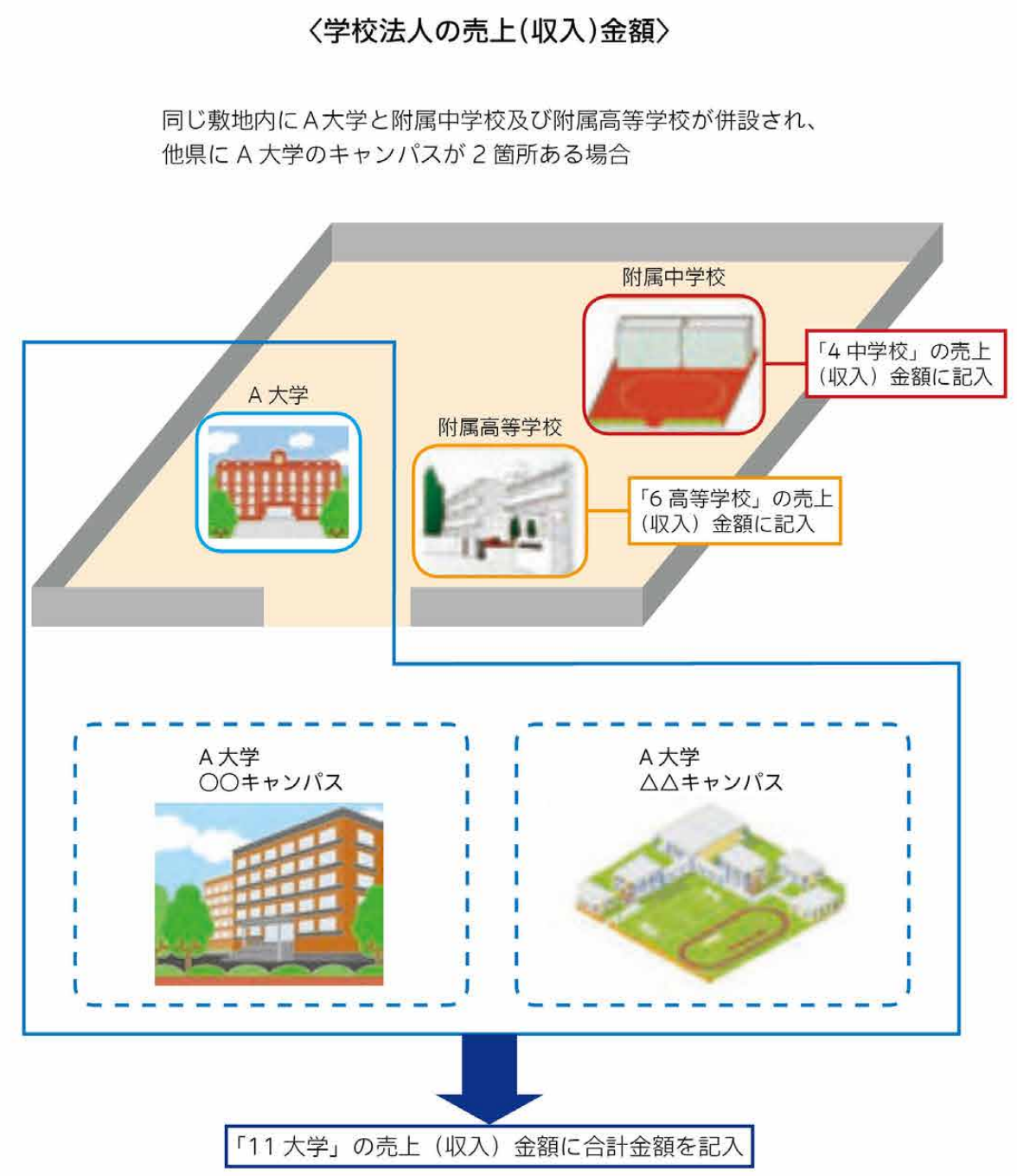
※「保育所」、「認定こども園(保育所型)」、「認定こども園(地方裁量型)」は「学校等種類」には含めません(第1面7欄「(ケ)②医療・福祉事業の収入」に含めてください。)

※「研究所」は「学校等種類」には含めません(第1面7欄「(キ)⑤学術研究、専門・技術サービス事業の収入」に含めてください。)

※「13 学校教育支援機関」とは、高等教育機関の評価、センター試験の実施など学校教育の支援活動を行う事業所をいいます。学校教育法により定められた「大学」は、「13 学校教育支援機関」には該当しません。

- ◆ 金額での記入ができない場合は、**第1面7欄「(7)学校教育」の売上(収入)金額を100(%)とした割合**で記入してください。金額で記入可能な場合は、割合の記入は不要です。

- 事業所のとらえ方(学校の場合)**
- ◆ 同一構内にある同一法人が経営する学校、例えば大学、高等学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれの学校ごとに別の事業所となりますので、この場合は3事業所となります。また、これらを統括する本部も同じ構内にある場合は、この本部も1事業所となります。ただし、大学の大学院又は高等学校の定時制課程などは別の事業所とせず、その大学、高等学校に含めます。
 - ◆ 同一構内にある義務教育学校(小中一貫校)、中等教育学校(中高一貫校)場合は、1事業所としますが、小学校と中学校が併設、又は中学校と高等学校が併設されている場合はそれぞれ別の事業所とします。
※義務教育学校(小中一貫校)については中学校に区分します。
 - ◆ 専修学校、各種学校についても学校ごとに別の事業所とします。



14 主な事業収入の内訳

◆【13】企業調査票の14欄「主な事業収入の内訳」の記入の際は、下記の分類表を参照してください。

14 主な事業収入の内訳

第1面7欄「(カ)建設業、サービス関連産業A」について、その内訳を『調査票の記入のしかた』24～28ページ掲載の分類表の中から金額の多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号(4桁)、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面6欄「①売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額										又は割合(%)		
			十兆	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万		円	
第1位	3404	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)							7	5	0	0	0	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に記入してください。
第2位														0,000	
第3位														0,000	
第4位														0,000	
第5位														0,000	

分類表 【13】企業調査票（建設業、サービス関連産業 A、学校教育）

事業区分	分類番号	事業内容	内容例示
⑥建設事業の収入(完成工事高)	3401	土木工事(元請工事)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含めます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	3402	土木工事(下請工事)	
	3403	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・新築)	居住を主たる目的とする建築物(複合建築物のうち、居住用床面積が全体の50%以上のもの)に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	3404	住宅建築工事・同設備工事(元請工事・リフォーム)	
	3405	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・新築)	
	3406	住宅建築工事・同設備工事(下請工事・リフォーム)	
	3407	非住宅建築工事・同設備工事(元請工事)	居住以外(鉱工業、商業、サービス業用等居住用以外の目的の全てを含む)を主たる目的とする建築物に関する建築工事(その一部である鉄筋、塗装等の工事、建築工事に附帯する整地等の工事を含む)及び建築設備工事(建築物に関する冷暖房、給排水、電気、ガス等の設備工事)
	3408	非住宅建築工事・同設備工事(下請工事)	
	3409	機械設備工事(元請工事)	工場等における動力設備、配管、機械基礎、築炉、機械器具装置等の工事及び変電設備、屋内の電信電話設備、電光文字設備、ネオン装置、ガス導管、坑井設備、遊園地の遊戯設備、鋼索道及び架空索道設備の工事をいいます(建築設備を除く)。
	3410	機械設備工事(下請工事)	
⑦電気、水道事業の収入(ガス、熱供給)	3501	電気事業	一般の需要に応じ電気を供給する事業又はその事業所に電気を供給する事業、特定規模需要に応じ一般電気事業者が運用・維持する系統を経由して電気を供給する事業、特定の供給地点における需要に応じ電気を供給する事業収入
	3502	ガス事業	一般の需要に応じ製造ガス、天然ガス又はこれらの混合ガスを導管により供給する事業、一定数量以上の需要に応じて導管によりガスの供給を行う事業及び自らが維持し運用する一定規模以上の導管でガスの供給を行う事業収入
	3503	熱供給事業	一般の需要に応じ蒸気、温水、冷水等を媒体とする熱エネルギー又は蒸気若しくは温水を導管に供給する事業収入

事業区分	分類番号	事業内容	内容例示
⑦電気、水道事業の収入(ガス、熱供給)	3504	上水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、人の飲用に適する水を供給する事業収入
	3505	工業用水道事業	一般の需要に応じ給水目的で敷設する水道管及びその他の設備をもって、工業用に供する水を供給する事業収入
	3506	下水道事業	下水処理施設、下水ポンプ施設の運転、保守、点検などの事業、又は、排水管、排水渠などの排水設備の清掃、調査・点検、補修などの作業を一体的に行う事業収入
⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入	3601	固定電気通信(音声)	固定系による音声伝送サービス収入
	3602	固定電気通信(データ)	固定系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	3603	固定電気通信(その他)	専用回線の役務の提供事業、電報によるメッセージ伝送サービス収入
	3604	移動電気通信(音声)	携帯系による音声伝送サービス収入
	3605	移動電気通信(データ)	携帯系によるインターネット接続サービス、メールサービスなどのデータ伝送サービス収入
	3606	電気通信に附帯するサービス	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業収入
	3607	テレビジョン放送(有線放送、衛星放送を除く)	広告料収入、又は有料放送収入により行う地上波テレビ放送事業収入
	3608	ラジオ放送(有線放送、衛星放送を除く)	広告料収入、又は有料放送収入により行う地上波ラジオ放送事業収入
	3609	衛星放送	放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業収入
	3610	有線放送	有線テレビジョン・ラジオ放送、CATV(ケーブルテレビ)、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業収入
	3611	その他の放送	
	3612	映像・ビデオ制作(アニメーションを除く)	映画の制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)制作・発売収入、ビデオ(DVDを含む)版權収入、テレビジョン放映権収入、商品化権収入、リメイク権収入、受託制作収入、テレビジョン映画制作収入 など
	3613	テレビジョン番組制作(アニメーションを除く)	テレビジョン番組(テレビコマーシャルを含む)制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)版權収入、受託制作収入 など
	3614	アニメーション制作	テレビジョン放送用アニメ番組制作収入、アニメーション制作・配給収入、ビデオ(DVDを含む)版權収入、受託制作収入、キャラクター使用権・ビデオ化権等のライセンス(権利)の使用許諾収入 など
	3615	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給	映画、ビデオ又はテレビジョン番組の配給事業収入
	3616	レコード制作	レコードの企画・制作収入、著作権使用料収入、著作権隣接権収入 など
	3617	ラジオ番組制作	ラジオ番組制作収入、タイムスポット制作収入、受託制作収入 など
	3618	新聞販売	新聞販売収入(販売店に対する正規の手数料等を控除した収入)

分類表 【13】企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）（つづき1）

事業区分	分類番号	事業内容	内容例示
⑧通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入（つづき）	3619	新聞広告	新聞広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーペーパー広告料収入 など
	3620	その他の新聞業	ネット配信による収入、クリッピング業者への提供による収入
	3621	出版（書籍・雑誌）販売	書籍販売収入、雑誌販売収入（電子メディアによる収入も含む）
	3622	出版広告	雑誌本体広告料収入、電子メディア広告料収入、フリーマガジン広告料収入 など
	3623	その他の出版業	書籍・雑誌などから得るロイヤリティ
	3624	広告制作	印刷物に係る広告の企画、制作収入
	3625	ニュース供給	新聞、定期刊行物、テレビジョン、ラジオ など
	3626	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ（マルチトラックレコーダー等の録音設備を有するもの、又は、テレビジョン番組等の撮影設備を有するもの）収入、音楽スタジオ収入、撮影スタジオ収入、プリプロダクション収入、ポストプロダクション収入 など
⑨運輸、郵便事業の収入	3701	普通鉄道業	
	3702	軌道業	路面電車
	3703	地下鉄道業	
	3704	モノレール鉄道業（地下鉄道業を除く）	
	3705	案内軌条式鉄道業（地下鉄道業を除く）	新交通システム
	3706	鋼索鉄道業	ケーブルカー
	3707	索道業	ロープウェイ、リフト
	3708	その他の鉄道業	無軌条電車（トロリーバス）
	3709	一般乗合旅客自動車運送業	乗合バス など
	3710	一般乗用旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業（乗車定員 10 人以下）、ハイヤー、タクシー、福祉タクシー など
	3711	一般貸切旅客自動車運送業	貸切旅客運送事業（乗車定員 11 人以上）、貸切バス など
	3712	特定旅客自動車運送業	特定の旅客に対する運送事業
	3713	その他の道路旅客運送業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送 など
	3714	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く）	自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）貨物運送
	3715	特別積合せ貨物運送業	集貨された貨物の仕分けを行い、積ませて他の事業場に運送し、配送に必要な仕分けを行うもので、これらの事業場間の貨物運送を定期的に行う事業

事業区分	分類番号	事業内容	内容例示
⑨運輸、郵便事業の収入（つづき）	3716	特定貨物自動車運送業	特定の荷主との契約に基づく、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）貨物運送
	3717	貨物軽自動車運送業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送
	3718	集配利用運送業	第二種利用運送業
	3719	その他の道路貨物運送業	自転車貨物運送業
	3720	外航旅客海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における旅客運送
	3721	外航貨物海運業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における貨物運送
	3722	沿海旅客海運業	日本沿岸諸港間（港湾内を除く）の旅客運送
	3723	沿海貨物海運業	日本沿岸諸港間の貨物運送
	3724	港湾旅客海運業	港湾内での旅客運送
	3725	河川水運業	河川での旅客、貨物運送
	3726	湖沼水運業	湖沼での旅客、貨物運送
	3727	船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く）	運航業者への船舶（内航船舶を除く）の貸渡し事業
	3728	内航船舶貸渡業	運航業者への内航船舶の貸渡し事業
	3729	国際航空旅客運送業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	3730	国際航空貨物運送業	
	3731	国内航空旅客運送業	
	3732	国内航空貨物運送業	
	3733	航空機使用業（航空運送業を除く）	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	3734	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）	普通倉庫業（野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど）
	3735	冷蔵倉庫業	
	3736	港湾運送業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送 など
	3737	利用運送業（集配利用運送業を除く）	第一種利用運送業
	3738	運送取次業	
	3739	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	3740	こん包業（組立こん包業を除く）	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	3741	組立こん包業	
	3742	鉄道施設提供業（第三種鉄道事業）	

分類表 【13】企業調査票（建設業、サービス関連産業A、学校教育）（つづき 2）

事業区分	分類番号	事業内容	内容例示
⑨運輸、郵便事業の収入（つづき）	3743	道路運送固定施設業	有料道路、有料橋事業 など
	3744	自動車ターミナル業	バスターミナル事業、トラックターミナル事業
	3745	貨物荷扱固定施設業	貨物の荷扱いのための荷扱場、荷役栈橋設備の提供事業
	3746	栈橋泊きよ業	ふ頭業
	3747	飛行場業	
	3748	海運仲立業	船舶による貨物の運送、船舶の貸渡し、売買、運航の委託のあっせん
	3749	その他の運輸に附帯するサービス業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルページ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業 など
	3750	郵便業	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業

【13】企業調査票（建設業、サービス関連産業 A、学校教育） 第2面（つづき3）

15 業態別工事種類

◆【13】企業調査票の15欄「業態別工事種類」の記入の際は、以下の「許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示」を参照してください。

15 業態別工事種類

下表の中から年間における完成工事高の多い順に番号を記入してください。

1 番目

304

2 番目

301	土木一式工事	310	屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	318	ほ装工事	326	熱絶縁工事
302	建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	311	金属製屋根工事	319	しゅんせつ工事	327	電気通信工事
303	木造建築一式工事	312	電気工事	320	板金工事	328	造園工事
304	建築リフォーム工事	313	管工事	321	ガラス工事	329	さく井工事

許可業種と業態別工事種類の対応、建設工事の内容や例示

年間完成工事高を業態別工事種類に分類する際の目安として、「許可業種」と「業態別工事種類」との対応を示しています。併せて建設工事の内容や例示も参考としてください。

許可業種	番号	業態別工事種類	建設工事の内容や例示	
土木工事業	301	土木一式工事	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事（補修、改造又は解体する工事を含む。302 ～ 333 も同様）	
建築工事業	302	建築一式工事 (303 木造建築一式工事を除く)	総合的な企画、指導、調整のもとに建築物を建設する工事	木造建築以外
	303	木造建築一式工事		木造建築
	304	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事	
大工工事業	305	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事	
左官工事業	306	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事	
とび・土工事業	307	とび・土工・コンクリート工事 (308 はつり・解体工事を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事	
	308	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事	
石工事業	309	石工事	石積み（張り）工事、コンクリートブロック積み（張り）工事	
屋根工事業	310	屋根工事 (311 金属製屋根工事を除く)	屋根ふき工事	金属製屋根以外
	311	金属製屋根工事		金属製屋根
電気工事業	312	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備（非常用電気設備を含む。）工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事	
管工事業	313	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス配管工事、ダクト工事、管内更生工事	
タイル・れんが・ブロック工事業	314	タイル・れんが・ブロック工事 (315 築炉工事を除く)	コンクリートブロック積み（張り）工事、レンガ積み（張り）工事、タイル張り工事、石綿スレート工事	
	315	築炉工事	築炉工事	

MEMO

【15】
農林漁業

【16】
鉱業

【17】
製造業

【18】
卸売、小売

【19】
医療、福祉

【20】
建設、サハ学校

【21】
協同組合

【22】
サービスB

【23】
政経文化宗教

- ◆ 「事業所調査票」は、事業所単位の調査ですので本社事業所を含む事業所ごとに記入してください。
- ◆ 事業所の定義の詳細については、2、3 ページ「事業所とは」、「事業所の区切り方について」を参照してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

フリガナ		ショップトウケイシンジュクテン	
1 事業所の名称及び電話番号	正式名称	株式会社 SHOP統計 新宿店	
2 事業所の所在地	郵便番号	都道府県名	市区町村名
3 この場所での事業所の開設時期	4 若松町3丁目2番1号	5 若松第3ビル	2階
6 昭和59年以前 昭和60～平成6年 平成7～16年 平成17年以降 平成 年 月			

2 事業所の所在地

- 2 登記上の所在地ではなく、実際に事業を行っている所在地を記入してください。
- 3 事業所固有の郵便番号を持っている場合は、その郵便番号を記入してください。
- 4 番地・号については、例えば、「3丁目2番1号」を「3丁目2-1」のように記入しても差し支えありませんが、「丁目」の部分は「-」などで省略せずに記入してください。
例) ○若松町3丁目2番1号
○若松町3丁目2-1
×若松町3-2-1
- 5 ビルなどの中にある事業所の場合は、「ビル・マンション名等」欄にそのビルの名称と入居している階(マンションの場合は、号室まで)を記入してください。
- ◆ 他の事業所の構内にある場合は、「ビル・マンション名等」欄に「○○構内」(○○は入居先の法人名と事業所名)と記入してください。

3 この場所での事業所の開設時期

- 6 開設時期に○囲みの印字がない場合はこの事業所が現在の場所で事業を始めた時期について、該当する番号を○で囲んでください。
- ◆ 会社や企業の創業時期ではなく、この事業所が現在の場所で事業を始めた時期を記入してください。
- ◆ 以下の場合は、その時期を開設時期としてください。
 - 個人経営の事業所が株式会社になった場合
 - 法人が新設(対等)合併した場合
 - 法人が分割により設立された場合
 - この事業所が事業譲渡や吸収合併により別法人の所有となった場合
- 7 平成17年以降に、この事業所を開設した場合は、「4 平成17年以降」を選択の上、開設年を記入してください。
- 8 平成27年以降に、この事業所を開設した場合は、開設月も記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号

- 1 名称は、略称ではなく正式名称(法人の名称に続けて本所・本社・本店、支所・支社・支店等の名称)を記入してください。
法人の名称には、法人の種類も記入しますが、省略せず、以下のように正式名称で記入してください。
- | | | |
|------------|------------------|---------------|
| (株) → 株式会社 | (医) → 医療法人 | (公財) → 公益財団法人 |
| (有) → 有限会社 | (宗) → 宗教法人 | (一財) → 一般財団法人 |
| (名) → 合名会社 | (福)(社福) → 社会福祉法人 | (公社) → 公益社団法人 |
| (資) → 合資会社 | (生協) → 生活協同組合 | (一社) → 一般社団法人 |
| (同) → 合同会社 | (漁協) → 漁業協同組合 | |
| (学) → 学校法人 | (農協) → 農業協同組合 | |
- 記入上の注意
- ✓ 「通称名」欄には屋号などを記入してください。
 - ✓ フランチャイズ・チェーン店の場合には、チェーン店の名称・店舗名を「通称名」欄に記入してください。
- ◆ 正式名称に変更がある場合は、「フリガナ」欄にも変更後の正式名称をカタカナで記入してください。英数字、ひらがな、カタカナなどの漢字以外の部分についてもフリガナを記入してください。ただし、「株式会社」などの法人の種類を示す部分のフリガナは記入不要です。

【15】
農林漁業

【16】
鉱業

【17】
製造業

【18】
卸売、小売

【19】
医療、福祉

【20】
建設、サハ学校

【21】
協同組合

【22】
サービスB

【23】
政経文化宗教

【15】
農林漁業

【16】
鉱業

【17】
製造業

【18】
卸売、小売

【19】
医療、福祉

【20】
建設、サハ学校

【21】
協同組合

【22】
サービスB

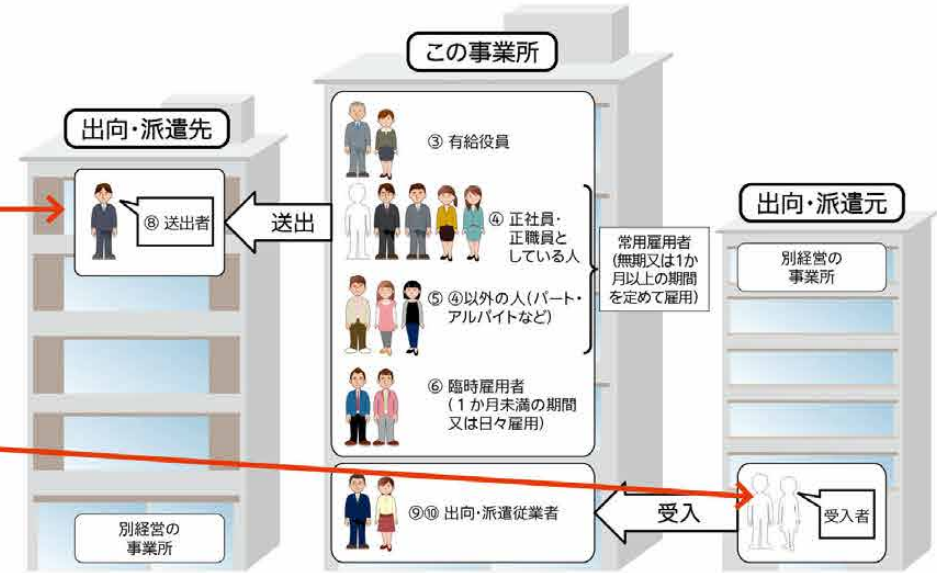
【23】
政経文化宗教

4 この事業所の従業者数

- 6月1日現在の従業者数を記入してください。
- 『調査票の記入のしかた』34、35ページを参照して記入してください。

区分	(1) この事業所に所属する従業者数						(2) 受入者		
	① 個人業主 （個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	④ 正社員・正職員として人	⑤ ④以外の人 （パート・アルバイトなど）	⑥ 臨時雇用者 （1か月未満の期間を定めて雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）	⑦ 合計 （①～⑥の合計）	⑧ 送出者 （⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨ 出向 ⑩ 派遣
男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	1人	1人
女	人	人	1人	2人	2人	人	5人	人	1人

事業所の従業者数の説明（送出者及び受入者）



※送出者と受入者の雇用関係については、給与支払いによるものとする

4 この事業所の従業者数

- 平成28年6月1日現在で「(1)この事業所に所属する従業者数」について、各区分の該当する欄に記入するとともに、「⑦合計」欄に①～⑥の合計を記入してください（この事業所に籍があって、別経営の事業所で働いている人も含めます）。
- また、「⑧送出者」欄及び「(2)受入者」欄については、右の図を参考にしてください。

従業者数の区分について（該当する例、該当しない例）

(1) この事業所に所属する従業者数	① 個人業主	○ 企業調査票の「3 欄「経営組織」が「①個人経営」の場合のみ該当します。 ○ 個人が共同で事業を行っている場合は、そのうちの1人を個人業主とし、他の人は「④正社員・正職員として人」としてください。
	② 個人業主の家族で無給の人	○ 個人業主の家族で、賃金や給与を受けずに、常時従事している人 × 家族であっても、実際に雇用者並みの賃金・給与を受けている人は、「常用雇用者」としてください。
常用雇用者	③ 有給役員	○ 法人の取締役、理事などで役員報酬を得ている人 ○ 他の法人の役員を兼ねている場合であっても、この法人が役員報酬を支給している場合は、この法人の有給役員に該当します。 × 無給役員は従業者には該当しません。
	④ 正社員・正職員として人	○ 以下のいずれかに該当する人 ・期間を定めずに雇用している人 ・1か月以上の期間を定めて雇用している人 × 別経営の事業所からの出向、派遣社員は常用雇用者に含めません。
臨時雇用者	⑤ ④以外の人 （パート・アルバイトなど）	○ この事業所で正社員・正職員として処遇している人 ○ 一般的に、雇用契約期間に定めがなく（定年制を含む）、この事業所で定められている1週間の所定労働時間で働いている人
	⑥ 臨時雇用者	○ 「常用雇用者」の定義に該当しない人（1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人） ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含めます。
合計	⑦ 合計	○ 合計は必ず記入してください。 ○ 「⑨出向」又は「⑩派遣」の受入者のみの場合は「0」と記入してください。
	⑧ 送出者（⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	○ 労働者派遣法という派遣労働者のほかに、在籍出向などこの事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人
(2) 受入者	⑨ 出向	○ 在籍出向など出向元に籍を置いたまま、この事業所で働いている人 × 同一企業内の他事業所からの出向は含めません。
	⑩ 派遣	○ 労働者派遣法という派遣労働者で、この事業所で働いている人 × 別経営の事業所から業務請負によりこの事業所の一区画で働いている人は、派遣されている人には含めません（別経営の従業者となります）。

【17】事業所調査票（製造業）の個別項目

4 この事業所の従業者数									
6月1日現在の従業者数を記入してください。 ※『調査票の記入のしかた』34、35ページを参照して記入してください。									
区分	① 個人業主 （個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	④ 正社員・正職員として人	⑤ ④以外の人 （パート・アルバイトなど）	⑥ 臨時雇用者 （1か月未満の期間を定めて雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）	⑦ 合計 （①～⑥の合計）	⑧ 送出者 （⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨ 出向 ⑩ 派遣
	男	女	男	女	男	女	男	女	男
男	人	人	1人	321人	29人	5人	356人	2人	3人
女	人	人	1人	161人	18人	1人	179人	人	1人
(3) この事業所に従事している人の男女計 (①～③+④+⑤+⑥)							528人	(4) 左記(3)から⑧と⑨を除いた人の毎月末現在数（平成27年1月から27年12月までの合計）を記入してください。	
								6,012人	

この事業所に常時従事している人（臨時雇用者、別経営の事業所へ出向又は派遣している人は含めません。）

「(3)この事業所に従事している人の男女計」が30人以上の場合は、毎月末現在数を1年間足し上げた人数を記入してください。

- 「(3)この事業所に従事している人の男女計」には(1)欄の①～⑥、(2)欄の⑨、⑩で記入した人数をもとに、以下の計算によりこの事業所で実際に常時従事している人数を記入してください。
⑦(合計)－⑥(臨時雇用者)－⑧(別経営の事業所への送出者)＋⑨(出向の受入者)＋⑩(派遣の受入者)
- 【例】 男：⑦356人 － ⑥5人 － ⑧2人 ＋ ⑨0人 ＋ ⑩3人 ＝ 352人
女：⑦176人 － ⑥1人 － ⑧0人 ＋ ⑨0人 ＋ ⑩1人 ＝ 176人
男女計： 352人 ＋ 176人 ＝ 528人

【18】事業所調査票（卸売業、小売業）の個別項目

4 この事業所の従業者数									
6月1日現在の従業者数を記入してください。 ※『調査票の記入のしかた』34、35ページを参照して記入してください。									
区分	① 個人業主 （個人経営の事業主で、実際にこの事業所を経営している人）	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	④ 正社員・正職員として人	⑤ ④以外の人 （パート・アルバイトなど）	⑥ 臨時雇用者 （1か月未満の期間を定めて雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）	⑦ 合計 （①～⑥の合計）	⑧ 送出者 （⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑨ 出向 ⑩ 派遣
	男	女	男	女	男	女	男	女	男
男	人	人	1人	3人	1人	2人	7人	人	人
女	人	人	1人	2人	5人	人	8人	人	人
⑤ ④以外の人について、8時間換算雇用者数を記入してください。（端数は切り上げ）							4人	例：3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合 （3×3）＋（5×1）＋（6×2）＝26時間 26時間÷8時間＝3.25 → 4人	

- 「⑤ ④以外の人（パート・アルバイトなど）」に記入した常用雇用者のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。（端数は切り上げ）
- 【例】 パート・アルバイトなどの合計が6人で、3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合
（3時間×3人）＋（5時間×1人）＋（6時間×2人）＝26時間
26時間÷8時間＝3.25 → 4人

【15】
農林漁業

【16】
鉱業

【17】
製造業

【18】
卸売、小売

【19】
医療、福祉

【20】
建設、サハ学校

【21】
協同組合

【22】
サービスB

【23】
政経文化宗教

【15】
農林漁業

【16】
鉱業

【17】
製造業

【18】
卸売、小売

【19】
医療、福祉

【20】
建設、サハ学校

【21】
協同組合

【22】
サービスB

【23】
政経文化宗教

【5】本所等の別 ●本所等の別の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。 ●一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。	① 本所・本社・本店 〔経営全体を統括している事業所〕	② 支所・支社・支店	
【6】管理・補助的業務 ●『調査票の記入のしかた』36、37ページを参照し、この事業所がもつ管理・補助的業務を行っている場合は、該当する番号を一つ○で囲んでください。	① 管理運営業務 〔支所等の管理業務 総務、経理、広報業務等〕	② 補助的業務 〔自家用車庫 自家用修理工場等〕	③ 自家用倉庫
【7】主な事業の内容 ●印字されている場合、内容に変更があれば、二重線で消して修正してください。 ●この事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。	酒類、飲食料品の卸売 【生産品、取扱い商品又は営業種目：ビール】		

【5】本所等の別

- ◆本所等とは、本所、本社、本店のことをいい、他の場所に同一経営の支所等があつて、経営全体を統括している事業所をいいます。
- ◆一つの企業、団体に「本所・本社・本店」は一つだけです。
例えば、「大阪本社」と「東京本社」のように、2か所以上本社を有する複数本社制を採用している場合は、そのうちの経営全体を統括している事業所を「本所・本社・本店」とし、地方統括本部を含め、その他のすべての事業所を「支所・支社・支店」とします。

【7】主な事業の内容 ※【19】、【20】、【21】、【23】調査票は該当しない項目

- ◆この事業所で行っている事業の内容を具体的に記入してください。
- ◆主な事業の内容の記入にあたっては、以下の記入例や6～9ページの記入例を参考にできるだけ詳しく記入してください。
※商品の製造、販売（注文を受けて調理）、賃貸等を行っている場合は、品目まで記入してください。
- ◆複数の事業を行っている場合は、平成27年1月から12月までの1年間の収入金額又は販売金額の最も多い事業を記入してください。

【記入例①】

○主な事業の内容が米の栽培であつた事業所が、主に仕入れた米等を小売する事業所となつた場合

※販売している品目がわかるように記入してください。

~~米の栽培~~ 食料品の小売

【生産品、取扱い商品又は営業種目：米】

【記入例②】

○調理済み料理品の小売であつた事業所が、主に注文を受けてから調理する料理品を提供する事業所となつた場合

※提供している飲食料品の種類がわかるように記入してください。
※注文に応じて調理し、持ち帰り又は配達により提供している場合は、その旨を記入してください。

~~総菜の小売（調理済み）~~ ~~寿司の小売（店頭販売）~~
持ち帰り弁当屋（注文を受けて調理）

【生産品、取扱い商品又は営業種目：弁当】
幕の内弁当

【記入例③】

○自動車を製造していた事業所が、自動車製造の管理事務のみを行う事業所となつた場合

~~自動車の製造~~ 自動車製造の管理事務

【生産品、取扱い商品又は営業種目：自動車】

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

【6】管理・補助的業務

記入上の注意

- ✓社内の管理、支援業務を**専業で行っている事業所が該当**します。したがって、当該事業所は売上（収入）金額がありません。
- ✓少しでも他の企業等へ生産品、製造品の出荷、商品の販売、役務（サービス）の提供を行っている事業所、営業所などは該当しません。

- ◆管理運営及び企業内の他の事業所に対する補助的業務のみを行っている場合は、該当する番号を1つ○で囲んでください。
「1 管理運営業務」 支所等の人事、総務、経理、法務、企画、広報、情報システムの管理など、組織全体又は地方組織の管理統括業務として活動を行っている場合（地方統括本部も含む）。
- 「2 補助的業務」 自家用補修所、輸送、清掃、修理、整備、保安等の業務により、企業内の他の事業所の支援業務を行っている場合。
- 「3 自家用倉庫」 企業内で使用する倉庫のことをいう。他社等に貸し出している倉庫は含めません。
- ◆該当する業務がない場合は、○で囲む必要はありません。

記入上の注意

- ✓金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓金額が5千円未満又は金額がない場合は「0」万円と記入してください。
- ✓「¥」記号は記入しないでください。

【8】事業所の売上（収入）金額

※【19】、【21】調査票は項目7、【20】、【23】調査票は該当しない項目

【8】事業所の売上（収入）金額 ●平成27年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額について記入してください（この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください）。（万円未満四捨五入）	兆 千億 百億 十億 億 千万 百万 十万 万 円 1 0 0 0 0 0 0,000
---	--

- ◆この事業所の平成27年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額を記入してください。
- ◆企業内取引についても市価に換算して売上（収入）金額に含めてください。
※平成27年1月から12月までの1年間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間について記入してください。
※営業期間が1年に満たない場合であっても記入してください。
- ◆「会社以外の法人」の場合は、経常収益（事業収益）を記入してください。
- ◆ショールームや連絡事務所などで、売上が発生しない場合は「0」を記入してください。

【9】事業別売上（収入）金額

※【19】、【21】調査票は項目8、【20】、【23】調査票は該当しない項目

- ◆事業別の各内訳項目の例示については、12～17ページ【8】欄『企業全体の事業別売上（収入）金額』を参照してください。

次ページ以降については、調査票ごとに参照ページが異なります。該当ページをご覧ください。

【15】
農林漁業

【16】
鉱業

【17】
製造業

【18】
卸売、小売

【19】
医療、福祉

【20】
建設、サハ学校

【21】
協同組合

【22】
サービスB

【23】
政経文化宗教



※ 【15】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

- ◆ 【15】 - 1～【15】 - 4ページの記入例を参考にして、第1面9欄「(ア)農林漁業」について、その事業内容別の売上(収入)金額を記入してください。
- ◆ 売上(収入)金額の記入が困難な場合は、【15】 - 2ページの記入例3を参照し、第1面8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。

10 農業、林業、漁業の収入の内訳

記入例1 以下の事業を営んでいる場合

- ①米を栽培して出荷 800万円 (農業)
- ②大根を栽培して出荷 500万円 (農業)
- ③じゃがいもの観光農園 150万円 (農業)
- ④仕入れたじゃがいもでポテトケーキを製造してその場で直接消費者に販売 50万円 (小売業)
- ①～④の合計 1500万円→第1面8欄と一致

9 事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』37ページを参照してください。 ●8欄に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、8欄に占める割合を記	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入					1	4	5	0		0,000	
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
	(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)										0,000	
	(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額									5	0	0,000

10 農業、林業、漁業の収入の内訳													
●第1面9欄「(ア)農林漁業」について、その事業内容別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、第1面8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)													
事業内容	内容例示	番号	売上(収入)金額										又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
耕種農業	稲作	1					8	0	0			0,000	
	麦類・雑穀・豆類	2										0,000	
	いも類	3					1	5	0			0,000	
	工芸農作物	4										0,000	
	野菜(きのこ栽培を含む)	5					5	0	0			0,000	

「(ア)農林漁業」の内訳について第2面に記入

記入上の注意

- ✓ じゃがいもの芋掘りなどの「観光農園」は、観光客に直接収穫させて販売(出荷)するので、農業となります。
- ✓ 「観光農園」で取り扱っている作物の該当する耕種農業の「事業内容」欄にその売上を記入してください。

記入例2 以下の事業を営んでいる場合

- ①トマトを水耕栽培して出荷 800万円 (農業)
- ②もやしを工場で栽培して出荷 700万円 (農業)
- ①～②の合計 1500万円→第1面8欄と一致

9 事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』37ページを参照してください。 ●金額で記入できない場合は、第1面8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入					1	5	0	0		0,000	
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
	(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)										0,000	
	(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額										0,000	

「(ア)農林漁業」の内訳について第2面に記入

記入上の注意

- ✓ えのきだけ、もやし、かいわれ大根など工場で機械的設備を使用し、人工的な光と水を用いて栽培・製造する場合、製造業とせず農業とします。

記入例3 割合で記入する場合(※小数点以下四捨五入)

- ①いちごを栽培して出荷 74(%) (農業)
- ②いちごジャムを製造して直接消費者に販売 12(%) (農業)
- ③他から仕入れたママレードを消費者に販売 14(%) (小売業)
- ①～③の合計 100(%)→第1面8欄と一致

9 事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』37ページを参照してください。 ●8欄に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入) ●金額で記入できない場合は、8欄に占める割合を記	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入										0,000	86
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
	(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額										0,000	
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)										0,000	
	(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額										0,000	14

「(ア)農林漁業」の内訳について第2面に記入

記入上の注意

- ✓ 主に自家栽培した原材料(いちごなど)を使用して製造、加工を行っている場合は農業としますが、主な原材料を他から購入し製造・加工している場合は、製造業となります。

【15】
農林漁業

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

林業

10 農業、林業、漁業の収入の内訳(つづき)

記入例 以下の事業を営んでいる場合

- ①自ら保育した立木を伐木し運んで素材のまま販売.....1000万円 (林業)
- ②自ら保育した立木を伐木し運んで製材して販売.....3250万円 (林業)
- ③天然の山菜を採取して出荷.....750万円 (林業)
- ④立木を購入し伐木して運んで販売.....2000万円 (林業)
- ⑤立木を購入し伐木して製材して販売.....1750万円 (製造業)
- ⑥他から購入した山菜を原材料として山菜漬けを製造して出荷.....250万円 (製造業)
- ⑦木材を購入し製材して販売.....500万円 (製造業)
- ⑧木材を購入して販売.....500万円 (卸売業)
- ①～⑧の合計.....10000万円 → 第1面8欄と一致

9 事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』37ページを参照してください。 ●8欄に記入した売上(収入)金額の内訳を記入してください。(万円未満四捨五入)	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入						7	0	0	0	0,000	
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000	
	(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額						2	5	0	0	0,000	
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)							5	0	0	0,000	

- 第1面9欄「(ア) 農林漁業」について、その事業内容別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

事業内容		内容例示	番号	売上(収入)金額										又は割合(%)
				兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
林業	育林業	自ら保育した木材に関する収入(立木、素材、製材の販売収入)	21						4	2	5	0	0,000	
	素材生産業	購入した立木を伐木した素材の販売収入	22						2	0	0	0	0,000	
	林業サービス	育林サービス	23										0,000	
		素材生産サービス	24										0,000	
		山林種苗生産サービス	25										0,000	
		その他の林業サービス	26										0,000	
	特用林産物	薪炭生産	27										0,000	
		きのこ採取・うるし採取等	28							7	5	0	0,000	
		その他の林業(狩猟業等)	29										0,000	
													全	

記入上の注意

- ✓ 栽培したきのこ類の出荷による事業収入は、番号5「野菜(きのこ栽培を含む)」欄に記入してください。
- ✓ 番号27、28「特用林産物」とは、薪、炭、山林から採取したたけのこ、山菜などをいいます。
- ✓ 毛皮用、食用のための鳥獣の捕獲や、こん虫類などを採捕する事業収入は、番号29「その他の林業(狩猟業等)」欄に記入してください。

10 農業、林業、漁業の収入の内訳(つづき)

記入例 以下の事業を営んでいる場合

- ①一本釣り漁で捕獲した魚の出荷.....2840万円 (漁業)
- ②採取したあわびの出荷金額.....500万円 (漁業)
- ③自家栽培した養殖わかめを出荷.....660万円 (漁業)
- ④漁で釣れた魚を使用してひものに加工し出荷.....500万円 (漁業)
- ⑤他の漁業者が採取したあさを冷凍・保管した収入.....200万円 (運輸業)
- ⑥民宿の収入金額.....300万円 (宿泊業)
- ①～⑥の合計.....5000万円 → 第1面8欄と一致

9 事業別売上(収入)金額	事業活動区分	事業別内訳	売上(収入)金額										又は割合(%)		
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万	円				
●記入に当たっては、『調査票の記入のしかた』37ページを参照してください。	(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入						4	5	0	0	0,000	ない場合は右欄に記入		
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入										0,000			
●8欄に記入した金額の内訳を、この表の3欄に記入してください。	(カ) サービス関連産業A	⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入										0,000	ない場合は右欄に記入		
		⑨ 運輸、郵便事業の収入										2		0	0,000
		⑩ 金融、保険事業の収入												0,000	
		⑪ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入												0,000	
	(キ) サービス関連産業B	⑫ 宿泊事業の収入										3	0	0,000	ない場合は右欄に記入
		⑬ 飲食サービス事業の収入											0,000		
		⑭ 娯楽サービス事業の収入											0,000		

- 第1面9欄「(ア) 農林漁業」について、その事業内容別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
- 金額で記入できない場合は、第1面8欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

漁業（水産養殖業を除く）	海面漁業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
--------------	------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

記入上の注意

- ✓ 自家取得した原材料を使用して製造・加工する事業活動は漁業となります。売上(収入)金額は、取得した漁法の「事業内容」欄に記入してください。
- ✓ ぶり類、たい類、くるまえばの種苗(養殖用の稚魚等)の養殖用の網の設置などの請負事業収入は、番号44「種苗養殖」欄に記入してください。
- ✓ 漁業事業所から請負で行う、「餌まき」、「いかだの移動」、「網の設置」、「水揚げした貝類の選別」などの請負作業は、請け負った漁場、漁法、漁獲物の種類、養殖場所、養殖方法、養殖対象によって、該当する事業内容にその売上(収入)金額を記入してください。

【15】
農林漁業

【16】事業所調査票（鉱業、採石業、砂利採取業） 第2面

【16】
鉱業

※ 【16】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

10 給与総額等

平成27年1月から12月までの1年間の給与総額等を記入してください。(万円未満四捨五入)
「有給役員及び常用雇用者」欄には、第1面4欄「この事業所の従業者数」のうち「③ 有給役員」、「④ 正社員・正職員としている人」、「⑤ ④以外の人(パート・アルバイトなど)」に支払われた「給与総額」及び「その他の支給額」を記入してください。
「臨時雇用者」欄には、第1面4欄「この事業所の従業者数」のうち「⑥ 臨時雇用者」に支払われた「給与総額」を記入してください。

区 分	給与総額(年間)							その他の支給額(年間)						
	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	千	百	十	万	千	百	十
有給役員 及び 常用雇用者					2	7	9	3				1	6	4
臨時雇用者					4	9	3							

- ・「給与総額」
平成27年の1年間に支払った又は支払われる給与(所得税・保険料等控除前の役員報酬、給料、手当、賞与、賃金など)
- ・「その他の支給額」
有給役員及び常用雇用者に対する退職金、役員退職慰労金、退職給付費用、労働基準法に基づく災害補償給付金、労働者災害補償保険法に基づく諸給付金など

11 鉱業活動に係る費用

平成27年1月から12月までの1年間に、この事業所が鉱業活動を営む上で投入した費用(人件費及び福利厚生費を除く)について記入してください。(万円未満四捨五入)

区 分	説 明	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
原料使用額	この事業所が他の事業所から原石・原土を購入し、選鉱して精鉱(製品)を生産している場合の原石・原土の使用額						7	0	8	0,000
資材使用額	木材、鉄鋼材、鉄鋼製品、プラスチック製品、電線、セメント、石油製品、爆薬加工品、選鉱剤用材、溶剤、その他の資材などの使用額					2	8	3	1	0,000
燃料・電力使用額	自家発電用を除いたガソリン、灯油、石炭、天然ガス、都市ガスなどの使用額並びに「購入電力」及び実際に使用した「自家発電」(使用数量×発電原価)の金額					4	0	4	5	0,000
その他の支出額	保管料、修繕費、保険料、賃借料、租税公課、交際費、通信費、水道費、研究開発費、家賃地代、組合費、賦課金、棚卸資産減耗費など					1	5	2	8	0,000
減価償却額	有形固定資産の減価償却額					6	9	0		0,000

10 給与総額等

◆ この事業所に所属する従業者に対して支払われた給与等について、給与の区分ごと、従業者の区分ごとに記入してください。

・給与の区分

・「給与総額」……………就業規則、給与規定及び労働協約などに基づいて、平成27年1月から12月までの1年間に支払われた月例給与と賞与等のすべてをいいます。
基本給のほか、扶養手当、地域手当、超過勤務手当、通勤手当などの諸手当を含め、所得税、住民税、社会保険料などを差し引く前の、いわゆる「税込みの支給額」で記入してください。

・「その他の支給額」……………退職金及び解雇予告手当、労働基準法に基づく災害補償給付金及び帰郷旅費、労働者災害補償保険法に基づく諸給付金などを記入してください。

・従業者の区分

・「有給役員及び常用雇用者」…第1面4欄「この事業所の従業者数」の、「③ 有給役員」、「④ 正社員・正職員としている人」、「⑤ ④以外の人(パート・アルバイトなど)」に該当する人です。

・「臨時雇用者」……………第1面4欄「この事業所の従業者数」の、「⑥ 臨時雇用者(⑤以外のパート・アルバイトなどを含む)」に該当する人です。

11 鉱業活動に係る費用

◆ この事業所が、平成27年1月から12月までの1年間に鉱業活動を営む上で投入した費用を記入してください。

ただし、人件費及び福利厚生費など、鉱業活動に直接係わらない経費は除きます。

◆ 業務を他の事業者へ委託した際の請負費用を外注費などとして一括して支払った場合には、その内訳を見積書、請求書などによって以下の費用項目に区分して記入してください。

・「原料使用額」……………他の企業から鉱石(原石・原土)を購入し又は同じ企業に属する他の事業所から受け入れて、選鉱して精鉱(製品)を生産している場合の原石・原土の金額を記入してください。
同じ企業に属する他の事業所から受け入れた鉱石は、市価に換算して記入してください。

・「資材使用額」……………採掘現場の確保・維持、岩盤等の破碎に要した資材、選鉱のための溶剤などの使用額を記入してください。

・「燃料・電力使用額」…燃料・電力使用額には、自家発電のうち、「売電(他の事業所に融通した電力を含む)」に使用した燃料などの使用額を除くため、次の計算によって記入してください。

燃料・電力使用額＝自家発電以外に使用した燃料使用額＋購入電力
＋自家発電の使用電力分の発電費用(使用数量×発電単価)

なお、石油製品のうち、燃料として使用したものは「燃料・電力使用額」に含めます。

・「その他の支出額」…鉱業活動を営む上で投入した費用のうち、「原料」、「資材」、「燃料・電力」以外のものを記入してください。

・「減価償却額」……………鉱業活動に係る有形固定資産に対する減価償却額を記入してください。

【16】
鉱業

【16】
鉱業

12 生産数量及び生産金額

品目名に記載してある条件及び単位で、平成27年1月から12月までの1年間における数値を記入してください。
生産数量は、委託生産分も含めます。(単位未満四捨五入)
生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格によるもので、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めません。(万円未満四捨五入)

番号	品目名(条件)	生産数量 (年間)	生産金額(年間)							番号	品目名(条件)	生産数量 (年間)	生産金額(年間)						
			千	百	十	億	千	万	百				万	円	千	百	十	億	千
金 属 鉱 物																			
9111	金鉱(精含量)	g								0,000	9131	鉄鉱(精含量)	t						0,000
9112	銀鉱(精含量)	kg								0,000	9191	銅鉱(精含量)	t						0,000
9121	鉛鉱(精含量)	t								0,000	9199	その他の金属鉱物							0,000
9122	亜鉛鉱(精含量)	t								0,000									
石 炭 ・ 亜 炭																			
9211	石炭(精炭)	t								0,000	9221	亜炭(精炭)	t						0,000
原 油 ・ 天 然 ガ ス																			
9311	原油	kl								0,000	9329	その他の原油・天然ガス							0,000
9321	天然ガス(基準状態)	千m ³								0,000									

12 生産数量及び生産金額 つづき

番号	品目名(条件)	生産数量 (年間)	生産金額(年間)							番号	品目名(条件)	生産数量 (年間)	生産金額(年間)								
			千	百	十	億	千	万	百				万	円	千	百	十	億	千	万	百
採石、砂・砂利・玉石採取																					
9411	花こう岩・同類似岩石(製品)	t								0,000	9471	粘板岩(製品)	t						0,000		
9421	石英粗面岩・同類似岩石(製品)	t								0,000	9481	砂・砂利・玉石							0,000		
9431	安山岩・同類似岩石(製品)	t								0,000	9491	かんらん岩(粗鉱)	t						0,000		
9441	大理石(製品)	t								0,000	9492	かんらん岩(精鉱)	t						0,000		
9451	ぎょう灰岩(製品)	t								0,000	9493	オリビンサンド(製品)	t						0,000		
9461	砂岩(製品)	t								0,000	9499	その他の採石、砂・砂利・玉石							0,000		
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)																					
9511	木節・頁岩粘土(粗鉱)	t								0,000	9551	軟けい石(粗鉱)	t						0,000		
9512	木節・頁岩粘土(精鉱)	t								0,000	9552	軟けい石(精鉱)	t						0,000		
9513	がいろ目粘土(粗鉱)	7586 t						3	0	3	3	0,000	9553	白・炉材けい石(粗鉱)	t					0,000	
9514	がいろ目粘土(精鉱)	9335 t						1	2	1	3	5	0,000	9554	白・炉材けい石(精鉱)	t					0,000
9519	その他の耐火粘土											0,000	9561	人造けい砂(製品)	t					0,000	
9521	ろう石(粗鉱)	t										0,000	9562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(粗鉱)	t					0,000	
9522	ろう石(精鉱)	t										0,000	9563	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(精鉱)	t					0,000	
9523	ろう石クレー(製品)	t										0,000	9571	石灰石(粗鉱)	t					0,000	
9531	ドロマイト(粗鉱)	t										0,000	9572	石灰石(精鉱)	t					0,000	
9532	ドロマイト(精鉱)	t										0,000	9591	陶石(粗鉱)	t					0,000	
9541	長石(粗鉱)	t										0,000	9592	陶石(精鉱)	t					0,000	
9542	長石(精鉱)	t										0,000	9593	陶石クレー(製品)	t					0,000	
9543	半花こう岩(粗鉱)	t										0,000	9594	カオリン(粗鉱)	t					0,000	
9544	半花こう岩(精鉱)	t										0,000	9595	カオリン(精鉱)	t					0,000	
9545	風化花こう岩(含むサバ)(粗鉱)	t										0,000	9599	その他の窯業原料用鉱物						0,000	
9546	風化花こう岩(含むサバ)(精鉱)	t										0,000									
そ の 他 の 鉱 物																					
9911	酸性白土(粗鉱)	t										0,000	9931	けいそう土(粗鉱)	t					0,000	
9912	酸性白土(精鉱)	t										0,000	9932	けいそう土(精鉱)	t					0,000	
9921	ペントナイト(粗鉱)	t										0,000	9941	滑石(粗鉱)	t					0,000	
9922	ペントナイト(精鉱)	t										0,000	9942	滑石(精鉱)	t					0,000	
													9999	他に分類されないその他の鉱物						0,000	

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

12 生産数量及び生産金額

◆ この事業所が、平成27年1月から12月までの1年間に生産した鉱業品を、品目ごとに記載している条件(「精含量」、「粗鉱」、「精鉱」、「製品」など)に従って記入してください。委託生産分も含めます。
<品目の内容例示>については、【16】-5～【16】-6ページを参照してください。

(1)「品目名(条件)」について

生産数量及び生産金額に記入する数値は、品目ごとに記載している以下の「条件」に従って記入してください。

- ① 精含量 ……………選鉱によって得られた精鉱中の金属の含有量です。
単一の鉱石(例えば「金鉱」)であっても、複数の金属(「金」と「銀」など)を含有している鉱石を生産している場合は、含有している金属ごとに「生産数量(精含量)」及び「生産金額」を記入してください。
- ② 精炭 ……………選炭、洗炭した石炭です。
- ③ 基準状態 ……………「天然ガス」のガス量表示の基準状態とは、温度15.6℃(60°F)、絶対圧101 325Pa(760mmHg)、水蒸気で飽和された状態をいいます。また、「標準状態」から「基準状態」への換算式は、次のとおりです。

「基準状態」の体積(千m³)=「標準状態」の体積(千m³)×1.076
- ④ 粗鉱 ……………採掘した原石のまま出荷したもの(手選を行った原石を含む)
- ⑤ 精鉱 ……………採掘した原石を採石現場(山元)で粉碎、乾燥などして出荷したもの
- ⑥ 製品 ……………採掘した原石のまま出荷したもの及び採石現場で粉碎、水ひ(簸)、乾燥などの加工をして出荷したもの

(2)「生産数量」について

「生産数量」欄に「単位記号」(t、kg、kl、千m³など)が記載されている品目は、記載している単位記号に対応する数量で生産数量を記入してください。

(3)「生産金額」について

生産金額は、生産工程を経て製品になった時点の価格をいい、保険料、積込み料、運賃、販売諸掛りなどの販売経費は含めないでください。

- 生産金額から販売経費を差し引くことができない場合は、この事業所の最寄駅貨車乗り渡し又は船積渡しの金額で記入してください。
- ① 金属鉱物の複雑鉱(多種類の金属を含む鉱物)の生産金額は、有価成分ごとに区分し、それぞれの条件によって記入してください。

1) 主体鉱種

生産金額={売鉱協定価格(又は建値)×鉱石中金属含有量×精錬実収率}-(粉鉱処理費+溶錬費+精錬費+鉱石運賃)

2) 随伴鉱種

生産金額={売鉱協定価格(又は建値)×鉱石中金属含有量×精錬実収率}-精錬費

- ② 粗鉱を他の選鉱場に出荷した場合の生産金額は、精鉱の価格から選鉱費及び運賃、諸掛りを差し引いて記入してください。

【16】
鉱業

【16】
鉱業

＜品目の内容例示＞

番号	品目名(条件)	数量単位	内容例示
金属鉱物			
9111	金鉱(精含量)	g	金鉱、砂金
9112	銀鉱(精含量)	kg	銀鉱、輝銀鉱、濃紅銀鉱
9121	鉛鉱(精含量)	t	鉛鉱、方鉛鉱
9122	亜鉛鉱(精含量)	t	亜鉛鉱、閃亜鉛鉱
9131	鉄鉱(精含量)	t	鉄鉱、赤鉄鉱、磁鉄鉱、褐鉄鉱
9191	銅鉱(精含量)	t	銅鉱、黄銅鉱、赤銅鉱、斑銅鉱
9199	その他の金属鉱物	—	白金鉱、硫化鉄鉱、すず鉱、砂すず鉱、アンチモン鉱、水銀鉱、そう鉛鉱、砂鉄鉱、タングステン鉱、マンガン鉱、クロム鉱、モリブデン鉱、ニッケル鉱、コバルト鉱、ウラン鉱、トリウム鉱、ひ鉱 など
石炭・亜炭			
9211	石炭(精炭)	t	一般炭、無煙炭、れき(瀝)青炭、石炭水洗、石炭選炭、褐炭(亜炭を除く)
9221	亜炭(精炭)	t	亜炭
原油・天然ガス			
9311	原油	kl	原油、天然アスファルト、れき(瀝)青油
9321	天然ガス(基準状態)	千m ³	天然ガス
9329	その他の原油・天然ガス	—	天然ガソリン、炭酸ガス
採石、砂・砂利・玉石採取			
9411	花こう岩・同類似岩石(製品)	t	花こう岩、せん緑岩、はん岩、はんれい岩、片麻岩、御影石
9421	石英粗面岩・同類似岩石(製品)	t	石英粗面岩、りゅうもん岩
9431	安山岩・同類似岩石(製品)	t	安山岩、輝石安山岩、粗面岩、ひん岩、鉄平石、根府川石、小松石 など
9441	大理石(製品)	t	大理石、結晶質石灰岩
9451	ぎょう灰岩(製品)	t	ぎょう灰岩、芦野石、伊豆若草石、大谷石、小室石、七沢石、房州石 など
9461	砂岩(製品)	t	砂岩、出雲石、多胡石 など
9471	粘板岩(製品)	t	粘板岩、玄昌石
9481	砂・砂利・玉石	—	砂、砂利、玉砂利、玉石
9491	かんらん岩(粗鉱)	t	かんらん岩、輝石かんらん岩
9492	かんらん岩(精鉱)	t	
9493	オリビンサンド(製品)	t	オリビンサンド
9499	その他の採石、砂・砂利・玉石	—	蛇紋岩、玄武岩、黒よう石、真珠岩、火山灰、軽石、庭石、鹿沼土 など
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)			
9511	木節・頁岩粘土(粗鉱)	t	木節粘土、頁岩粘土
9512	木節・頁岩粘土(精鉱)	t	
9513	がいろ目粘土(粗鉱)	t	がいろ目粘土
9514	がいろ目粘土(精鉱)	t	
9519	その他の耐火粘土	—	

番号	品目名(条件)	数量単位	内容例示
窯業原料用鉱物(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料に限る)(つづき)			
9521	ろう石(粗鉱)	t	ろう石
9522	ろう石(精鉱)	t	
9523	ろう石クレー(製品)	t	ろう石クレー
9531	ドロマイト(粗鉱)	t	ドロマイト、苦灰石、白雲石
9532	ドロマイト(精鉱)	t	
9541	長石(粗鉱)	t	長石
9542	長石(精鉱)	t	
9543	半花こう岩(粗鉱)	t	半花こう岩、アブライト
9544	半花こう岩(精鉱)	t	
9545	風化花こう岩(含むサバ)(粗鉱)	t	風化花こう岩、まさ(真砂)、サバ(砂婆)、そうけい(藻珪)
9546	風化花こう岩(含むサバ)(精鉱)	t	
9551	軟けい石(粗鉱)	t	軟けい石
9552	軟けい石(精鉱)	t	
9553	白・炉材けい石(粗鉱)	t	白けい石、炉材けい石
9554	白・炉材けい石(精鉱)	t	
9561	人造けい砂(製品)	t	人造けい砂
9562	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(粗鉱)	t	天然けい砂、がいろ目けい砂
9563	天然けい砂(含むがいろ目けい砂)(精鉱)	t	
9571	石灰石(粗鉱)	t	石灰石
9572	石灰石(精鉱)	t	
9591	陶石(粗鉱)	t	陶石、天草陶石 など
9592	陶石(精鉱)	t	
9593	陶石クレー(製品)	t	陶石クレー
9594	カオリン(粗鉱)	t	カオリン
9595	カオリン(精鉱)	t	
9599	その他の窯業原料用鉱物	—	石こう、らん晶石、けい線石、紅柱石、陶土 など
その他の鉱物			
9911	酸性白土(粗鉱)	t	酸性白土
9912	酸性白土(精鉱)	t	
9921	ベントナイト(粗鉱)	t	ベントナイト
9922	ベントナイト(精鉱)	t	
9931	けいそう土(粗鉱)	t	けいそう土
9932	けいそう土(精鉱)	t	
9941	滑石(粗鉱)	t	滑石
9942	滑石(精鉱)	t	
9999	他に分類されないその他の鉱物	—	粘土(窯業原料用を除く)、絹雲母、緑泥石、ふっ(沸)石、ひる石、重晶石、ざくろ石、エメリー、トリポリー、めのう、こはく、工芸用水晶、宝石、電気石、石けん石、溶岩、方解石、ほたる石、りん鉱石、黒鉛、ダイアスポア、天然氷、かん水 など

【16】
鉱業

【17】事業所調査票（製造業） 第2面

※ 【17】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

4 この事業所の従業者数

- ◆ 第2面については、第1面4欄「この事業所の従業者数」(3)の人数によって、記入箇所が異なります。以下を参考にして調査票に記入してください。

4 この事業所の従業者数
・6月1日現在の従業者数を記入してください。

(3) この事業所に従事している人の男女計
(⑦+⑧+⑨+⑩) 人 (3)が30人以上の場合、
(4)を記入してください。

調査票	第1面4欄「この事業所の従業者数」 (3)の人数	記入する調査票の項目番号
第2面	9人以下	10・11(「合計★」欄のみ)、15(「イ 品目別製造品在庫額」を除く)、16～18、20、備考
	10人以上29人以下	10・11(「合計★」欄のみ)、12(「土地★」、「有形固定資産」の「計★」欄のみ)、 14(「製造品①★」、「半製品及び仕掛品②★」欄のみ)、15(「イ 品目別製造品在庫額」を除く)、 16～18、20、備考
	30人以上	全て

10 人件費及び人材派遣会社への支払額

※第1面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

- ◆ この事業所が平成27年1月から12月までの1年間に支給した給与額又は支給すべき給与額について、所得税、保険料、組合費などを差し引く前の額で記入してください。
- ◆ この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の人件費及び人材派遣会社への支払額は含めません。
- ・ (1)欄は、常用雇用者及び有給役員(第1面4欄「この事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうちこの事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当(家族手当、超過勤務手当、通勤手当、休業手当など)、特別に支払われた給与(期末賞与など)を記入してください。
- ・ (2)欄は、上記雇用者に対する退職金や解雇予告手当、第1面4欄「この事業所の従業者数」のうち「⑨出向」に対する支払額、「⑩臨時雇用者」に対する給与、「⑧送出者(別経営の事業所へ出向又は派遣している者)」に対する負担額などを記入してください。調査時点(平成28年6月1日時点)で臨時雇用者がいない場合でも、平成27年に臨時雇用者を雇用して支払った給与がある場合は、ここへ記入してください。
- ・ (3)欄は、第1面4欄「この事業所の従業者数」の「⑩派遣」に係る人材派遣会社への支払額を記入してください。

10 人件費及び人材派遣会社への支払額 (平成27年1月から12月までの1年間)		金 額						
		千	百	十	千	百	十	円
(1)常用雇用者及び有給役員(第1面4欄「この事業所の従業者数」の③+④+⑤に該当する者のうちこの事業所に従事している者)に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与(期末賞与等)の額		1	6	3	6	6	0	0,000
(2)常用雇用者(③、⑤)及び有給役員(③)に対する退職金又は解雇予告手当、出向受入者(⑨)に係る支払額、臨時雇用者(⑩)に対する給与、送出者(⑧)に対する負担額など			9	4	4	2		0,000
(3)派遣受入者(⑩)に係る人材派遣会社への支払額				9	8	6		0,000
合 計 ★		1	7	4	0	8	8	0,000

11 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び 転売した商品の仕入額 (平成27年1月から12月までの1年間)		金 額						
		兆	千	百	十	千	百	円
原材料使用額	主要原材料、補助材料、購入部分品、容器、包装材料、工場維持用の材料、消耗品、購入した水などで実際に製造等に使用した総使用額	5	7	2	9	0	7	0,000
燃料使用額	石油、ガス、石炭など(貨物運搬用及び暖房用の燃料、自家発電用の燃料費を含む)		2	3	5	2		0,000
電力使用額	電灯用を含め、自家発電は除く			9	7	7	0	0,000
委託生産費(外注加工費)	原材料又は製品を、他企業の国内事業所に支給して製造、加工を委託した場合、これに支払った加工費又は支払うべき加工費	1	8	6	9	3	3	0,000
製造等に関連する外注費	生産設備の保守・点検、機械の操作、梱包などの製造等に関連する外注費(派遣、委託生産費などの外注費は除く)		2	2	1	9	8	0,000
転売した商品の仕入額	平成27年中に実際に売り上げた転売品(在庫を除く)に対応する仕入額(年初転売品在庫額+当年転売品仕入額-年末転売品在庫額)		8	7	6	2	5	0,000
合 計 ★			8	8	1	7	8	5 0,000

11 原材料、燃料、電力の使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額(年間)

※第1面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の場合は、合計のみ記入してください。

- ◆ 管理・販売部門の外注費及び派遣会社への支払額は含めません。

原材料使用額

- ・ この事業所が所有する燃料以外のすべての製造加工用等の原材料のうち、実際に製造等に使用した総使用額を記入してください(購入額を記入するものではありません。)。また、自己の所有するものに限りです。

○「原材料」に含むもの(例示)

主要原材料、補助材料、容器・包装材料、耐用年数1年未満の工具、器具、備品、機械油、購入した水、作業用・事務用消耗品、購入した部分品(当該工場で原材料を使用して中間製品を作成、その中間製品を製造加工のために使用した場合は、当初使用した原材料費のみを計上)、工場維持のために必要な材料・消耗品(固定資産勘定に計上すべきものは除き、工場建物・設備などの小修理に使用されたもの)

- ・ 同じ企業に属する他の事業所から受け入れたものは、市価に換算して記入してください。
- ・ 通常は燃料として使用されるものでも、原材料として使用した場合、例えば電極用コークスの製造に用いられた石炭、ゴム溶剤に用いられた揮発油などは、原材料使用額に含めます。
- ・ 下請工場等に原材料又は製造した製品を支給して製造加工を行わせた場合には、支給した原材料の額を計上します(加工賃は「委託生産費」に計上します)。
- ・ 原材料であっても、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するものは「転売した商品の仕入額」に記入してください。

燃料使用額

- ・ 生産段階での使用額、荷物運搬用及び暖房用の燃料費(石油、ガス、石炭等)、自家発電用の燃料費などを記入してください。
- ・ 同じ企業に属する2つ以上の事業所に送電している自家用火力発電所が使用した石炭、石油などの使用額は、1年間の「製造品出荷額等」の最も多かった事業所にまとめて記入してください。
- ・ 仕入れてそのまま販売するものは含めません。「転売した商品の仕入額」に記入してください。

電力使用額

照明や空調に利用されたものやこの事業所で購入した電力の使用額を記入してください。ただし、自家発電分は除きます。

委託生産費(外注加工費)

- ・ この事業所が所有する原材料又は製造した製品を支給して、他企業の国内事業所に製造加工を委託した場合、これに支払った加工賃を記入してください。この場合、支給した原材料等は、「原材料使用額」に記入してください。原材料等を支給しない(※)で、他の事業所に製造を依頼した注文製造品の買取代金は含めません。
- (※)原材料を「他企業の事業所」が自ら調達した場合(この事業所が所有する原材料の所有権を「他の事業所」に移転して製造加工させた場合も含めます)。
- ・ この欄に記入した場合、15欄「ア 品目別製造品出荷額」にも記入する必要があります。

製造等に関連する外注費

- ・ 事業所収入(「製造品出荷額」、「加工賃収入額」及び「その他収入額」)に直接関連する外注費で、生産設備の保守・点検・修理、機械・装置の操作、製品の検査・梱包、製品に組み込まれるソフトウェアの開発、製品の据付に係る建設業務、販売した製品の保守・修理等の外注費用を記入してください。
- ・ 委託生産費(外注加工費)、派遣会社への支払額、固定資産に計上されるものは除きます。
- ・ 警備、清掃、福利厚生、管理事務、構外運送、広告・宣伝などの管理・販売部門における外注費用は除きます。

転売した商品の仕入額

- ・ 以下のような計算により、平成27年中に実際に売り上げた転売品に対応する仕入額を記入してください。また、ここに記入した場合は、第1面9欄「事業別売上(収入)金額」のうち「(エ)④卸売の商品販売額」又は「(オ)⑤小売の商品販売額」に記載があるかをご確認ください。

年初転売品在庫額 + 当年転売品仕入額 - 年末転売品在庫額

- ・ 転売品とは、他の企業から仕入れて又は受け入れてそのまま販売したもので、検査・選別・洗浄・包装・小分け、充てんなどの販売に伴う軽度な加工をしたものを含めます(ただし、食料品の真空包装及び医薬品の小分けは除きます)。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

- ※第1面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が29人以下の事業所は、記入不要です。

- リースとは、「賃貸借契約であって、物件を使用する期間が1年を超え、契約期間中原則として中途解約のできないもの」をいいます。
- ただし、上記に該当するものであっても、リース取引に係る会計処理を通常の売買取引に係る方法（リース資産を割賦（延払い）により購入した場合と同様の方法）に準じて行っている場合は、[12](#) 欄「有形固定資産」に帳簿価額によって記入し、リースには記入しないでください。
- 「リース契約額」には、新規に契約したリースのうち、平成27年1月から12月までにリース物件が納入、設置され、検収が完了し物件借受書を交付した物件に対するリース物件の契約額（リース料総額）を記入してください。
- 「リース支払額」には、平成27年1月から12月までにリース物件使用料として実際に支払った月々のリース料の年間合計金額（この事業所に存在するすべてのリース物件に対する支払リース料の年間合計金額）を記入してください。したがって、これには、平成26年12月以前にリース契約した物件に対する支払リース料も含めます。
- 親会社の所有設備等を子会社が借用している場合は、この欄には記入せず、「備考」欄に「親会社からの借用」と記入してください。

※第1面4欄「この事業所の従業者数」の(3)が10人以上29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。なお、9人以下の事業所については記入不要です。

- ◆ 金額は、帳簿価額で記入してください。それが困難な場合は、見積もり価額(「取得額」の欄については購入価額)によってください。借用・借地の場合は、その旨を「備考」欄に記入してください。
- ◆ 有形固定資産を「土地」と「有形固定資産計(土地を除く。)」に区分して記入してください。
- ◆ この事業所の敷地とは別の場所にある自家発電所、自家用倉庫の有形固定資産は含めません。

(注) 取得価額10万円以上20万円未満の減価償却資産を一括償却資産として処理した場合は、有形固定資産に記入する必要はありません。

以下の計算により、「土地」、「有形固定資産計(土地を除く。)」とも、平成27年の年初現在高を、帳簿価額(資産台帳、財産目録、貸借対照表など)によって記入してください。

なお、減価償却を間接法によって行う場合の帳簿価額とは、減価償却累計額を当該有形固定資産勘定から差し引いたものをいいます。

$$\text{年初現在高} = \text{前年年初現在高} + \text{前年取得額} - \text{前年除却額} - \text{前年減価償却額}$$

平成27年の1年間の増加額を帳簿価額で記入してください。また、この事業所が使用するために外国から直接輸入したもの(貿易業者などを通じて輸入したものを含む)は、中古であっても「新規のもの」の欄に記入してください。

- 「土地」
 - 土地の取得額は、平成27年中に登記が済んだ土地の金額をすべて記入してください。
 - 埋立て、地盛り、地ならしなどの造成、改良などによって既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
 - 原材料採取のために取得した土地も含めます。
 - 借地分は除きます。(借地の場合は「備考」欄にその旨記入してください。)
- 「有形固定資産計(土地を除く。)」
 - 平成27年の1年間の購入、建設、自家製作、他の事業所からの受入れ、建設仮勘定からの振替などによる取得額を、帳簿価額又は評価額で記入してください。
 - 増改築、改造、増設などによって、既存の資産の帳簿価額が増加した場合は、その増加額を記入してください。
 - 借用分(リース、レンタル等を含む)は除きます。

■「土地」

- 売却などによる除却額を記入してください。
- 原材料を採取したために枯渇資産として減耗償却したものも、土地の除却に含めます。

■「有形固定資産計(土地を除く。)」

- 売却、撤去、減失、同じ企業に属する他の事業所への引き渡しなどによる除却額を記入してください。
- 災害などにより部分的損失が生じ、その資産の帳簿価額が減少した場合は、その減少額を記入してください。

減価償却費として有形固定資産勘定から控除した金額、減価償却累計額に当期分として新たに引き当てられた金額を記入してください。なお、減価償却額がなかった場合は、減価償却額の欄に「0」を記入してください。

- 「建設仮勘定」とは、建物、構築物、機械、装置、船舶、車両などの有形固定資産を建設するようなときに、完成まで数年を要する場合、この建設に要した材料費、労務費、経費などを完成するまで一時的に処理する仮勘定で、完成後はそれぞれの資産勘定に振り替えられるものです。
- 「建設仮勘定」を設定している事業所については、平成27年1年間にこの勘定の借方に仕分けられた金額を「増」に、同期間内にこの勘定の貸方に仕分けられた金額(この勘定から有形固定資産勘定に振り替えられた金額)の合計を「減」に記入してください。
- ソフトウェアなどの無形固定資産及び土地は除きます。

【17】
製造業

記入上の注意

- ✓ 製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

※第1面 **4** 欄「この事業所の従業員数」の(3)が29人以下の事業所は、★印の欄(黄色)のみ記入してください。

- 「ア 品目別製造品出荷額」については、酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税額を含めて記入してください。
- 「番号」、「製造品名」、「数量単位名」、「数量」、「賃加工品名」、「その他収入の種類名」は、同封の『分類表』の【17】-1～【17】-79ページを参照の上、それぞれ記入してください。
- 記入欄が不足する場合は、同封の『補助用紙』を用いてください。補助用紙を利用した場合は、【17】事業所調査票(製造業)第2面 **15** 欄「製造品出荷額、在庫額等」の「ア」、「イ」、「ウ」それぞれの「計」の欄には、補助用紙の金額を含めた合計を記入してください。
- 「数量」の記入は、『分類表』で指定された「数量単位名」を用います。なお、『分類表』に数量単位名が指定されていない品目(数量単位名が「ー」となっている品目)については、数量を記入する必要はありません。

また、船舶の記入例は、以下の例を参照してください。

- 「イ 品目別製造品在庫額計」は、**14** 欄「製造品の年末在庫額」と必ず一致します。

- 船舶(製造品番号313111～313116に該当する船舶)については「隻数、総 t 数」の両方を記入し、隻数を必ず○で囲みます。
(例:2隻・1600総 t の場合…②/1600)
- 上記以外の小分類313(3134を除く)に属する数量を調査している品目については、隻数のみを記入してください。

15 製造品出荷額、在庫額等 ※「ア 品目別製造品出荷額」、「ウ 加工費収入額」の番号は同封の「分類表」[17]-1~[17]-77ページを参照し、記入してください。

ア 品目別製造品出荷額★
(平成27年1月から12月までの1年間)

自己所有する原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させたもの(委託生産品)はここに含まれません。
仕入れ又は受け入れたものを転売したもの(転売品)はここに含まず、第1面「数量・事業別売上(収入)金額」のうち「(工)売却額」又は「(小)小売金額」欄に記入してください。

番 号	製 造 品 名	数量 単位名	数 量	金 額							
				充	千	百	十	千	百	十	円
3 1 3 1 1 6	特殊用途鋼製船舶の新造	隻/艘	②/1,600	1	0	0	0	0	0	0	0.000
3 1 3 1 2 3	鋼製国内船舶の改造・修理	隻	4					1	5	3	6.000

- この事業所が所有するものについて記入してください。
- 原材料を他の企業に支給して製造させた委託生産品（製造品、半製品、仕掛品）の在庫も含めます。
- 下請賃加工のために他の企業から支給された原材料及び加工済みの受託生産品の在庫は含めません。
- 仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの（転売品）は含めません。
- 「14 欄」製造品の年末在庫額は、「15 欄」イ 品目別製造品在庫
- 「年初」欄には平成26年12月31日から平成27年1月1日の日現在のものを、帳簿価額により記入してください。それが困

製造品	完成品だけでなく部分品を含み、事業所の最終の製造過程を完了した生産物を製造品という。
半製品	製品が2つの工程又は数個の工程で完成されるとき、1つ又は数個の工程を終了しており、そのまま出荷(販売)または貯蔵可能な状態の生産物を半製品という。
仕掛品	製造品及び半製品を製造する過程で、まだ製造品や半製品になっていない状態にある生産物を仕掛品という。

- この事業所が所有する原材料によって製造するものをいい、原材料を他企業の国内事業所に支給して製造させた委託生産品を含めます。
ただし、他企業、同一企業間の受入、受渡等、仕入れて又は受け入れてそのまま販売するもの(転売品)はここに含めず、第1面9欄「事業別売上(収入)金額」のうち「(エ)④卸売の商品販売額」又は「(オ)⑤小売の商品販売額」に記入してください。
- 『分類表』の【17】-1～【17】-77ページに特掲されている品目(6桁番号があるもの)の製造工程で出たくず、廃物もここに記入してください。 例:清酒かす、精米かす・精麦かす、製材くず、鉄くず、非鉄金属くずなど

「出荷額」

- 出荷額は工場出荷金額とし、積込料、運賃、保険料及びその他諸経費を除いた金額で記入してください。
- 自ら製造したものを同じ企業に属する他の事業所へ引き渡したものの、この事業所において最終製品として自家使用されたもの、委託販売に出したものも含めます。ただし、平成26年中に出荷したもので、平成27年に入ってから返品され、再出荷されたものは含めません。
- 割引、値引されたものは、その分を差し引いた販売価額(実際に受け取った金額)で記入してください。

	項 目	記 入 欄
出荷額の 範囲	事業所外に出荷した製品自体の価額	15 欄「ア 品目別製造品出荷額」
	出荷に要する各種経費（構込料、運賃、保険料）	対象外
	出荷した製品の据付工事代金	製造業以外の収入のため、 第 1 面 9 欄「事業別売上（収入）金額」の「(力)⑥建設事業の収入」へ
	出荷後の保守・点検代金	・ プラントメンテナンスの場合は、 第 1 面 9 欄「事業別売上（収入）金額」の「(キ)⑩学術研究、専門・技術サービス事業の収入」へ ・ それ以外の場合（機械修理等）は、 第 1 面 9 欄「事業別売上（収入）金額」の「(キ)⑩上記以外のサービス事業の収入」へ
出荷・使用 の形態別	当該事業所が最終製品の製造のため自己消費した中間製品	対象外（その中間製品を製造するために使用した原材料は、原材料使用額に算入）
	価額未定のまま事業所外に出荷した製品	15 欄「ア 品目別製造品出荷額」（市価に換算）
	同じ企業に属する他事業所に出荷した製品	社内協定価格等で出荷した場合には、市価に換算
事業所が 直接消費者 に販売した 場合	製造した事業所の構内の店舗で、直接消費者に販売した製品	製造業以外の収入のため、 第 1 面 9 欄「事業別売上（収入）金額」の「(オ)⑤小売の商品販売額」へ
	製造した事業所からインターネットや電話を通じて（店舗を持たないで）、直接消費者に販売した製造品	15 欄「ア 品目別製造品出荷額」

- ・この事業所が所有する製造品の在庫額については、帳簿価額で記入してください。
- ・委託生産品の在庫は、受託した下請工場にあるものも委託した事業所側の在庫に含めます。
- ・「品目別製造品在庫額」には、「半製品及び仕掛品」に該当するものは含めません。
- ・製造品の出荷がなく在庫のみの場合でも、品目の番号、製造品名、在庫数量、在庫金額を記入してください。

- 加工賃収入とは、他の企業の事業所から支給された主要原材料によって製造を行って受け取る加工賃や他の企業の事業所の所有する製品、半製品に加工処理を加えこれによって受け取ったもしくは受け取るべき加工賃をいいます。このうち、平成27年中に引き渡したものに対する加工賃を記入してください。
- 一般的に加工業と呼ばれる事業所でも、自己の所有する原材料や製品に加工する場合は「品目別製造品出荷額」に記入してください。

16 酒税、たばこ税、揮発油税及び
地方揮発油税の合計額
（消費税を除く内国消費税額）（年間）

- ◆ 酒、たばこ、揮発油等を製造する事業所が製造した当該製品に対応する納付税額又は納付すべき酒税、たばこ税、揮発油税、地方揮発油税の合計（平成27年1月から12月までの1年間）を記入してください。したがって、この事業所で製造していないもの（転売品など）の税額は含めません。
- ◆ また、未納税移出した製造品であっても、他の事業所の製造品の原料となる場合を除き、未納税分の税額も含めます。
- ◆ 勘定科目等との関連では、損益計算書における販売費・一般管理費の「租税公課」のうち当該税額部分です。

16 酒税、たばこ税、揮発油税及び地方揮発油税の 合計額（消費税を除く内国消費税額）★ （平成27年1月から12月までの1年間） 納付税額又は納付すべき 税額の合計												
金 額												
千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	万	円
												0,000
17 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合★ （平成27年1月から12月までの1年間） （直接輸出とは、自己又は自社名義で通関手続を行ったもの。） 第1面8欄「事業所の売上（収入）金額」に 対する直接輸出額の割合を、小数点第2位 まで記入してください。												
割合（単位：%）												
7.21												
18 主要原材料名★												
ア 購入したもの（同じ企業の他の事業所から受け入れたものも 含めてください。） 基盤、半導体、IC、 電子部品、ハードディスク												
イ 他の企業から支給されたもの（無償） 電子部品												

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。（万円未満四捨五入）
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

17 製造品出荷額等に占める直接輸出額の割合

- ◆ 直接輸出額とは、この事業所が直接自社又は自己名義で通関手続を行い、輸出許可書の交付を受けたものをいい、商社等他の企業を経由して輸出したものは含めません。
- ◆ 第1面8欄の「事業所の売上（収入）金額」に対する直接輸出額の割合を小数点第2位（小数点第3位を四捨五入）まで記入してください。

18 主要原材料名

- ◆ 製造品と原材料の関係をみる上で必要ですので、主要なものを具体的に記入してください。
- ◆ 購入又は他の企業から支給されて使用した原材料のうち、主なものを記入してください。
なお、購入又は他の企業から支給された原材料を使用して中間製品を作り、さらに、この中間製品を製造加工のために使用した場合は、最初に購入又は支給された原材料名を記入してください。
- ◆ 「ア 購入したもの」に記入がある場合は、15欄「ア 品目別製造品出荷額」の項目に記入があります。
「イ 他の企業から支給されたもの」に記入がある場合は、15欄「ウ 加工賃収入額」の項目に記入があります。

20 作業工程

- ◆ 15欄「ア 品目別製造品出荷額」に記入した製造品及び15欄「ウ 加工賃収入額」に記入した賃加工品のうち、主な製品についての作業の工程を段階的に記入してください。
- ◆ 製造方法、機械作業、手作業の内容などのあらましを、わかりやすく記入してください。

19 工業用地及び工業用水									
ア 事業所敷地面積（平成27年12月31日現在） 事業所で使用している敷地の全面積を記入してください。賃借を含めます。									
面積（単位：平方メートル）									
千	百	十	万	千	百	十	万	円	
			4	6	0	6	8		
イ 1日当たり水源別用水量（平成27年1月から12月までの1年間の1日当たりの使用量）									
用水量（単位：立方メートル）									
区 分									
淡水	1 工業用水道						9	5	
	2 上水道						6	0	
	3 井戸水（井戸、湧水から取水した水）								
	4 その他の淡水								
	5 回収水								
合 計							1	5	5
海水									
20 作業工程★ 15欄「製造品出荷額、在庫額等」に記入した製造品の製造又は加工に関するこの事業所の作業工程のあらましを記入してください。									
材料受入→加工→組み立て調整→検査→梱包→出荷									
備考★ ビデオカメラについて、一部製造を海外の子会社に移管したため、 製造品出荷額が減少し、転売収入が増加した。									

備考

- ◆ 各調査項目について、前年に比べ著しく大きい小さい数値のとき（例：2倍以上や1／2以下など）は、その理由を記入してください。
- ◆ 12欄「有形固定資産」計について、この調査票に記入した年初現在高と前年調査票（前年に「平成26年工業統計調査票」を提出している場合）から計算される年末現在高が一致していない場合は、その理由を記入してください。
- ◆ 12欄「有形固定資産」の取得額の計が、「建設仮勘定の減」より著しく小さいときは、その理由を記入してください。

19 工業用地及び工業用水

- ※第1面4欄「この事業所の従業者数」の（3）が29人以下の事業所は、記入不要です。
- 「ア 事業所敷地面積」には、平成27年12月31日現在において、この事業所が使用（賃借を含む）している敷地の全面積を記入してください。
- 貸ビル内に事業所がある場合は、その使用床面積の比率に応じた敷地面積を記入してください。
 - 事業所の隣接地にある拡張予定地で、この事業所が占有している場合は、その拡張予定地の面積を含めます。
 - 鉱区、住宅、寄宿舍、グラウンド、福利厚生施設などに使用している敷地が、生産設備などのある敷地と道路（公道）・塀・柵など何らかの手段で区別される場合は、その敷地の面積は含めません。
- 「工業用水」とは、事業所内で工業生産のために使用される用水をいいます。
従業員の飲料水や雑用水は含めますが、動力として使用される水（水車や水力発電機を稼働させる水など）は除きます。
- 「イ 1日当たり水源別用水量」は、平成27年1月から12月までの1年間に事業所で使用した工業用水の総量を操業日数で割ったものです。1立方メートル未満は、四捨五入します。
 - 工業用水の使用量が不明の場合には、例えばポンプなどの能力、運転時間、流出量などによって1日当たりの推定使用量を記入してください。
 - 水源別の区分は、以下の通りです。

公共水道	都道府県又は市区町村によって経営される水道から供給を受ける水
1 工業用水道	飲用に適さない工業用水を供給するもの
2 上水道	一般の水道のことで、人の飲用に適する水を供給するもの
3 井戸水	浅井戸、深井戸又は湧水から取水する水 海水の影響を受けていない水源の井戸水に塩分が含まれている場合は「海水」とせず「井戸水」とする。
4 その他の淡水	上記のいずれにも属さない水で、「5 回収水」以外のもの ・ 河川、湖沼又は貯水池から取水する水（地表水） ・ 河川敷などにおいて集水堰きによって取水する水（伏流水） ・ 農業用水路から取水する水 ・ 他の工場、事業所から供給を受ける水 など
5 回収水	事業所内で一度使用した水のうち、循環させて使用している水 回収装置（冷却塔、戻水池、沈でん池、循環装置など）を通すかどうかは問わない。

【18】事業所調査票（卸売業、小売業） 第2面

※ 【18】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

10 年間商品販売額等

- 平成27年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び商品販売に関するその他の収入額(商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入)について記入してください。
- 金額は万円未満を四捨五入、割合は小数点以下を四捨五入し、記入してください。

(1)年間商品販売額が多い部門

卸売又は小売のうち、年間商品販売額が多い部門の番号を○で囲んでください。記入にあたっては、同封の『分類表』【18】-1ページを参照してください。

- ① 卸売部門 ② 小売部門

- 上記で選択した部門(卸売又は小売)の内訳について、同封の『分類表』の中から、年間商品販売額が多い順に選び、第1位から第10位までの欄にその分類番号、商品名、販売金額を記入してください。
- 卸売部門を選択した場合は、『分類表』【18】-2～【18】-9ページを参照してください。
- 小売部門を選択した場合は、『分類表』【18】-10～【18】-16ページを参照してください。
- 金額で記入できない場合は、年間商品販売額が多い部門(卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)又は小売の年間商品販売額)に占める割合を記入してください。

順位	分類番号	分類表の商品名	販売金額(年間)										又は割合(%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
第1位	5821	野菜						2	0	0	0	0,000	
第2位	5831	食肉						1	5	0	0	0,000	
第3位	5841	鮮魚						1	5	0	0	0,000	
第4位	5822	果物						1	2	0	0	0,000	
第5位	5895	料理品						1	0	0	0	0,000	
第6位	5862	菓子(非製造)						8	0	0	0	0,000	
第7位	5893	飲料(牛乳を除く・茶類飲料を含む)						5	0	0	0	0,000	
第8位	5864	パン(非製造)						5	0	0	0	0,000	
第9位	6092	たばこ・喫煙具						3	0	0	0	0,000	
第10位	6061	書籍・雑誌(古本を除く)						2	0	0	0	0,000	

(2)卸売販売額に占める本支店間移動の割合

卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)に占める本支店間移動の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

15% [本支店間移動とは、企業内の本支店間、支店相互間で帳簿上商品の振り替えを行った場合をいいます。]

(3)商品販売に関するその他の収入額

それぞれ該当する番号を○で囲み、「1 ある」の場合は、その収入金額を記入してください。

収入額(年間)	収入額の有無	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円
①商品売買に関する仲立手数料収入	①ある ②ない						5	5	0	0	0,000
②販売商品に関する修理料収入 (販売商品と同種商品の修理のみ)	①ある ②ない							1	2	0	0,000

備考

平成27年3月に店内改装を行い、売り場面積が50m²広くなりました。

備考

- ◆ 平成27年に休業期間や売場面積の変更があった場合など、販売活動について通常と異なることがあれば記入してください。

10 年間商品販売額等

平成27年1月から12月までの1年間(この期間で記入できない場合は、平成27年を最も多く含む決算期間)の商品販売額、卸売販売額に占める本支店間移動の割合及び商品販売額に関するその他の収入額(商品売買に関する仲立手数料収入、販売商品に関する修理料収入)について記入してください。

(1)年間商品販売額が多い部門

- ◆ 有体商品の販売額について、卸売部門と小売部門を比較して年間商品販売額が多い部門の番号を1つ○で囲んでください(商品券、プリペイドカード、切手等の販売額は除きます。)

代理・仲立手数料や修理料は含めません。

- ◆ 卸売業、小売業の両方を営んでいる場合は、卸売又は小売のうち年間商品販売額が多い部門の内訳について記入してください。

◆ 卸売販売額が多い場合

同封の『分類表』の卸売部門の商品分類一覧(【18】-3ページ)の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号(5111～5599)、分類表の商品名及び販売金額(年間、万円単位)をそれぞれ記入してください。

取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表』の卸売部門の内容例示(【18】-4～【18】-9ページ)を参照してください。

代理・仲立手数料は、含めません。「(3)①商品売買に関する仲立手数料収入」に記入してください。

◆ 小売販売額が多い場合

同封の『分類表』の小売部門の商品分類一覧(【18】-11ページ)の中から、年間商品販売額が多い順に10商品を選択し、その分類番号(5711～6099)、分類表の商品名及び販売金額(年間、万円単位)をそれぞれ記入してください。

取扱商品がどの分類に該当するか不明の場合は、同封の『分類表』の小売部門の内容例示(【18】-12～【18】-16ページ)を参照してください。

修理料は含めません。「(3)②販売商品に関する修理料収入(販売商品と同種商品の修理のみ)」に記入してください。

(1)年間商品販売額が多い部門(割合で記入する場合)

- ◆ 金額で記入した場合は、割合を記入する必要はありません。

- ◆ 卸売の販売額が多い事業所は、卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)を100(%)とし、整数で記入してください。

- ◆ 小売の販売額が多い事業所は、小売の年間商品販売額を100(%)とし、整数で記入してください。

- ◆ 11以上の商品の販売を行った場合、第1位から第10位までの割合の計が100(%)にならなくても差し支えありません。

(2)卸売販売額に占める本支店間移動の割合

- ◆ 第1面9欄「④卸売の商品販売額(代理・仲立手数料を含む)」のうち、代理・仲立手数料を除いた金額について記入してください。

- ◆ 卸売の年間商品販売額(代理・仲立手数料を除く)に占める自企業内の本支店間、支店相互間又は自企業の他の場所にある工場などから帳簿上、商品の振替えを行った割合を記入してください。

(3)商品販売に関するその他の収入額

- ◆ あてはまる番号をそれぞれ1つ○で囲んでください。

- ◆ 「①商品売買に関する仲立手数料収入」には、他の事業所のために卸売業の商品売買の代理行為や仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行っている場合に、その取引の代理、仲立行為から得た手数料を記入してください。

- ◆ DPE(現像・焼付・引伸)、宅配便取次など、取引先の業者から受け取る手数料は含めません。

- ◆ 「②販売商品に関する修理料収入」には、商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合に、その修理料を記入してください(例:時計店で時計を販売するかたわら、時計を修理した場合の修理料収入)。

【18】
卸売、
小売

※11欄以降は、10欄「(1)年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

11 小売販売額の商品群別割合

第1面9欄「事業別売上(収入)金額」のうち「(オ)小売業」について、衣料品・飲食品・その他の商品別に割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①衣料品	②飲食品	③その他	合計
	90	10	100%

同封の『分類表』【18】-17ページを参照し、記入してください。
①衣料品：中分類57(繊維・衣服・身の回り品)に該当するもの
②飲食品：中分類58(飲料、食料品)に該当するもの
③その他：中分類59、60(自動車・自転車、機械器具、その他)に該当するもの
※上記「①衣料品」、「②飲食品」以外のもの

12 小売販売額の商品販売形態別割合

第1面9欄「事業別売上(収入)金額」のうち「(オ)小売業」について、商品販売形態別の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

①店頭販売	②訪問販売	③通信・カタログ販売 (インターネット以外)	④インターネット販売	⑤自動販売機による販売	⑥その他	合計
85		10		5		100%

・ご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。
・共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売は、「その他」に含めます。

13 セルフサービス方式の採用

該当する番号を○で囲んでください。

① セルフサービス方式を採用している
(売場面積の50%以上)

② 採用していない

セルフサービス方式とは、当該事業所の売場面積の50%以上について次の三つの条件を兼ね備えている場合をいいます。
① 消費者が値札等により各商品の値段が分かるような表示方法をとっていること
② お店に備え付けられている買い物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること
③ 売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

【セルフサービス方式に該当する例】総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ(100円ショップなど)など

13 セルフサービス方式の採用

◆ あてはまる番号を1つ○で囲んでください。

◆ 「1 セルフサービス方式を採用している」とは、この事業所の売場面積の50%以上について、次の3つの条件を兼ね備えている場合をいいます。

① 消費者が値札等により各商品の値段がわかるような表示方法をとっていること

② お店に備え付けられている買い物かご、ショッピングカート、トレーなどにより、消費者が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること

③ 売場の出口などに設置されている精算所(レジ)において、消費者が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること

◆ セルフサービス方式に該当する例、該当しない例、紛らわしい例については、右表を参照してください。

1. セルフサービス方式に該当する主な例及び該当しない主な例

セルフサービス方式に該当する主な例
○ 総合スーパー ○ 専門スーパー(衣料品スーパー、食料品スーパー、住関連スーパー) ○ ホームセンター ○ ドラッグストア ○ コンビニエンスストア ○ ワンプライスショップ(100円ショップなど) ○ 大型カー用品店
セルフサービス方式に該当しない主な例
× 百貨店(デパート) ※百貨店のほか、商店街にある従来型の店舗形態を採用している事業所が該当します。 〈衣服・身の回り品〉 × 呉服店、寝具店、毛皮コート店、作業服店、げた・草履店、かばん・袋物店、ネクタイ店、傘店 〈飲食品〉 × 米穀店、八百屋、果物屋、食肉店、牛乳販売店、お茶屋、乾物屋、和・洋菓子店、まんじゅう屋、つくだ煮店、豆腐店 〈自動車・自転車〉 × 自動車店、二輪自動車(スクーターを含む)店、自転車店 〈機械器具〉 × 家庭用電気店(家電量販店を含む) 〈その他〉 × 家具・建具店、ふすま・障子店、畳店、仏具・神具店、陶磁器・ガラス製品店、化粧品店、農業用機械器具店、種苗店、肥料・飼料店、ガソリンスタンド(セルフ形式を採用しているものも含む)、楽器店、コンパクトディスク(CD)店(音楽用のもの)、テレビゲーム・ゲームソフト店、カメラ店、時計店、眼鏡店、たばこ店、骨とう品店、宝飾店、ペットショップ

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

11 小売販売額の商品群別割合

◆ 9欄「(オ)⑤小売の商品販売額」を100(%)とし、その内訳を整数で記入してください。

◆ 「①衣料品」、「②飲食品」、「③その他」の分類については、同封の『分類表』の【18】-17ページ(小売部門の商品群別一覧)を参照してください。

12 小売販売額の商品販売形態別割合

◆ 9欄「(オ)⑤小売の商品販売額」を100(%)とし、その内訳を整数で記入してください。

◆ 自動車等の移動店舗やご用聞きによる販売は、「店頭販売」に含めます。

◆ 「訪問販売」とは、セールスマン、セールスレディ等が消費者の家庭などを訪問して商品を販売したものです。仮設会場での展示販売やLPガスの販売、置き薬も含めます。

◆ 「通信・カタログ販売(インターネット以外)」とは、テレビ、ラジオ、カタログ等を用いて宣伝を行い、消費者から郵便、電話、FAXなどの通信手段により購入の申し込みを受けて商品を販売したものです(インターネットでの申し込み受付、販売は除きます。)

◆ 「インターネット販売」とは、インターネットにより購入の申し込みを受けて商品を販売したものです。

◆ 「自動販売機による販売」とは、この事業所が管理している自動販売機により商品を販売したものです。

◆ 「その他」とは、共同購入方式、新聞・牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売したものです。

2. セルフサービス方式か否か紛らわしい例

	セルフサービス方式に該当する主な例	セルフサービス方式に該当しない主な例
〈衣服・身の回り品〉 ・衣料品店 ・靴店	○ 衣料品スーパー ○ 靴量販店	× 紳士服・婦人服専門店 × 主に対面販売を中心とした店
〈飲食品〉 ・酒店 ・鮮魚店 ・パン屋 ・そう菜・弁当屋	○ 酒量販店 ○ 消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店 ○ 主にトレーを用いている店 ○ 消費単位にあわせてあらかじめ包装されている商品を中心とした店	× 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店
〈その他〉 ・金物・荒物店 ・日用品雑貨店 ・医薬品店 ・書籍店(本屋) ・文具・事務用品店 ・スポーツ用品店 ・釣具店 ・おもちゃ屋 ・花・植木店 ・中古品・リサイクルショップ	○ ホームセンター ○ ワンプライスショップ(100円ショップなど) ○ ドラッグストア ○ 主に古本を取り扱う量販店 ○ 文具・事務用品量販店 ○ 対面販売を必要としない商品を中心とした店 ○ 釣具量販店 ○ がん具量販店 ○ 園芸センター ○ 対面販売を必要としない商品を中心とした店	× 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 調剤薬局、薬店 × 主に新刊本を取り扱う書店 × 古本店(量販店を除く) × 主に対面販売を中心とした店 × スキー、ゴルフ、テニス用品等の対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 主に対面販売を中心とした店 × 切り花等で主に対面販売を中心とした店(花屋、植木屋) × 主に家電・家具等の対面販売を中心とした店

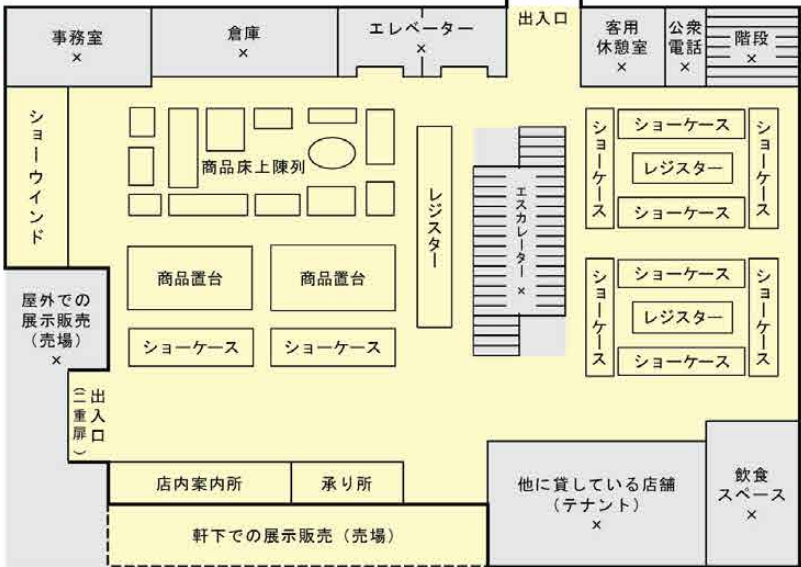
※11欄以降は、10欄「(1)年間商品販売額が多い部門」が、小売部門の場合に記入してください。

記入欄に印字されている場合は、印字されている内容に変更がないかを確認し、内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

14 売場面積

- ◆ 商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積を記入してください。敷地面積ではありません。
- ◆ 自動車等の移動店舗の場合は、荷台等の商品を陳列している場所を売場面積とします。
- ◆ 以下の事業所は、「0」と記入してください。
ガソリンスタンド、自動車小売業（新車・中古車）、牛乳小売業（宅配専門）、新聞小売業（宅配専門）、畳小売業、建具小売業、店頭販売を行っていない事業所（訪問販売、通信・カタログ販売、インターネット販売、自動販売機のみによる販売）

売場図例



(注)売場図例の中の×印は、売場面積に含めないでください。

○売場面積に含めるもの
○ 他から借りている店舗(テナント)及び売場
○ 建物に付属して柱を建て、隣との境界を板囲い(衝立、植木)等で明確に仕切って、付属売場として拡張使用しているスペース
×売場面積に含めないもの
× 他に貸している店舗(テナント)及び売場
× 飲食スペース、屋外展示場、配送所、階段、エレベーター、エスカレーター、休憩室、事務室、倉庫等
× 商品を製造するための作業所(ただし、作業所と売場が分離できない場合は、便宜上売場を含む)
× 薬局の調剤室
× 住宅併用店舗における専ら生活のために使用している場所

15 営業時間

- ◆ あてはまる番号を1つ○で囲んでください。
- ◆ 開店・閉店時刻がある場合は必ず午前、午後のどちらか1つを○で囲み、12時間制で時刻を記入してください。
- ◆ 牛乳小売業(宅配専門)、新聞小売業(宅配専門)は、記入する必要はありません。
- ◆ 通信販売、インターネット販売については従業員の勤務時間、訪問販売については販売員などの出店・帰店時刻とします。
- ◆ この事業所が管理している自動販売機の稼働時間を営業時間とせず、この事業所の営業時間を記入してください。

14 売場面積 単位は、平方メートル(1坪=3.3m²換算)で記入してください。(小数点以下四捨五入)

十	万	千	百	十	一
			6	5	0

平方メートル(m²)

15 営業時間 該当する番号を○で囲んでください。
「1 開店時刻及び閉店時刻がある」を選択した場合は、通常の開店時刻及び閉店時刻を12時間制で記入してください。

1 開店時刻及び閉店時刻がある(24時間営業以外)

開店時刻: 1 午前 1 0 0 分 ~ 閉店時刻: 1 午前 0 9 0 分

2 終日営業(24時間営業)

16 店舗形態 この事業所の店舗形態について、該当するものがある場合は、番号を一つだけ○で囲んでください。

店舗形態
1 各種食料品小売店 各種食料品を中心に小売する事業所 「野菜・果物」、「肉」、「魚」、「酒」、「菓子・パン」、「その他の食料品」のうち、3分類以上にわたる商品を販売している商店、スーパー
2 コンビニエンスストア 食料品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所で、店舗規模が小さく、終日又は長時間営業を行う事業所 食料品を中心に販売していること。
3 ドラッグストア 医薬品、化粧品を中心にセルフサービス方式により小売する事業所 「一般用医薬品(医師の処方箋を必要としないもの)」を販売していること。調剤薬局は、該当しません。
4 ホームセンター 主として住まいの手入れ改善にかかる商品を中心に、住関連商品を品揃えし、セルフサービス方式により小売する事業所 「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを販売していること。

17 チェーン組織への加盟 該当する番号を○で囲んでください。

1 フランチャイズ・チェーンに加盟している
2 ボランタリー・チェーンに加盟している
3 いずれにも加盟していない

レギュラー・チェーン(直営店)、メーカーの系列チェーン(元売系のガソリンスタンド、家電メーカーの販売店など)などは、「3 いずれにも加盟していない」に含めます。

16 店舗形態

- ◆ 該当する店舗形態がある場合は、あてはまる番号1つを○で囲んでください。該当しない場合は○で囲む必要はありません。
- ◆ 「3 ドラッグストア」には、調剤薬局を併設している場合も含めます。
- ◆ 「4 ホームセンター」とは、家庭用品、園芸用品、電気機械器具、家具・収納用品、建築材料などの住関連商品を総合的、系統的に品揃えし、セルフサービス方式により小売りする事業所で「金物」、「荒物」、「苗・種子」のいずれかを扱っている事業所をいいます。

17 チェーン組織への加盟

- ◆ あてはまる番号1つを○で囲んでください。
- ◆ 「1 フランチャイズ・チェーンに加盟している」とは、事業所(フランチャイジー)が他の事業所(フランチャイザー(本部))との間に契約を結び(加盟)、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいいます。
コンビニエンスストア、古本屋、リサイクルショップなどにこの例がみられます。
- ◆ 「2 ボランタリー・チェーンに加盟している」とは、事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいいます。
食料品スーパーなどにこの例が多くみられます。
※ボランタリー・チェーンには、事業協同組合も含めます。
- ◆ 「3 いずれにも加盟していない」とは、上記1、2に含まれない次のようなものがあります。
○ レギュラー・チェーン(直営店) ○ 事務機器メーカーの販売店、取扱店
○ 自動車メーカーの特約店 ○ 化粧品メーカーの販売店
○ 家電メーカーの販売店 ○ 元売系のガソリンスタンド など

※ 【19】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

9 医療、福祉の事業収入内訳

第1面8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その事業区分別の売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第1面7欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

事業区分		事業内容(説明)	売上(収入)金額										又は割合(%)		
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円			
医療収入	保険診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(医療保険、公費負担医療)					2	7	0	0	0	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。		
	保険外診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入(公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等)					3	0	0	0	0,000				
介護事業収入	施設介護収入	介護福祉施設(特別養護老人ホーム)サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス									0,000				
	通所介護、訪問介護収入	※ 欄外参照									0,000				
社会保険事業収入		公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業									0,000				
保健衛生事業収入		健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業									0,000				
社会福祉事業収入		児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業(ただし、介護事業に該当するものを除く)									0,000				

※居宅サービス(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護)、居宅介護支援、地域密着型サービス(夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス)

10 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面8欄「(ケ)医療、福祉」について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先		収入額割合(%)
① 個人(一般消費者)		100
他の企業・団体	② 民間	
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計		100

- 保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人(一般消費者)」となります。
- 「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
- 国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

平成27年1月から2月まで改装のため休業

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

9 医療、福祉の事業収入内訳

◆ 第1面8欄「(ケ)医療、福祉」に記入した売上(収入)金額の合計額について、その収入額(金額での記入が困難な場合は、7欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合)を「事業内容(説明)」欄を参考に事業区分別に記入してください。

歯科技工所の場合

歯科技工所における売上(収入)は「保険外診療収入」に記入してください。

10 医療、福祉の相手先別収入割合

◆ この事業所で行っている「医療、福祉」事業について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。

「①個人(一般消費者)」

- 一般消費者から得た収入について記入してください。保険診療収入を含めます。事業所から得た収入は含めません。

「他の企業・団体②民間」

- 「他の企業・団体③公務(官公庁)」以外との取引などによる収入について記入してください。
- 国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。

「他の企業・団体③公務(官公庁)」

- 国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。

「④海外取引」

- 自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。

「⑤同一企業内取引」

- 本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を行った場合の、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価)を記入してください。

備考

◆ 平成27年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【19】医療、福祉

【19】医療、福祉

- 【19】 -1-

- 【19】 -2-

11 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。
複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

事業所の形態・事業内容		番号	内容例示
病院	一般病院(精神科病院を除く)	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	精神科病院	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	有床診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	無床診療所	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所		5	
助産・看護業	助産所、助産師業	6	助産師がその業務を行う事業所(助産師が出張のみによってその業務を行う場合も含む)
	看護業	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	施術所	8	あん摩マッサージ、指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	その他の療術業	9	太陽光線療法、温熱療法、催眠療法、視力回復センター、カイロプラクティック療法、リフレクソロジー
医療に附帯するサービス業	歯科技工所	10	
	その他の医療に附帯するサービス業	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業(医療用器材)、臨床検査業
健康相談施設	結核健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業
	精神保健相談施設	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	母子健康相談施設	14	母子健康相談所、母子健康センター
	その他の健康相談施設	15	農村保健センター、健康科学センター
その他の保健衛生	検査業	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	消毒業	17	物品消毒業、電話機消毒業
	その他の保健衛生	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体		19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金、年金積立金管理運用
児童福祉事業	保育所	20	保育所、託児所、認定こども園(保育所型)、認定こども園(地方裁量型)
	その他の児童福祉事業	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設(児童館)、児童養護施設、児童発達支援センター、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
	介護老人保健施設	23	
	通所・短期入所介護事業	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模・機能型居宅介護事業所
	訪問介護事業	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	認知症老人グループホーム	26	認知症高齢者グループホーム
	有料老人ホーム	27	
	その他の老人福祉・介護事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウスを含む)、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩の家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
	居住支援事業	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
障害者福祉事業	その他の障害者福祉事業	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
	更生保護事業	31	更生保護施設、更生保護協会
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、宿所提供施設、婦人・女性相談所

11 事業所の形態、主な事業の内容

◆ この事業所が該当すると思われる「事業所の形態・事業内容」を右図のように枠で囲んでいます。

11 事業所の形態、主な事業の内容		
下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。		
病院	一般病院(精神科病院を除く)	1 20人以上の患者を入院させるため
	精神科病院	2 20人以上の精神病患者を入院させるため
一般診療所	有床診療所	3 19人以下の患者を入院させるため
	無床診療所	4 患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所		5

- ◆ 「事業所の形態・事業内容」について、「内容例示」と下記の【「事業区分」と「事業所の形態・事業内容」との対応表】を参考に32種類の中から選び、該当する番号を1つ○で囲んでください。
- ◆ 複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主たる事業の形態・事業内容を1つ○で囲んでください。
- ◆ 下記の表は、9 欄「医療、福祉の事業収入内訳」の「事業区分」と11 欄「事業所の形態、主な事業の内容」の「事業所の形態・事業内容」の対応を示しています。
※「○」、「×」はあくまで目安ですので、「×」とされている箇所でも、同区分の収入が含まれることがあります。

【「事業区分」と「事業所の形態・事業内容」との対応表】

		番号	医療収入		介護事業収入		社会保険事業収入	保健衛生事業収入	社会福祉事業収入
			保険診療収入	保険外診療収入	施設介護収入	通所介護、訪問介護収入			
病院		1					×	○	○
		2	○	○	○	○			
一般診療所		3					×	○	○
		4	○	○	○	○			
歯科診療所		5	○	○	○	○	×	○	○
	助産所、助産師業	6	×	○	○	○	×	○	○
助産・看護業	看護業	7	○	○	○	○	×	○	○
		8							
療術業		9	○	○	×	×	×	×	×
		10	×	○	×	×	×	×	×
医療に附帯するサービス業	歯科技工所	11	○	○	○	○	×	○	○
	その他の医療に附帯するサービス業	12							
健康相談施設		13	×	×	×	×	×	○	×
		14							
		15							
		16							
その他の保健衛生		17	×	×	×	×	×	○	×
		18							
社会保険事業団体		19	×	×	×	×	○	×	×
児童福祉事業		20	×	×	×	×	×	×	○
		21							
老人福祉・介護事業		22	○	○	○	○	×	○	○
		23							
障がい者福祉事業		24	○	○	○	○	×	○	○
		25							
その他の社会保険・社会福祉・介護事業		26	○	○	○	○	×	○	○
		27							

訪問看護ステーション併設の病院の場合

- ① 訪問看護ステーションを併設している病床20以上の病院(精神科病院を除く)の場合は、番号1「一般病院(精神科病院を除く)」を○で囲んでください。

レディースクリニックの場合

- ② レディースクリニックなどと呼ばれている女性を対象とした医療施設は、「助産所」には該当しません。「一般診療所」の番号3「有床診療所」又は番号4「無床診療所」に該当します。

高齢者複合福祉施設の場合

- ③ 特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、老人デイサービスセンター、老人介護支援センターなどを同一施設内に開設している高齢者複合福祉施設は、主な事業内容に該当する番号を○で囲んでください。

※ 【20】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては、32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

7 主な事業の種類

7 主な事業の種類

- この事業所の事業の種類について、右表の中から該当する「分類番号」及び「事業の種類」を記入してください。
- 事業の種類を選択に当たっては、『調査票の記入のしかた』【20】-1～【20】-4ページを参照してください。

分類番号		事業の種類

- この事業所が該当すると思われる「分類番号」を右図のように○で囲んでいます。
- この事業所の主な事業の種類を選択にあたっては下表を参照の上、該当する「分類番号」及び「事業の種類」を記入してください。

事業区分	分類番号	事業の種類
建設業	001	一般土木建築工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割以上8割未満)
	002	土木一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割未満)
	003	建築一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が8割以上)

分類番号、事業の種類

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
建設業	001	一般土木建築工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割以上8割未満)	総合的な企画、指導、調整のもとに土木工作物を建設する工事(補修、改造又は解体する工事を含む。002～034も同様。)
	002	土木一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が2割未満)	いわゆる土木工事(道路・河川工事等)、農業土木工事(農道工事、土地改良工事等)のほか、送電線、アンテナ、鉄塔、信号装置、下水道、屋外のガス・水道等の送配管、石油タンク、浮ドック、交通標識、造園、解体、サイロ等の工事を含めます。また、土木施設の附属物の工事も含まれます。
	003	建築一式工事(完成工事高において建築工事の占める割合が8割以上)	建築工事業(木造建築工事業を除く)、建築工事請負業、鉄骨造建築工事請負業、組立鉄筋コンクリート造建築工事業、コンクリートブロック造建築工事業、プレハプリケーション建築工事業
	004	木造建築一式工事	木造建築工事業、木造住宅建築工事業
	005	建築リフォーム工事	建築リフォーム工事、住宅リフォーム工事、木造建築リフォーム工事
	006	大工工事	大工工事、型枠工事、造作工事
	007	左官工事	左官工事、モルタル工事、モルタル防水工事、吹付け工事、とぎ出し工事、洗い出し工事
	008	とび・土工・コンクリート工事(009 はつり・解体工事を除く)	とび工事、鉄骨組立て工事、コンクリートブロック据付け工事、くい工事、土工事、掘削工事、コンクリート工事、土留め工事、外構工事
	009	はつり・解体工事	はつり工事、工作物解体工事
	010	石工事	石積み(張り)工事、コンクリートブロック積み(張り)工事
	011	屋根工事(012 金属製屋根工事を除く)	屋根ふき工事(金属製屋根以外)
	012	金属製屋根工事	屋根ふき工事(金属製屋根)
	013	電気工事	発電設備工事、送配電線工事、引込線工事、変電設備工事、構内電気設備(非常用電気設備を含む。)工事、照明設備工事、電車線工事、信号設備工事、ネオン装置工事
	014	管工事	冷暖房設備工事、冷凍冷蔵設備工事、空気調和設備工事、給排水・給湯設備工事、厨房設備工事、衛生設備工事、浄化槽工事、水洗便所設備工事、ガス管配管工事、ダクト工事、管内更生工事
	015	タイル・れんが・ブロック工事(016 築炉工事を除く)	コンクリートブロック積み(張り)工事、レンガ積み(張り)工事、タイル張り工事、石綿スレート工事
	016	築炉工事	築炉工事

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示	
建設業(つづき)	017	鋼構造物工事	鉄骨工事、橋梁工事、鉄塔工事、石油・ガス等の貯蔵用タンク設置工事、屋外広告工事、閘門・水門等の門扉設置工事	
	018	鉄筋工事	鉄筋加工組立て工事、ガス圧接工事	
	019	ほ装工事	アスファルトほ装工事、コンクリートほ装工事、ブロックほ装工事、路盤築造工事	
	020	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事	
	021	板金工事	板金加工取付け工事、建築板金工事	
	022	ガラス工事	ガラス加工取付け工事	
	023	塗装工事	塗装工事、溶射工事、ライニング工事、布張り仕上工事、鋼構造物塗装工事、路面標示工事	
	024	防水工事	アスファルト防水工事、モルタル防水工事、シーリング工事、塗膜防水工事、シート防水工事、注入防水工事	
	025	内装仕上工事	インテリア工事、天井仕上工事、壁張り工事、内装間仕切り工事、床仕上工事、たたみ工事、ふすま工事、家具工事、防音工事	
	026	機械器具設置工事	プラント設備工事、運搬機器設置工事、内燃力発電設備工事、集塵機器設置工事、給排気機器設置工事、揚排水機器設置工事、ダム用仮設備工事、遊技施設設置工事、舞台装置設置工事、サイロ設置工事、立体駐車設備工事	
	027	熱絶縁工事	冷暖房設備・冷凍冷蔵設備・動力設備又は燃料工業・化学工業等の設備の熱絶縁工事	
	028	電気通信工事	電気通信線路設備工事、電気通信機械設置工事、放送機械設置工事、空中線設備工事、データ通信設備工事、情報制御設備工事、TV電波障害防除設備工事	
	029	造園工事	植栽工事、地被工事、景石工事、地ごしらえ工事、公園設備工事、広場工事、園路工事、水景工事、屋上等緑化工事	
	030	さく井工事	さく井工事、観測井工事、還元井工事、温泉掘削工事、井戸築造工事、さく孔工事、石油掘削工事、天然ガス掘削工事、揚水設備工事	
郵便局	031	建具工事	金属製建具取付け工事、サッシ取付け工事、金属製カーテンウォール取付け工事、シャッター取付け工事、自動ドア取付け工事、木製建具取付け工事、ふすま工事	
	032	水道施設工事	取水施設工事、浄水施設工事、配水施設工事、下水処理設備工事	
	033	消防施設工事	屋内消火栓設置工事、スプリンクラー設置工事、水噴霧・泡・不燃ガス・蒸発性液体又は粉末による消火設備工事、屋外消火栓設置工事、動力消防ポンプ設置工事、火災報知設備工事、漏電火災警報機設置工事、非常警報設備工事、金属製避難はしご・救助袋・緩降機・避難橋又は排煙設備の設置工事	
	034	清掃施設工事	ごみ処理施設工事、し尿処理施設工事	
	035	郵便局	郵便局	
	036	郵便局受託業	簡易郵便局、郵便切手類販売所	
	電気業、ガス業、熱供給業、水道業	037	電気事業(発電所、変電所)	水力発電所、火力発電所、原子力発電所、ガスタービン発電所、地熱発電所、周波数変換所等(特定規模電気事業者も含む。)
		038	電気事業(本社、支社、営業所、サービスセンター、給電指令所)	電気事業者の本社、支店・支社、営業所、サービスセンター、給電指令所、特定規模電気事業者
		039	ガス事業(ガス製造工場、ガス供給所、ガス整圧所)	ガス製造工場、天然ガス業(導管により供給するもの)、ガス供給所(ガスタンク)、ガス整圧所
		040	ガス事業(本社、支社、営業所)	ガス事業者の本社、支店・支社、営業所
041		熱供給事業	地域暖冷房業、地域冷房業、熱供給業(温泉供給業は含めない。)	
042		上水道事業	上水道業、水道用水供給事業、簡易水道業、浄水場・配水場・ポンプ場・貯水池管理事務所、船舶水道業(農業用水供給業、貯水池建設事務所は含めない。)	
043		工業用水道事業	工業用水道業、工業用水浄水場、工業用水配水場、工業用水ポンプ場(工業用水建設事務所は含めない。)	
044		下水道事業	下水道管路施設維持管理業、下水出張所(維持管理の作業を行うもの)(産業用配管洗浄業、産業用上下水道管洗浄業は含めない。)	

- 【20】 -1-

- 【20】 -2-

分類番号、事業の種類（つづき）

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
情報通信業	045	固定電気通信事業	固定系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業
	046	移動電気通信事業	携帯系による音声伝送サービス業、インターネット接続サービス業
	047	その他の電気通信業に附帯するサービス業	電気通信業務受託、空港無線電話業務受託、移動無線センター事業
	048	有線放送事業	有線テレビジョン・ラジオ放送、CATV（ケーブルテレビジョン）、共同視聴、有線音楽放送、街頭放送、告知放送事業
	049	放送事業（048 有線放送事業を除く）（放送設備有）	地上波テレビジョン放送事業、地上波ラジオ放送、放送衛星、通信衛星を利用して行う放送事業（放送設備有）
	050	放送事業（放送設備無）	
	051	映像情報制作・配給事業	映画の制作・配給収入、ビデオ（DVDを含む）制作、テレビジョン番組（テレビコマーシャルを含む）制作、テレビジョン放送用アニメ番組制作、ラジオ番組制作、レコードの企画・制作
	052	音声情報制作事業	ラジオ番組制作、レコードの企画・制作
	053	出版事業	
	054	新聞社本社、支局（発行業務有）	新聞業、新聞社
	055	新聞社支局（発行業務無）	
	056	ニュース供給事業	
	057	広告制作事業	広告制作業、広告制作プロダクション
	058	その他の映像・音声・文字情報制作事業	貸スタジオ
運輸業、郵便業	059	鉄道事業	鉄道、路面電車、新交通システム、ケーブルカー、ロープウェイ、リフト
	060	一般乗合旅客自動車運送事業	乗合バス
	061	一般乗用旅客自動車運送事業	ハイヤー、タクシー
	062	一般貸切旅客自動車運送事業	貸切バス
	063	その他の道路旅客運送事業	人力車、乗合馬車、そり運送、籠運送
	064	一般貨物自動車運送事業	自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）貨物運送
	065	特定貨物自動車運送事業	特定の荷主との契約に基づく自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く）貨物運送
	066	貨物軽自動車運送事業	三輪以上の軽自動車又は二輪の自動車による貨物運送
	067	集配利用運送事業	第二種利用運送業
	068	その他の道路貨物運送事業	自転車貨物運送業
	069	外航海運事業	日本と外国の諸港との間又は外国の諸港間における運送
	070	沿海海運事業	日本沿岸諸港間の運送
	071	内陸水運事業	河川、湖沼での旅客、貨物運送
	072	船舶貸渡事業	運航業者への船舶の貸渡し事業
	073	航空運送事業	航空機により旅客又は貨物の運送を行う事業
	074	航空機使用事業（073 航空運送事業を除く）	航空機を使用して、主として請負により航空運送以外の薬剤散布、宣伝広告、魚群探見、空中写真測量などを行う事業
	075	倉庫事業（076 冷蔵倉庫事業を除く）	野積倉庫、サイロ倉庫、タンク倉庫、トランクルームなど
	076	冷蔵倉庫事業	
	077	港湾運送事業	船内荷役、はしけ運送、沿岸荷役、いかだ運送など
	078	貨物運送取扱事業	
	079	運送代理店	運送機関の業務を代行して運送契約の締結などを行う事業
	080	こん包事業	運送のための物品の荷造り、梱包事業
	081	運輸施設提供事業	有料道路、バスターミナル、トラックターミナル、ふ頭業、飛行場業
	082	その他の運輸に附帯するサービス事業	検数業、検量業、船積貨物鑑定業、水先業、サルベージ業、海難救助業、綱取業、曳船業、通関業、観光協会事業など
	083	郵便事業（信書便事業を含む）	郵便物、信書便物の引受、取集・区分及び配達を行う事業

事業区分	分類番号	事業の種類	内容例示
金融業、保険業	084	銀行業（信託銀行を含む）	日本銀行、都市銀行、地方銀行、ゆうちょ銀行、信託銀行等
	085	中小企業等金融業	信用金庫、信金中央金庫、信用組合、商工組合中央金庫、労働金庫等
	086	農林水産金融業	農林中央金庫、信用漁業協同組合連合会、農業協同組合（金融業を専業で行う場合）等
	087	消費者向け貸金業	
	088	事業者向け貸金業	手形割引業者、日賦貸金業者
	089	質屋	
	090	クレジットカード業、割賦金融業	クレジットカード会社、割賦金融業者等
	091	その他の非預金信用機関	中小企業基盤整備機構、住宅金融業者、証券金融業者、ファクタリング業者等
	092	金融商品取引業（第一種金融商品取引業であって有価証券関連業に限る）	第一種金融商品取引業者（証券会社、抵当証券業者、金融先物取引業者等）
	093	金融商品取引業（上記以外の金融商品取引業）	第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者等
	094	商品先物取引業、商品投資顧問業	商品先物取引業者、商品投資顧問業者、外国商品市場商品先物取引業者等
	095	補助的金融業、金融附帯業	短資会社、手形交換所、両替屋、信用保証協会、農林漁業信用基金等
	096	信託業（信託銀行を除く）	運用型信託会社、管理型信託会社等
	097	金融代理業	金融商品仲介業者、信託契約代理店、銀行代理業者等
	098	生命保険業（101 保険媒介代理業を除く）	生命保険株式会社、かんぽ生命保険、生命保険再保険会社、外国生命保険会社等
	099	損害保険業（101 保険媒介代理業を除く）	損害保険株式会社、損害保険再保険会社、外国損害保険会社等
	100	共済事業、少額短期保険業	農業共済組合、共済農業協同組合連合会
	101	保険媒介代理業	生命保険代理店、損害保険代理店、火災共済協同組合代理所、少額短期保険代理店
	102	保険サービス業	損害保険料率算出機構、損害査定事務所等
学校教育	103	幼稚園	幼稚園、認定こども園（幼稚園型）
	104	幼保連携型認定こども園	
	105	小学校	
	106	中学校	※義務教育学校（小中一貫校）については、中学校に区分します。
	107	特別支援学校	
	108	高等学校	
	109	中等教育学校	
	110	専修学校	
	111	各種学校	洋裁学校、タイピスト学校、写真学校、理容・美容学校、自動車教習所、学習塾、進学塾、予備校
	112	高等専門学校	
	113	大学	※学校教育支援機関に該当しません。
	114	短期大学	
	115	学校法人（本部事務所）	主として学校教育の事業所を統括する本部（組織全体の管理統括業務、人事・人材育成、総務、財務・経理、法務、知的財産権、企画、広報・宣伝、不動産管理等を行う）事業所国立大学法人の本部はこちらに該当します。
	116	学校教育支援機関	（独）大学評価・学位授与機構、（独）大学入試センター、（独）国立大学財務・経営センター、（独）日本学生支援機構、（公財）大学基準協会、（公財）日本高等教育評価機構、（一財）短期大学基準協会

【21】
協同組合

9 協同組合の種類

- | | | | | | |
|---|--|------------------------|---------------------------|----------------------|----------------------------|
| <p>9 協同組合の種類</p> <p>・該当する番号を○で囲んでください。</p> | <p>①</p> <p>農業協同組合</p> | <p>②</p> <p>漁業協同組合</p> | <p>③</p> <p>水産加工業協同組合</p> | <p>④</p> <p>森林組合</p> | <p>⑤</p> <p>その他の事業協同組合</p> |
| <p>10 信用事業又は共済事業の実施の有無</p> <p>・該当する番号を○で囲んでください。</p> | <p>① 行っている ② 行っていない</p> | | | | |

備考

備考

- MEMO

【22】事業所調査票（サービス関連産業 B） 第 2 面

※ 【22】事業所調査票 第 1 面の記入のしかたについては、32～37 ページ『【15】～【23】事業所調査票 第 1 面』を参照してください。

10 サービス関連産業Bの事業収入内訳

第 1 面 9 欄「(キ) サービス関連産業 B」について、その内訳を同封の『分類表』【22】- 1 ページを参照し、該当する掲載ページの事業内容の中から金額の多い順に選び、第 1 位から第 10 位までの欄にその分類番号、事業内容及び売上(収入)金額を記入してください。(万円未満四捨五入)
金額で記入できない場合は、第 1 面 8 欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

順位	分類番号	事業内容	売上(収入)金額										又は割合 (%)
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円	
第 1 位	4 3 0 1	宿泊事業						3	5	0	0	0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。
第 2 位	4 4 0 1	飲食店						2	0	0	0	0,000	
第 3 位	4 0 0 5	事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件)						2	0	0	0	0,000	
第 4 位	4 5 1 9	結婚式場事業						1	0	0	0	0,000	
第 5 位	4 0 0 9	駐車場賃貸、管理						1	0	0	0	0,000	
第 6 位	4 1 0 9	貸衣しょう						5	0	0	0	0,000	
第 7 位												0,000	
第 8 位												0,000	
第 9 位												0,000	
第 10 位												0,000	

11 施設・店舗等形態

主力事業(本業)の施設・店舗等の形態については、同封の『分類表』【22】- 2、【22】- 3 ページの事業内容に該当する「施設・店舗等形態」の掲載ページを参照し、その形態番号を記入してください。

施設・店舗等形態の番号	5 0 9
-------------	-------

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

10 サービス関連産業 B の事業収入内訳

- ◆ 調査票第 1 面 9 欄「(キ) サービス関連産業 B」の各欄に記入した売上(収入)金額について、同封の『分類表』の「サービス関連産業 B の事業内容」(【22】- 1 ページ)を参照し、該当する掲載ページの事業内容の中から売上高の上位 10 位の分類の「分類番号」、「事業内容」及び「売上(収入)金額」をそれぞれ記入してください。
- ◆ 売上(収入)金額の記入が困難な場合は、調査票第 1 面 8 欄「事業所の売上(収入)金額」に占める割合を記入してください。

11 施設・店舗等形態

- ◆ 主力事業(本業)の施設・店舗等の形態については、同封の『分類表』【22】- 2、【22】- 3 ページの事業内容に該当する「施設・店舗等形態」の掲載ページを参照し、その形態番号を記入してください。
- ◆ 掲載されている番号のいずれにも該当しない場合には、記入不要です。

複数の事業を行っている「ホテル」の記入例

◆ 以下は、宿泊業、飲食サービス業など複数の事業を行っている「ホテル」の記入例です。

10 サービス関連産業 B の事業収入内訳

サービス関連産業 B の事業	宿泊事業 (宿泊収入)	3 5 0 0 万円
	飲食店 (直営レストランの飲食提供収入)	2 0 0 0 万円
	事務所等賃貸(1か月未満の賃貸物件) (会議室の賃貸収入)	2 0 0 0 万円
	結婚式場事業 (挙式、披露宴挙行のサービス収入)	1 0 0 0 万円
	駐車場賃貸、管理 (駐車場の駐車料金収入)	1 0 0 0 万円
	貸衣しょう (貸衣しょうのレンタル収入)	5 0 0 万円
	小売販売金額 (土産物の販売代金)	1 0 0 0 万円

10 欄に、『分類表』の「サービス関連産業 B の事業内容」(【22】- 4 ～【22】- 16 ページ)から該当する「分類番号」と「事業内容」を転記し、その「売上(収入)金額」を記入してください。

小売販売は、サービス関連産業ではないことから、第 2 面 10 欄への記入は不要です。

11 施設・店舗等形態

『分類表』の「施設・店舗等形態の番号」(【22】- 17 ～【22】- 20 ページ)から「509 旅館、ホテル」を選び記入してください。

記入上の注意

- ✓ この事業所が他の企業が経営している施設で営業している場合、その施設はこの事業所の「施設・店舗等形態」にはなりません。
 - 例 1：他の企業が経営する『遊園地』内で営業している『食堂・レストラン』の場合
⇒この事業所の「施設・店舗等形態」は『遊園地』ではなく、『食堂・レストラン(523)』になります。
 - 例 2：他の企業が経営する『ホテル』内で営業している『フィットネスクラブ』の場合
⇒トレーニングジム、スタジオなどの運動施設の有無により、判断します。
 - ①この事業所が運動施設を有する場合は、「施設・店舗等形態」は『フィットネスクラブ(552)』となります。
 - ②運動施設が無い場合は、スポーツ教授を主とする事業所となり、掲載されている番号のいずれにも該当しないため記入不要です。
 - 例 3：他の企業が経営する『テニス場』内で開催している『テニス教室』の場合
⇒この事業所の「施設・店舗等形態」は『テニス場』や『バッチング・テニス練習場』ではなく、スポーツ教授を主とする事業所となり、掲載されている番号のいずれにも該当しないため記入不要です。
 - 例 4：『公民館』内で『学習塾』や『カルチャーセンター』などの事業を行っている場合
⇒この事業所は『社会教育施設提供事業』を行っている事業所には該当せず、教養や技能を教授する事業所となり、掲載されている番号のいずれにも該当しないため記入不要です。
- ✓ 名称に『研究所』が付く事業所の場合
 - 例 5：『建設設計』や『機械設計』が主な事業である『研究所』の場合
⇒名称は『研究所』であっても、『学術・開発研究事業』を行っている事業所には該当せず、技術的なサービスを提供する事業所となり、掲載されている番号のいずれにも該当しないため記入不要です。

【22】サービス B

【22】サービス B

記入上の注意

- ✓ 金額は万円単位で記入してください。(万円未満四捨五入)
- ✓ 金額が5千円未満の場合は「0」万円と記入してください。
- ✓ 「¥」記号は記入しないでください。

12 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

第1面4欄「(キ)サービス関連産業B」について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。(小数点以下四捨五入)

収入を得た相手先		収入割合(%)
① 個人(一般消費者)		90
他の企業・団体	② 民間	10
	③ 公務(官公庁)	
④ 海外取引		
⑤ 同一企業内取引		
①～⑤の合計		100

「③公務(官公庁)」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。
「②民間」は、国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)は、「②民間」に含めて記入してください。

以下の事項(13欄、14欄)については、該当する項目のみ記入してください。

13 飲食サービス業の8時間換算雇用者数

「飲食サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面4欄「この事業所の従業者数」の常用雇用者のうち、「⑤ ④以外の人(パート・アルバイトなど)」の男女計について、8時間換算した雇用者数を記入してください。(端数は切り上げ)

4

人

常用雇用のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。
【例: 3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合】
 $((3 \times 3) + (5 \times 1) + (6 \times 2)) \div 8 \text{時間} = 3.25 \rightarrow 4 \text{人}$

14 宿泊業の収容人数、客室数

「宿泊業」を営んでいる場合で、宿泊施設の形態が「旅館、ホテル」及び「簡易宿泊所」である場合は、宿泊施設の収容人数及び客室数を記入してください。

収容人数	20	人	客室数	15	室
------	----	---	-----	----	---

12 サービス関連産業Bの相手先別収入割合

- ◆ この事業所で行っているサービス関連産業Bの事業について、その収入を得た相手先の割合を記入してください。
- ① 個人(一般消費者)
 - 一般消費者から得た収入について記入してください。商売をしている事業者・事業所から得た収入は含めません。
 - クリーニング、写真(現像・焼付・引伸)などの取次業については、ここには含めず、取次先により区分し記入してください。
 - 旅行業者から支払われた宿泊費などはここに含めません。
- 他の企業・団体 ② 民間
 - 「他の企業・団体 ③ 公務(官公庁)」以外の他企業との取引などによる収入について記入してください。
 - 国及び地方公共団体が直接経営する現業の事業所(水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など)を含めます。
 - 農林漁家から得た収入は、「①個人(一般消費者)」からの収入となります。ただし、農業機械の賃貸収入など農林漁家の事業に対するサービスは「他の企業・団体 ② 民間」からの収入として記入してください。
- 他の企業・団体 ③ 公務(官公庁)
 - 国、地方公共団体の国家事務や地方事務を行う事業所との取引などによる収入について記入してください。
- ④ 海外取引
 - 自社名義で取引を行った国際取引による収入について記入してください。
- ⑤ 同一企業内取引
 - 本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引を行った場合の、提供価格又は振替仕切額(提供価格又は振替仕切額がない場合は、その提供原価)を記入してください。

13 飲食サービス業の8時間換算雇用者数 ※主な業務が「飲食サービス業」のみ

- ◆ 第1面4欄「この事業所の従業者数」の「⑤ ④以外の人(パート・アルバイトなど)」に記入した常用雇用者のパート・アルバイト全員の1日の延べ労働時間を8時間で割った値を記入してください。(端数は切り上げ)
- 【例】 パート・アルバイトなどの合計が6人で、3時間が3人、5時間が1人、6時間が2人の場合
 $(3 \text{時間} \times 3 \text{人}) + (5 \text{時間} \times 1 \text{人}) + (6 \text{時間} \times 2 \text{人}) = 26 \text{時間}$
 $26 \text{時間} \div 8 \text{時間} = 3.25 \rightarrow 4 \text{人}$

15 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高

「物品賃貸業」を主な業務として営んでいる場合は、平成27年1月から12月までの「レンタル年間売上高」、「リース年間契約高」(万円未満四捨五入)及び該当する物件区分の割合(小数点以下四捨五入)を記入してください。

レンタル年間売上高		リース年間契約高						
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万	円
				3	8	5	2	0,000

リース年間契約高								
兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	万	円
				5	8	0	6	5,000

物件区分		レンタル年間売上高割合(%)	リース年間契約高割合(%)
産業用機械器具	産業機械		64
	工作機械		
	土木・建設機械	83	
	医療用機器		
	商業用機械・設備		
	通信機器		12
	サービス業用機械・設備		
事務用機械器具	電子計算機・同関連機器		24
	事務用機器		
自動車		17	
スポーツ・娯楽用品			
その他の物品	映画・演劇用品		
	音楽・映像記録物		
	貸衣しょう		
	その他		
合計		100	100

注:「リース」と「レンタル」の区分
・「リース」……物件を使用させる期間が1年を超え、契約期間中に解約の申し入れができない賃貸契約
・「レンタル」……「リース」以外のすべての賃貸契約

15 物品賃貸業のレンタル年間売上高及びリース年間契約高 ※主な業務が「物品賃貸業」のみ

- ◆ 物件区分の内容例示については、下表を参照してください。

物件区分		内容例示
産業用機械器具	産業機械	自動組立装置、産業用ロボット、製鉄機械、化学機械、繊維機械、鉱山機械、食品加工機械、製紙機械、印刷機械(事務用を除く)、樹脂加工機械、木工機械、工業窯炉、包装機械、鑄造機械、金型など
	工作機械	旋盤、ボール盤、中ぐり盤、フライス盤、平削り盤、研削盤、歯切盤、マシニングセンタ、鍛圧機械、放電加工機、溶接機など(数値制御(NC)付きを含む)
	土木・建設機械	掘削機械、基礎工事機械、整地機械、締め固機械、コンクリート機械、舗装機械、建設用各種クレーン(自走式を含む)、建設工事用各種作業船、仮設用機材(工事用エレベータを含む)、建設用足場資材、鋼矢板など
	医療用機器	診断施設用機器、診断用機器、手術用機器、処置用機器、試験・検査用機器、歯科用機器、医療用各種電子応用機器など
	商業用機械・設備	業務用調理装置、冷凍機、ショーケース、業務用冷凍(蔵)庫、各種自動販売機、レストラン用設備、商業用什器、備品など
	通信機器	有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、テレビジョンなど
	サービス業用機械・設備	業務用ランドリー・ドライクリーニング装置、ホテル用設備、自動車用サービス機器、レジャー機器・設備(ボウリング装置など)、娯楽機械(パチンコ台、ゲーム機器、遊園地用娯楽機器など)、カラオケ機器(業務用)、娯楽機器用両替機など
事務用機械器具	その他の産業用機械・設備	鉄道車両、産業用車両(フォークリフトなど)、荷役運搬機器車両(コンテナ、パレットなどを含む)、船舶、航空機などの自動車以外の輸送用機器、音響機器(業務用)など
	電子計算機・同関連機器	電子計算機、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器、パソコン、ソフトウェア、CAD/CAM(コンピューター設計・製造システム)など
	事務用機器	複写機、金銭登録機(レジスタ)、会計機械、タイプライタ、タイムレコーダ、あて名印刷機、オフセット印刷機(B3判未満)、エアシュータ(気送管)、シュレツダ、事務用什器・備品など
自動車		乗用車、ライトバン、トラック、バス、特殊車両(タンク車、トレーラなど)、二輪自動車など
スポーツ・娯楽用品		スポーツ用品、娯楽用品、自転車、運動会用具、スポーツ・娯楽用テント、ヨット、モーターボート、ボートなど
その他の物品	映画・演劇用品	映画・演劇用諸道具、映画・演劇用衣しょう、映写機など
	音楽・映像記録物	音楽・映像等のCD、ビデオ、DVDなど
	貸衣しょう	冠婚葬祭用の衣しょう、パーティ用の衣しょうなど
	その他	本、植木、ふとん、ユニフォーム、作業服、介護ベッド、車いす、楽器、美術品、仮設住宅・トイレ、業務用テントなど上記以外の物品

16 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

以下の「サービス業務」を主な業務として営んでいる場合は、該当する区分の「件数・利用者数等」欄に記入してください。
区分の①～⑥は、平成27年1月から12月までの1年間の件数等を記入してください。

サービス業務		区分	件数・利用者数等
冠 婚 葬 祭 業	葬儀業、結婚式場業、冠婚葬祭互助会	① 結婚式・披露宴の年間取扱件数	件
		② 葬儀の年間取扱件数	件
映 画 館		③ 年間入場者数	人
		④ 年間公開本数	本
興 行 場、興 行 団	劇場、興行場、劇団、楽団、舞踏団、演芸・プロスポーツの興行など	⑤ 年間入場者数	人
スポーツ施設提供業	スポーツ施設（興行目的以外）、体育館、ゴルフ場、ゴルフ練習場、ボウリング場、テニスコート、バドミントンコート、フィットネスクラブなど	⑥ 年間施設利用者数	人
学 習 塾		⑦ 受講生数（在籍者数） ※平成27年12月31日現在	人
教養・技能教授業	音楽、書道、生花・茶道、そろばん、外国語会話、スポーツ・健康などの教授業	⑧ 受講生数（会員数） ※平成27年12月31日現在	人

16 特定のサービス業における取扱件数、入場者数、利用者数等

◆ ①～⑥までは、平成27年1月から12月までの1年間について記入してください。

① 結婚式・披露宴の年間取扱件数

結婚式（挙式）と披露宴を連続して行った場合は併せて1件としてください。

「挙式のための件数」、「披露宴のための件数」及び「挙式と披露宴を併せて行った件数」の合計を記入してください。

② 葬儀の年間取扱件数

葬儀一式を1件とします。

③ 映画館の年間入場者数

有料入場者数を記入してください。試写会等の無料上映のもの及び映画館を賃貸して他の者が主催した興行（イベント等）の入場者数は含めません。

④ 映画館の年間公開本数

上映した映画の**タイトル数**を記入してください。上映回数ではありません。2本立て上映の場合は、それぞれを1本として記入してください。

⑤ 興行場、興行団の年間入場者数

主催した興行の有料入場者数を記入してください。無料の入場者及び興行場を賃貸して他の者が主催した興行の入場者数は含めません。

⑥ スポーツ施設提供業の年間施設利用者数

有料利用者数を記入してください。団体が利用した場合は、申し込みの際の利用者数を記入してください。

⑦ 学習塾の受講生数（在籍者数）

平成27年12月31日現在で、在籍（入会）している受講生数を記入してください。冬期特別コースのみを受講している受講生も含めます。

⑧ 教養・技能教授業の受講生数（会員数）

平成27年12月31日現在で、会員となっている受講生数を記入してください。

17 特定のサービス業における同業者との契約割合

「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面9欄「(キ)⑩情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入」に占める、同じ業務を営む者（同業者）との契約（受注）割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

同業者との契約割合				%
-----------	--	--	--	---

17 特定のサービス業における同業者との契約割合

◆ この事業所が「ソフトウェア業」、「情報処理・提供サービス業」、「インターネット附随サービス業」を主な業務として営んでいる場合は、第1面9欄「(キ)⑩情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入」を100(%)とした**同業者との契約（受注）金額の割合**を記入してください。

● ソフトウェア業（『分類表』における分類番号 3901～3905）

受注開発ソフトウェア [分類番号3901]

組込みソフトウェア [分類番号3902]

業務用パッケージソフトウェア [分類番号3903]

基本ソフトウェア [分類番号3904]

ゲームソフトウェア [分類番号3905]

● 情報処理・提供サービス業（分類番号 3906～3912）

受託計算サービス [分類番号3906]

システム等管理運営受託 [分類番号3907]

データベースサービス [分類番号3909、3910]

市場調査・世論調査・社会調査 [分類番号3911] など

● インターネット附随サービス業（分類番号 3913～3921）

ポータルサイト・サーバ運営サービス [分類番号3913～3915]

アプリケーション・サービス・コンテンツ・プロバイダ [分類番号3916、3917]

インターネット利用サポート [分類番号3918～3921]

◆ 同業者とは、下表において○を付した関係をいいます。

		発注者の主な業務		
		ソフトウェア業	情報処理・ 提供サービス業	インターネット附随 サービス業
この事業所の 主な業務	ソフトウェア業	○	×	×
	情報処理・ 提供サービス業	×	○	×
	インターネット附随 サービス業	×	×	○

備考 平成27年1月～2月まで改装のため休業

備考

◆ 平成27年に休業期間があった場合など、事業活動について通常と異なることがあれば記入してください。

【23】事業所調査票（政治・経済・文化団体、宗教） 第1面

→ 【23】事業所調査票 第1面の記入のしかたについては32～37ページ『【15】～【23】事業所調査票 第1面』を参照してください。

7 政治・経済・文化団体、宗教の種類 ● 右表の中から、該当する番号を選択し、○で囲んでください。	政治・経済・文化団体	① 政治団体	宗教	⑥ 神道系宗教
		② 経済団体		⑦ 仏教系宗教
		③ 労働団体		⑧ キリスト教系宗教
		④ 学術団体、文化団体		⑨ その他の宗教
		⑤ その他の政治・経済・文化団体		

7 政治・経済・文化団体、宗教の種類

◆ 該当する番号を1つ○で囲んでください。

MEMO

よくあるご質問

問1 調査日(平成28年6月1日)に営業していない場合や、季節的に営業しているため調査日に従業員がいない場合は対象となるのか。

答) 調査日に営業していない場合でも、専従の従業員や管理者がいる場合は調査の対象となります。

問2 調査期間中に合併や分割、または一部の事業を経営譲渡した場合はどのように記入すればよいか。

答) 合併・分割・経営譲渡をされた場合には、該当する企業調査票もしくは事業所調査票の備考欄に、合併等の時期、相手方の法人名や事業再編の種類(合併、分割など)などできるだけ詳しく記入してください。

記入例:平成28年4月1日/株式会社△○(〒111-0000 東京都〇〇区△△1丁目13-2/03-XXXX-XXXX)に(を)吸収合併

問3 非常勤の役員、また、産休、育休、療養中の人は従業員に含めるのか。

答) 常勤、非常勤の別、休業中は問わず、給与を支払っている場合は従業員に含めます(非常勤の役員は「有給役員」に含めてください)。

問4 事業所間で従業員が行き来している場合や、その時々で出勤する事業所が異なる従業員はどのように扱うか。また、業務請負で来ている場合の従業員はどのように扱うか。

答) 給与を支払っている事業所の従業員となります。

問5 パート・アルバイトと臨時雇用者の雇用期間が1か月以上か未満かの基準月日は、いつを基準にして1か月とするのか。

答) 6月1日現在で雇用している者について、雇用契約期間が1か月以上か未満かをご判断ください。

問6 消費税の税込み・税抜き記入について、企業調査票は記入欄があるが、事業所調査票はどうすればいいか。

答) 同一企業の調査票は、税の扱いを統一したいため、個々の事業所毎には記入欄を設けていません。企業調査票で選択した方法ですべての調査票を記入してください。

問7 社内の管理、支援業務を行っていて事業所としての売上がない場合は、事業所調査票はどのように記入するのか。

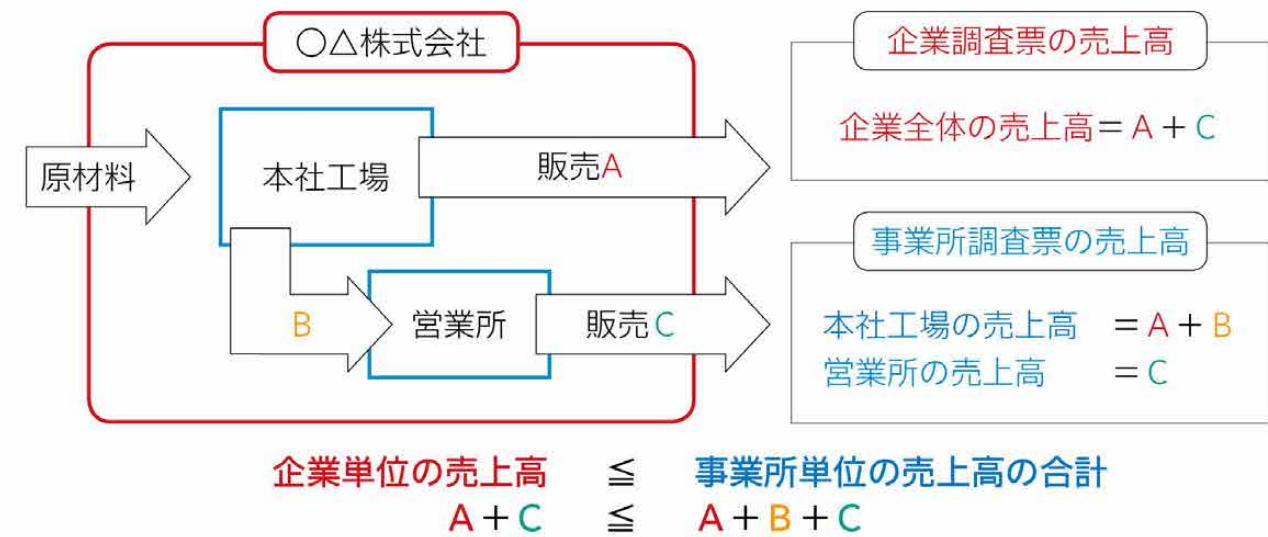
答) 管理・補助的業務のみで売上がない事業所は、事業所調査票⑥欄「管理・補助的業務」で、該当する番号を選択し、売上(収入)金額欄には「0」と記入してください。

※管理・補助的業務以外にも業務を行っている場合には、事業所調査票の⑥欄は記入不要です。

問8 企業調査票の売上(収入)金額と事業所調査票の売上(収入)金額の合計が社内取引等の関係で合致しない場合はどうすればいいか。

答) 企業調査票の売上と事業所調査票の売上の合計が、社内取引等の関係で合致しない場合は、企業調査票の備考欄にその旨を記載してください。

<参考> 企業の売上高と事業所の売上高



問9 企業調査票の「企業全体の売上」欄の②費用総額と③～⑩の合計は一致しなくてもよいか。

答) 「企業全体の売上」欄の③～⑩は主な費用項目なので、その合計と②費用総額とは必ずしも一致しません。また、金融業、保険業以外の場合には、⑩支払利息等は営業外費用に該当するため、②費用総額には含めません。

問10 企業調査票の売上(収入)金額などは連結ベースで記入するのか、単体ベースで記入するのか。

答) グループ会社は別企業として調査しますので、企業単体ベースの金額で記入してください。